

# 特許庁委託

## 台湾における並行輸入品への法的手当

2017年3月

公益財団法人日本台湾交流協会



# 台湾における並行輸入品 への法的手当

※本報告は、台北市日本工商会／知的財産委員会／戦略G会議の  
並行輸入問題プロジェクトチームの協力により作成された。

## 【並行輸入問題プロジェクトチーム メンバーリスト】

(敬称略)

- 知的財産委員会・委員長  
 台灣恩益禧（股）公司                      營業執行副總經理              若田 俊英
  
- 知的財産委員会・副委員長  
 台灣双日（股）公司                      董事長兼總經理              坂本 雅生
  
- 参加者（順不同）
 

台灣恩益禧（股）公司	本部總經理	五十嵐 守
百樂文具（股）公司	總經理	横井 秀雄
台象（股）公司	副總經理	鈴木 和人
台象（股）公司	副課長	紀 偉平
台象（股）公司	副課長	陳 佩筠
文卡（股）公司	經理	三宅 丈
台灣電綜（股）公司	經理	内山 仁宏
台湾山葉機車工業（股）公司	部長	水野 智文
台灣本田（股）公司	總經理特別助理	石井 秀明
台灣本田（股）公司	副部長	胡 秋斌
日商倍樂生（股）公司台北分公司	經理	小松 玲子
台湾兄弟國際行銷（股）公司	董事長	小幡 勇二
台湾山葉音樂（股）公司	董事長	播磨 洋介
飛龍文具（股）公司	工場長	和田 直樹
台灣萬代南夢宮有限公司	總經理	木村 武史
台灣萬代南夢宮有限公司	副總經理	栗原 正行
台湾愛普生科技（股）公司	事業部副總經理	高倉 洋右
台湾角川（股）有限公司	總經理	成田 聖
台湾角川（股）有限公司	協理	三吉 勇己
世雅育樂（股）有限公司	經理	太田 裕紀
愛貝克思（股）有限公司	董事長兼總經理	宮崎 伸滋
台湾佳能資訊（股）公司	經理	加藤 喬
台灣碩網網路娛樂（股）公司	資深經理	山田 豪
  
- 講師（萬國法律事務所）
 

萬國法律事務所	シニアパートナー弁護士	鍾 文岳
萬國法律事務所	法律專員	葉 庭好
  
- 戦略G会議事務局
 

日本台湾交流協会	經濟部主任	五閑 統一郎
日本台湾交流協会	經濟部知財専門家	能川 勝男

## 前書き

2011年3月に発行した「台湾における並行輸入品への法的手当」では、主に専利権（日本の「特許権」、「実用新案権」及び「意匠権」に相当する）、商標権、著作権に係る真正品の並行輸入を容認又は禁止をしている規定、関連する行政機関及び各級裁判所の見解、並びに並行輸入を阻止するための対応策・対処方法を説明した。その後、専利法及び商標法に大きな改正があり、専利法は2011年12月21日改正、2013年施行、商標法は2011年6月29日改正、2012年施行され、それ以降もいくつかの条文が改正された。著作権法は、2014年、2016年に一部が改正され、公平交易法（日本の不正競争防止法に相当）は2015年2月4日に全面的に改正された。以上の知的財産に関する法律の改正に伴い、本稿は、「台湾における並行輸入品への法的手当」の2011年3月版に修正を加えて改訂したものである。

台湾において、著作権に係る真正品の並行輸入を禁止しているのに対し、特許権・商標権に係る真正品の並行輸入を容認している。並行輸入品の流通については、メーカーと販売代理業者の立場から見ると、マーケティングプランを阻害し、商品の需要と供給のバランスが崩れ、さらにはメーカーのコストが増える、商品の売上げが減るなどの問題を招くおそれがある。更に、並行輸入業者の中には、外国の中古品などを改造、修理又は再生して新品として台湾に低価格で販売する場合がある。このような行為は、正規製造メーカーの企業イメージ又は信用を損なうおそれがある。

正規製造メーカーと台湾販売代理業者の権益を守り、不法な輸入品を水際で差し止めることは、当該商品が台湾市場に流通することを防ぐ第一防衛線であると言える。

このような観点から、本稿においては、「良くある質問」の内容を充実させたほか、「並行輸入と修理、改造、再生品との関係」及び「税関での水際措置」を新たな項目として盛り込んだ。

# 台湾における並行輸入品への法的手当

<b>第一章</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
	第一節 並行輸入の定義.....	1
	第二節 台湾における並行輸入の現状.....	3
<b>第二章</b>	<b>並行輸入の禁止・容認に関する法律</b> .....	<b>8</b>
	第一節 権利消尽の原則.....	8
	第二節 専利法.....	9
	第三節 商標法.....	11
	第四節 著作権法.....	13
	第五節 公平交易法.....	15
	第六節 その他の法律規範.....	17
	一、 植物種苗法.....	17
	二、 集積回路回路配置保護法.....	17
	三、 商品検査法.....	17
	四、 電信管制射頻器材管理弁法.....	18
	五、 食品安全衛生管理法.....	18
	六、 薬事法.....	18
	七、 化粧品衛生管理条例.....	18
	第七節 並行輸入に関する重要条文.....	20
	第八節 並行輸入と修理、改造、再生品との関係.....	24
<b>第三章</b>	<b>実例で台湾当局の見解を見る</b> .....	<b>31</b>
	第一節 特許権に関する事件.....	31
	第二節 商標権に関する事件.....	33
	第三節 著作権に関する事件.....	35
<b>第四章</b>	<b>並行輸入を阻止するための予防策</b> .....	<b>38</b>
	第一節 販売できる区域の限定による並行輸入を阻止するための対策.....	38
	第二節 商品仕様やアフターサービスなどの区別による並行輸入を阻止するための対策.....	40
	第三節 並行輸入を阻止する対策に関する公平交易法上の留意点.....	43

<b>第五章</b>	<b>並行輸入行為への対応・救済</b> .....	<b>45</b>
第一節	訴訟によらない対処方法.....	45
第二節	訴訟による対処方法.....	52
	一、 民事訴訟.....	52
	二、 刑事訴訟.....	53
	三、 権利侵害の救済に関するリスト.....	55
	四、 知的財産権以外の権利侵害救済.....	57
第三節	税関での水際措置.....	58
	一、 特許権侵害品への対応.....	63
	二、 商標権侵害品への対応.....	72
	三、 著作権侵害品への対応.....	85
	四、 結論.....	96
<b>第六章</b>	<b>並行輸入に関連するよくある質問 (Q &amp; A )</b> .....	<b>97</b>
問題① :	台湾並行輸入業者が、他国で中古品として販売される通信機器を改造して、台湾に輸入して、それを新品として販売する行為に対し、商標権侵害又は公平交易法の違反に基づき訴訟を提起するほか、どのような対処方法があるのか?.....	97
問題② :	台湾の並行輸入業者が日本玩具・文房用具製造メーカーの数年前の在庫品をそのまま台湾に輸入販売している。メーカー及びその台湾代理店 (権利者側) が商品の販売のために多額の広告費用を投じているのに対し、並行輸入業者は何もせずに市場の利益を搾取している。このような状況の下で、権利者側は並行輸入業者に対し、どのような対処方法があるのか?.....	103
問題③ :	並行輸入された自動車・バイクは、正規品と同じモデル / 同じタイプであっても台湾では正規品より非合理的な価額で安く販売されている。輸出入業者が税関申告の際に価格を安く申告している可能性があると推測される場合、権利者としてどのような対応が可能か。..	105
問題④ :	問題④ : 台湾の事業者は、海外にて既に改造、リニューアルされた中古製品を輸入し、あるいは、海外から中古製品を輸入した後に、台湾にて改造、リニューアルした上で、商標権利者の商標をそのまま付けて販売しいてい	

	ることに対し、商標権者はどのような法律上の権利を主張できるか。……	107
問題⑤：	代理商又は販売店の広告を盗用する場合、違法性の問題があるか？	108
問題⑥：	ライセンスや輸入許可証を未取得の場合、違法性の問題があるか	110
問題⑦：	電気機器、事務機器、輸送機器などの工業製品は、「商品検査認証標章」を貼り付けていない場合、違法性の問題があるか？	110
問題⑧：	並行輸入業者が低価格申告、異なる貨物類別をもって不実申告、数量偽装、密輸出入、税関との結託など脱税の手段により、価格的な優位性を築く場合、違法性の問題があるか？	111
問題⑨：	中国語による商品表示及び内容説明をしていない場合、違法性の問題があるか？	112
問題⑩：	医薬品、化粧品、食品の並行輸入品について、特に注意すべき事項又は問題があるか？	113
問題⑪：	中国産の並行輸入製品に対し、特に注意すべき事項又は問題があるか？	122
問題⑫：	法定の手続きをとらずに、自動車又はオートバイの個人輸入をすることについて、違法性の問題があるか？	123
問題⑬：	機器のコピーガード等が勝手に解除された場合、何か問題あるか？	123
問題⑭：	内国権利者が輸入した時点で、外国権利者とは無関係に独自のグッドウィルを形成している場合、何の問題があるか？	124
問題⑮：	代理店・販売店契約書における「販売できる区域」の限定と再販禁止に関する規定に、違法性の問題があるか？	125
問題⑯：	並行輸入品に対するアフターサービスについて、メーカーや正規代理店がアフターサービスの義務を負うのか？	126
問題⑰：	台湾から海外への輸出（並行輸出）について、特に注意すべき事項又は問題があるか？	127



問題⑱：	並行輸入された正規品の電池や付属品を取り出し、安い電池、付属部品に取り替えて販売する行為には、違法性の問題があるか？.....	128
問題⑲：	台湾以外のライセンス先企業の製品が、品質基準の観点から販売地域の制限契約条項があるにも関わらず台湾に並行輸入された場合に、違法性の問題はあるか？.....	128
問題⑳：	台湾以外のライセンス先企業が、販売地域及び製造地域の制限を越えて、台湾で委託生産させ、そのまま台湾国内に流通させる場合、違法性の問題があるか？....	129
第七章	おわりに.....	131

#### 添付資料

・「海関執行商標権益保護措施実施弁法」新旧対照表.....	132
-------------------------------	-----

(税関の協力による商標権の権益保護措置執行作業要点、2016年12月30日付改正)

# 第一章 はじめに

## 第一節 並行輸入の定義

台湾の現行法は、「並行輸入 (Parallel Import)」又は「真正品の並行輸入 (genuine goods parallel import)」という用語を特に定義しておらず、イギリス、米国などの学理上の定義を翻訳して用いている。即ち、合法的な授權（ライセンス）を受けていない第三者が、知的財産権者又は授權者（以下「権利者等」という。）の同意を得ることなく、海外から合法に製造され、知的財産権が付された真正品を輸入することを指す。

知的財産権者から授權して製造又は輸入している商品と、第三者が輸入する商品とが並行することから「並行輸入」と呼ばれる。なお、第三者により「並行輸入」された商品は「並行輸入品」といい、初期の並行輸入品の多くが船便で輸入され販売していたため、「水貨」とも呼ばれていた。

このように正式に授權していない第三者による真正品の輸入販売の市場は「灰色マーケット (gray market)」とも呼ばれ、並行輸入品は「灰色マーケット商品」と呼ばれた。「灰色」は、白と黒との中間であり、このような輸入行為は完全な違法でなく、完全な合法でもない中間に位置するからである。

並行輸入品のほか、真正品のように見えるが、実際には真正品ではない「外流貨」や「外流商品」などもある。「外流貨」又は「外流商品」は、製造過程において権利者等の同意を得ずに、工場の関係者が勝手に製造して販売した場合を指す（日本では「横流し品」とも呼ばれる）。

授權範囲を超えて生産する場合としては、権利者等から商品生産を依頼された工場が、商品検収に合格しない商品が一定量出ることを想定して余剰に生産したり、原材料の残余分で自ら同じ商品を生産したりして、授權契約で約定した以上の数量の在庫を抱えるケースがある。この在庫が市場に流れた場合、並行輸入と認められるのかが問題となる。これら在庫の商品は、外見上真正品と同じであるが、授權範囲に含まれないため、並行輸入ではなく、権利侵害品に属すると考えるべきである。

商品の並行輸入において、内外の権利者が異なる場合については比較的争いが無いが、内外の権利者に何らかの資本関係や契約関係があるときに、問題が生じ得る。並行輸入は、次のようなタイプに分類できる。

### 一、内外権利者が同一である。

知的財産権者がそれぞれ国内と海外で当該商品の知的財産権を有し、輸入商品の製造元により、さらに次のとおり分類できる。

- (一) 知的財産権者が自ら外国で並行輸入品を生産した場合。
- (二) 知的財産権者が海外で他人に授権し、並行輸入品を生産した場合。

## 二、内外権利者の主体が異なる。

即ち並行輸入品が輸入される国と輸出する国での知的財産権者が同一ではない場合、内外権利者の主体間に関係があるか否かにより、さらに次のとおり分類できる。

- (一) 内外権利者間に契約関係がある場合。
- (二) 内外権利者間に関係がないが、第三者との間に資本関係、契約関係がある場合。例えば、国際市場で授権されている場合、各地域の授権者が授権契約内で再授権、又は地域外の第三者に委託販売させた場合など。

以上をまとめると、並行輸入品は以下の三つのルートに分かれる。

- (1) 直接、海外の知的財産権者から取得したもの。
- (2) 外国権利者の代理店から取得したもの。
- (3) 知的財産権者が授権した第三者から取得したもの。

並行輸入には、極めて重要な二つの特徴がある。一つは、当該商品が輸出国で合法に市場に置かれていても、輸入国での権利者等からライセンスを受けた独占販売店（総代理店）や代理店に、輸入を反対されることがある。独占販売店等は、自らが大きなコストをかけて築き上げたブランドや商標のイメージが並行輸入品により損なわれ、並行輸入業者と過酷な競争を繰り広げることとなり、当然に利益も減少するため、反対するのである。また並行輸入業者は、商品のアフターサービスを提供せず、マニュアルの使用言語問題も解決しないため、消費者の不満は独占販売店等にぶつけることとなる。

しかし、並行輸入品は、何れも真正品であって模倣品でないため、模倣品による権利侵害行為とは区別しなければならない。一方で並行輸入は、内国権利者や独占販売店、代理店による市場の独占を防ぎ、公正競争による価格の値下げ要因となり、消費者に多くの選択肢を提供できるほか、消費者の利益を保護し貿易流通を促す存在となっている。

以上のとおり、特許権、商標権、著作権に加えて、独占禁止の公正取引問題など、並行輸入に関わる問題の範囲が広いことが分かる。したがって、各国政府は、自国に特有の要素等を考慮した上で、異なる法律規範を設けているのである。

## 第二節 台湾における並行輸入の現状

台湾でよくある並行輸入品は、主に電気機器（デジカメ、家電製品、オーディオ、オーディオ・ヘッドホン、プロジェクター、プロ用撮影機材全般、ビデオデッキ、マイク、光学ディスク（CD/DVD/BD等）記憶装置等）、事務用機器（医療用プリンター専用紙等）、輸送機器自動車部品、自動車、二輪車等）、化粧品、食品（練り製品、調味料、菓子類、コーヒー等）、医薬品（健康飲料、薬品等）、文房具（ノート、ペン等）、運動用品（スポーツ靴、ゴルフボール等）、精密機械（時計等）、アパレル（ブランド衣料等）等持ち運びに便利な、ポータブル商品である。このほか、台湾では、例えば電気機器（デバイス等）、事務用機器やその消耗品、食品（ウイスキー等）、運動用品等の分野で「並行輸出」商品もあるが、その種類や数量は「並行輸入」の規模に全く及ばない。

台湾の並行輸入業者の主な販売ルートは、実体店舗と仮想店舗（インターネット店舗やネットオークション店舗）であり、特に仮想店舗の販売量は急速に拡大しており、事態はかなり深刻であると認識されている。また、堂々と「水際商品」や「並行輸入」の看板を掲げて消費者を引き寄せる並行輸入業者が多く存在し、その事業規模は正規代理業者と同程度であり、販売商品の簡易メンテナンスに対応したり、正規商品と並行輸入品を同時に併売する業者もある。

並行輸入は単なる法律の問題ではなく、経済、貿易と密接な関係がある。初期の台湾は低価格の市場に属し、又は輸入量の制限と高関税のため、市場経済があまり発達せず、並行輸入問題がそれほど目立たなかった。しかし、グローバルイゼーションによる経済発展、特に WTO 加入以降から、関税の大幅引下げなど貿易障害が取り払われ、国際貿易が急速に成長し、並行輸入に関わる紛争も増加してきた。ここでは、並行輸入の原因を、以下のとおり整理する。

### 一、内外国における価格差異の存在

異なる市場において、異なる価格が存在する。世界各国の生活水準、消費水準が同一ではないため、国際企業は各国の事情に合わせて価格を設定する。また、各国の為替レート、生産コスト、ライセンスフィー等が異なるため、商業戦略に基づき、同一のメーカーが生産した同一の商品であっても、各国での定価は当然に異なる。この価格差異が並行輸入をもたらす最も根本的な原因となり、並行輸入業者が、市場価格が相対的に低い地域から商品を取得し、市場価格が相対的に高い地域で販売しているのである。特に為替レートが大きくなれば、輸入国の貨幣価値が上がり、この価格差異がさらに大きくなる。特に輸入国で当該商品を生産しており、生産コストが引き下げられない場合、並行輸入問題はさらに深刻となる。

市場で同一商標が付された東南アジアや中国大陸からの並行輸入業者の商品は、その一例である。また、日本ブランドのデジタルカメラなどの電子製品は、円安の場合、日本価格が台湾価格より割安となり、貨物税と関税を支払う必要がなければ、日本購入したデジタルカメラを台湾で販売することで利益が得られる。

このほか、知名な商品であればあるほど、国内の総代理業者が当該地域の唯一な授権を取得するためには、高額なライセンス料を支払わなければならない。並びに商品販売につき大量な広告料を投入してブランドの知名度を築き、さらには十分な商品情報と使用説明を提供し、消費者に商品の性能と操作を理解させ、且つ商品のイメージを維持し当該ブランドの永続経営の志を達するため、最善のアフターサービス又は品質保証を提供しなければならない。一方、海外のメーカーはその販売代理業者に当該商品の促進販売を奨励するため、実務では、双方は代理販売契約で販売代理業者が一定の業績に達したとき、国外メーカーは一定の奨励金を支払う約束があるため、これらコストを最終価格に含めることとなり、国内外の価格差異の一因となっている。

並行輸入業者は、このような国内外の価格差異を見計らって特定商品を輸入するが、価格優勢を維持するために不正手段を採ることもある。例えば、輸入国がある特別な商品に高関税と貨物税を課している場合、並行輸入業者は商品価格を低く申告したり、虚偽の貨物類別や数量を申告したり、密輸等の方法により、税金を圧縮又は回避して利益を得ている。さらにコストダウンを図るため、商品選択が多く数量が一定数を確保できる海外市場から中古品を輸入し、消費者には新品と称して販売するような業者もある。

## 二、アウトレット商品の存在

「アウトレット (Outlet)」とは、本来「在庫処分、低価格販売」を意味し、今では、業者と小売業者が在庫量を調整し、在庫品を処分するため、商品を多く低価格で販売する小売方法を意味している。アウトレット商品とは、クーリングオフされた絶版品、仕様に合わないサイズ、汚れ等があるワケあり品、又は保存期限の満了直前の切迫品、流行遅れの不良在庫品等を意味する。

現在、多くの国々は、アウトレットモールを設立し、アウトレット商品を専門的に販売している。また、さらにメーカーによっては、「アウトレット専用品」を特注してアウトレットで販売し、デパートなど販売ルートで販売する正規商品と区別することもある。アウトレット商品は、正規商品

より価格面でのメリットがあるため、並行輸入業者の重要な商品供給源とされている。特にアメリカ、ヨーロッパでは、アウトレットは昔からあり、台湾でもアウトレットの販売モデルが近年導入されているが、その割引価格は海外のアウトレットと比べて小幅であり、消費者にとってあまり魅力が感じられない。このため、並行輸入業者は、海外のアウトレットで人気があるブランド商品を輸入する傾向がある。

### 三、需給バランスの崩れ

ある商品の市場における需給バランスが崩れることにより、並行輸入を招く場合がある。まず、需要が供給より多い場合（例えば、代理業者又は販売代理業者が所有する商品の数量が足りない場合）、関係の良い取引先に優先的に割り当てるため、他の取引先は正規商品を取得できず、消費者ニーズに応えるため仕方なく、並行輸入品を販売することがある。また、台湾で未発売、又は法令が販売を禁ずる商品であって、台湾でのヒットが見込まれる商品は、並行輸入業者が競って仕入れることがある。逆に、供給が需要より多い場合（例えば、大量生産により過剰な在庫が発生した場合）、在庫処分として安値で放出されることとなり、市場で正規品と並行輸入が並存することがある。

### 四、各種認証の取得及び製品検査手続きの省略

薬品、化粧品、医療器材、自動車、電信管制射頻器材等の一部の商品は、輸入国の管制（規制）が厳しいため、輸入許可を取得するコストが高く、時間を必要とする場合が多い。しかし、並行輸入で管制を回避できる場合、低コストで輸入できるメリットがある。

一例として、薬品は輸入許可を得ることが難しく、臨床実験のみでも三年以上の時間を要するため、権利者等はコストを当該薬品の販売価格に反映させているが、並行輸入業者はそのコストを省略することができる（いわゆる「ただ乗り行為」）。

このほか、任天堂のゲーム機WiiはWiFiとBluetoothの通信機能を持つため、電信管制射頻器材に属し、主務機関の認証を得なければ勝手に製造、輸入、販売又は公開陳列することができず、このように認証の取得のためにかかる費用及び商品の検査時間とコストは正規商品の販売価格に反映され、消費者が負担することとなる。

ただし、このような商品が商業目的に基づく輸入ではなく、少量輸入であり、且つ個人的に使用する場合は、面倒な認証や商品検査手続きを遵守する必要がないので、実務上、並行輸入業者は各種の認証取得、商品検査

の手続きを回避するため、個人使用の目的と偽って当該商品を輸入している。

しかるに、このような並行輸入品は既に違法販売を構成し、瑕疵又は故障があった場合、消費者がそのリスクを負うこととなる。

一方、台湾における並行輸入の問題点は「ただ乗り」にある。真正品の並行輸入は、メーカー、販売店、代理店及び消費者等各当事者の経済利益が関わるため、真正品の並行輸入を最も反対するのは輸入国の販売店や代理店である。代理業者が相当なコストを投入して商品の展示、販売促進、広告等宣伝を行い、当該商品ブランドの信用を築き上げているのに対し、並行輸入業者はコストをかけずに販売店や代理店の努力を利用して並行輸入品を輸入販売して販売店や代理店と対抗しており、これがいわゆる「ただ乗り（free-riding）」である。

#### （一）、販売機会の損失

輸入国で既に高い知名度と市場の販売ルートがある場合、並行輸入業者は代理店又は販売店の築いた信用・名声とマーケティング方法を利用して簡単に利益を得ることができる。また、現代の通信技術が発達しているため、情報の流通が速く、並行輸入業者はすばやく且つ安価に世界各地の商品価格情報と商業製品情報を手に入れることができ、流行を先取りして並行輸入品の産地、価格、販売場所を選択し、市場で評判の良いヒット商品だけを大量に輸入販売し、商品の滞納のリスクを減少し、さらには代理業者の販売前の商品を並行輸入することにより、多額の利益を得ることができる。つまり、並行輸入業者の最大の問題は、悪意をもって他人の信用・名声にただ乗りすることであり、商品の研究開発、広告宣伝、人材教育訓練及びアフターサービスのコストを支払わなくても、合法の授権代理業者又は販売代理業者が投入した心力を享受して、低価格で消費者を引き寄せているので、紛れもなく「剽窃（ひょうせつ）」行為を構成する。例えば広告及び販売促進コストの高い日常用品、飲料、掃除用品、服など製品は、並行輸入業者がただ乗りしやすい対象である。

#### （二）、サービスコストの負担

民法の瑕疵担保責任、消費者保護法の商品販売者責任又は契約で別途約定した保守サービス責任を問わず、何れも契約当事者の

間にのみ存在するため、並行輸入品に問題が生じた場合、消費者は商品を購入した相手である並行輸入業者にしか主張できず、代理業者又は販売代理業者に並行輸入品の保守サービス責任を問うことはできない。

しかし、商品に瑕疵又は問題が生じたときに、並行輸入業者は行き届いたアフターサービスを提供することができず、メーカーに返送した場合、時間が掛かり、自ら修理を保証したとしても、突然の倒産や姿をくらます業者が後をたたず、消費者が仕方なく代理店や販売店にメンテナンスを依頼することとなる。代理店と販売店は、余分な時間とコストをかけて消費者に説明しなければならず、並行輸入品によるマイナスイメージを当該ブランドのイメージとして当該消費者が持ってしまう問題も生じかねないため、代理店や販売店にとっては厄介でしかない。

その一例として、アフターサービスの維持コストが比較的高い商品、例えばデジタル製品（デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、液晶テレビ）、家電製品（冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、美容機器）、自動車など製品などが挙げられる。この他、ある例外の状況において、代理業者又は販売代理業者は保守サービス又は修理責任を負わなければならない。例えば、トヨタ自動車が最近リコールした型番の車両が台湾の代理業者が輸入していないにも関わらず、行政院消費者保護委員会はトヨタ自動車の台湾代理業者和泰汽車に、回収範囲内の並行輸入自動車又は留学生在が輸入を申請した並行輸入品については無料で修理するよう要求した。



## 第二章 並行輸入の禁止・容認に関する法律

### 第一節 権利消尽の原則

いわゆる「権利消尽の原則」、又は「ファーストセール・ドクトリン」とは、知的財産権者又は知的財産権者より利用許諾（ライセンス）を受けた者の同意を得て市場に流入した知的財産権商品は、既に権利者が想到し、且つ既に対価を取得する機会があり、その知的財産権が行使済みであり既に消尽して権利行使ができず、知的財産権の所有者の物権が優先され、所有者が自由に知的財産権商品を処分できることを言う。

よって、知的財産権商品が初めて市場に流入した後に、権利者の持つ当該商品の販売・使用権が既に消尽するので、当該商品を合法的に取得したいかなる第三者は、何れも当該商品を自由に他人に譲渡または任意に使用することができ、権利者は干渉又は権利を主張することができない。権利消尽原則に関しては、その効力によってなお、「国内消尽原則」と「国際消尽原則」の二種類に分けられ、前者は並行輸入を禁止するのに対して、後者は並行輸入を禁止しないので、当該原則は並行輸入と密接な関係があり、専利法、商標法、著作権法の何れにも言及されており、それぞれの内容を以下に述べる。

#### 一、国際消尽の原則

国際消尽原則は、国外での最初の販売行為で、権利者の当該物品に対する権力を消尽させることをいい、権利者は、自らが製造、創作した又はその同意を経て製造、複製した物品が、本国又は国外において初めて市場に流入した後に、当該物品に対する販売権ならびに使用権が既に消尽したので、再び権利を主張することができない。台湾専利法及び商標法では国際消尽原則を採用し、並行輸入を認めており、第二章第二節、第二章第三節にそれぞれに詳しく説明する。

#### 二、国内消尽の原則

国内消尽原則とは、権利者が自ら製造、創作した又はその同意を経て製造、複製した物品が、「本国」において初めて市場に流入した後に、当該物品に対する販売・使用権が初めて消尽することを言う。よって、権利者は、国外において初めて市場に流入した物品に対し権利が消尽していないので、本国で当該物品につき権利を主張することができる。台湾著作権法では国内消尽原則を採用し、合法的な著作物の並行輸入を禁止しており、第二章第四節に著作権法に関する詳しい規定を紹介し、説明する。

## 第二節 専利法

台湾専利法にいう専利とは、発明、実用新案、意匠の三種類が含まれている。特許権者は、自らが取得した特許権を利用して経済利益を実現する専用実施権を享有する他、その同意を経ずに無断で当該創作を使用した者に対しても、その使用を排除する権利を享有し、第三者は特許権者の同意又は許諾を経ずに、製造、使用、輸入、販売及び販売のための契約を行うことができない。又、専用実施権について、物品特許権者は、専利法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意なくして製造、販売のための契約締結、販売、使用、又は上掲目的のための当該物品の輸入を排除する権利を専有し（専利法第 58 条）、方法特許権者は、専利法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意なくして当該方法の使用、及び使用又は販売のための契約締結、販売又は上掲目的のための当該方法により直接製造した物品の輸入を排除する権利を専有し（専利法第 58 条）、実用新案権者は、専利法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意なくして製造、販売のための契約締結、販売、使用又は上掲目的のための当該実用新案物品の輸入を排除する権利を専有し（専利法第 120 条により第 58 条を準用）、意匠権者は、意匠の実施を指定した物品につき、専利法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意なくして製造、販売のための契約締結、販売、使用又は上掲目的のための当該意匠物品又は類似する物品の輸入を排除する権利を専有する（専利法第 142 条により第 58 条第 2 項を準用）。上掲専用実施権に関する規定は、特許権者にいわゆる「輸入権」を付与している。

ただし、専利法第 59 条第 1 項第 6 号、第 120 条、第 142 条の規定のより、特許権者が製造した又はその同意を経て製造した特許権物品が販売されると、当該物品の使用又は転売に特許権の効力が及ばず、その製造、販売も国内に限らないので、明らかに台湾専利法は国際消尽原則を採用し、理論上、特許権物品の並行輸入に特許権の効力が及ばないため、並行輸入は合法的である。

**専利法第 59 条** 特許権の効力は次の各号の事項には及ばない。

.....

6. 特許権者が製造した又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後、当該物品を使用する又は再販売する行為。前記の製造、販売行為は、台湾内に限らない。

実用新案権：第 120 条により第 59 条を準用

意匠権：第 142 条により第 59 条を準用

最高裁判所 98 年度台上字第 597 号判決はさらに「専利法第 108 条(現行第 120 条)が第 57 条第 1 項第 6 号 (現行第 59 条第 1 項第 6 号)を準用する規定により、特許権者が製造した又はその同意を経て製造した特許物品が販売されると、上掲特許物品の使用又は転売の何れにおいても特許権の効力が及ばない。これに準じ、特許権者が自ら製造・販売した特許物品を加工後に転売することにより、特許権侵害の問題はない。」と明確に釈明しており、特許物品並行輸入の合法性を肯定している。現在台湾では特許物品の並行輸入を許容しているので、輸入対象が特許権者自ら又はその同意を経た者が合法的に製造・販売した特許物品であれば、特許権侵害を構成しない。故に、台湾国内の業者は生産コストを削減し国際市場における競争力を高めるため、必要な特許物品を国際市場でコストのより安い合法製品を輸入して利用することができる。

### 第三節 商標法

商標法第 36 条第 2 項は「商標が付される商品が、商標権者又はその同意を経た者により国内外市場において取引流通される場合は、商標権者は当該商品につき商標権を主張することができない。ただし、取引流通後の商品変質・毀損を防止するため、又はその他正当な事由による場合は、この限りでない。」と規定しており、これは商標権の国際消尽原則の採用を明文化したものであり、国外の著名な商品を並行輸入して国内市場で販売する行為は、原則として合法的であると認めるべきである。

#### 商標法第 36 条

……

(第 2 項) 商標が付される商品が、商標権者又はその同意を経た者により国内外市場において取引流通される場合は、商標権者は当該商品につき商標権を主張することができない。ただし、取引流通後の商品変質・毀損を防止するため、又はその他正当な事由による場合は、この限りでない。

現在、実務上の見解は、真正品の並行輸入は刑事権利侵害を構成しないと認定するものが多い：「…同一法理から見ると、『真正品の並行輸入』を行う輸入業者は、自らが輸入した商標権者が製造・販売した商標図形が付される真正品につきいかなる加工、改造又は変更を行わず、工場出荷状態で販売するとき、商品の出所が正当であるので、商標権者又は商標権者から使用許諾を受けた者の信用・名誉を損なうことなく、さらに、市場の独占を防ぐことができるため、価格競争を促進し、消費者に合理的な価格で商品を購入する利益を享受させるので、商標法の立法目的に反しない範囲内においては、商標権者の同意を得て行った行為として認めるべきであり、又、単純な商品説明や当該商標図形を当該商品の広告等同類の書類に付すことが認められる。逆に、工場出荷状態で販売せずに、無断で加工、改造又は変更した上で同一商標図形を当該商品に表彰した、又は当該商標図形を商品の広告等同類の書類に付して陳列・頒布した結果、商標権者又は商標権者より使用許諾を受けた者、指定代理店・販売代理店であると消費者に混同誤認させるに足るとき、当然悪意に基づき他人の商標を使用する行為に属し、明らかに他人の商標権を侵害する犯意があり、その情状

により商標法の刑罰規定を適用して刑を論ずるべきである。」(最高裁判所 82 年台上字第 5380 号刑事判決、台湾台北地方裁判所 90 年自字第 782 号刑事判決)前掲実務見解は、中間商による転売及び商標の適宜な標示を認めるものであり、商標法の混同誤認を防止する立法目的から見ると、真正品は混同誤認のおそれがなく、且つ市場の独占を防ぐこともできるので、当然商標権の侵害を構成しない。

実務上、刑事判決だけでなく、民事判決も前掲見解と同じ認定をしており、これは次の最高裁判所 81 年台上第 2444 号民事判決を見れば明らかである。「真正品の並行輸入は、輸入品の品質は台湾の商標権者が販売する同一商品と同じであり、且つ消費者を欺瞞し、混同誤認を招くおそれがないので、台湾の商標権者の営業上の名声・信用及び消費者の利益の何れも損なうことなく、さらに、台湾の商標権者による国内市場独占、商品価格支配を防ぐことができるため、価格競争を促進し、消費者に同一商品を購入時に選択を与え、自由競争の利益を享受させることができ、商標法の目的に反しないので、この範囲内では商標権の侵害を構成しないと認めるべきである。」

一方、**商品標示法第 8 条第 1 項**には「輸入商品が流通し国内市場に流れるとき、輸入業者は本法の規定に基づき、中国語による「商品名称、生産、製造又は輸入業者の情報、商品内容及び製造期日（又は有効期限）など」の商品表示と説明書の添付をしなければならず、その内容は原産地の標示と内容説明を簡略化してはならない」と規定されている。よって、**輸入商品が台湾市場に流通する場合、輸入業者は本法規定により中国語の表示及び説明書を加えなければならない**。また、その内容は原産地の表示及び説明書よりも簡略であってはならない。

並行輸入業者にとって有利な点は低価格で販売できることである。メーカーの告発により、商品の表示、説明書を中国語で随一作成することに伴い、コストが増え、手続きが煩雑になり、当該商品を輸入する意欲が低下することになる。

市場に流通している商品が商品標示法第 8 条第 1 項の規定に違反する場合、同法第 14 条により、主務官庁は期限を定め、改善するよう通知することができる。指定した期限を過ぎても、当該違反行為が改善されない場合は、3 万台湾ドル以上、30 万台湾ドル以下の過料に処することができ、また、当該行為が改善されるまで、回数に応じて連続で過料を科すことができる。違反の状況が重大である場合は、6 月以下の営業停止又は休業を命じることができる。

#### 第四節 著作権法

台湾の著作権法には著作権者が頒布権を専有するとの条文が定められていないので、消尽原則の規定もなかった。ただ、1993年に米国のスーパー301条の影響を受けて、著作権法第87条第1項第4号規定を「本法に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる行為は、著作権又は製版權を侵害する行為と見なす。四、著作財産権の所有者の同意を得ることなく著作物の原作品又はその複製物を輸入すること」と改正したことにより、著作権法第87条の1の例外規定に合致しただけでなく、いかなる形式での並行輸入を全て禁止した。

**著作権法第87条** 本法に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる行為は、著作権又は製版權を侵害する行為と見なす。

.....

4. 著作財産権者の同意なく、著作物の原作又はその複製物を輸入する場合。

.....

なお、著作権法第37条第4項に「専属許諾における被許諾者（ライセンシー）はその許諾された範囲内において、著作財産権者の位地をもって権利を行使し、また自己の名義をもって訴訟上の行為をすることができる。著作財産権者は、専属許諾の範囲内での権利行使ができない」と定められる。よって、キャラクター商品（著作権商品である場合）について、なるべくキャラクターの専属許諾（ライセンス）を得たほうがよいと考えられる。キャラクターの専属許諾を受けた場合、著作権が侵害されたら、民事訴訟救済、刑事訴訟救済及び税関の登録による侵害疑義物品の輸出入差止めの手続きなどの水際措置をとることができる。

著作権法は、専利法、商標法の規定と比較すると、間接的に台湾の著作権法は、国際消尽原則ではなく、国内消尽原則を採用すると推論できるはずである。著作権法第87条第1項第4号に規定する「輸入」とは、輸入権を指し、現行著作権法の規定によると、輸入権は著作財産権の所有者に帰属するので、権利者の同意を得ることなく、たとえ貿易商は合法的な方法により国外で商品を購入

した後に国内に輸入して販売したとしても、著作財産権の所有者の輸入権を侵害することになる。

しかしながら、実務上、經濟部智慧財産局及び裁判所は当該規定の適用につき、ある程度において解釈により縮減を試みている。詳しく言うと、經濟部智慧財産局は2003年11月18日付電子メール字第921118号書簡にて、第87条第4号は「著作権商品」に限って適用されるべきであると表示した。台湾高等裁判所高雄支所96上易1063号刑事判決も、上掲經濟部智慧財産局書簡解釈に賛同の意見を表明し、「著作権を保護する目的は公共利益をも考量すべきであり、著作権法第87条第4号による著作権者の輸入権に対する保護は、「著作物」の中身の保護を重んじるべきであり、つまり、著作権法による「真正品並行輸入」に対する制限は、「著作権商品」（例えば、音楽CD、視聴用DVD、書籍、コンピュータプログラム等）の輸入行為に限るべきである。著作権商品は内容物、即ち中身の販売を重んじるので、製品外観又は日常生活上の実用性との関連があまりないので、輸入した商品に著作が含まれていても（例えば、シーツ、布団カバー等に含まれる美術著作物又は図形著作物）、これらの著作物は当該商品の主な用途や価値ではないため、『著作権商品』に該当せず、著作権法第87条第4号規定の制限を受けないはずであり、經濟部智慧財産局2003年11月18日付電子メール字第921118号書簡もこの見解を採用している」。

台湾において、特許権・商標権に係る真正品の並行輸入を容認しているが、著作権に係る真正品の並行輸入を禁止している。ただし、「著作権法による『真正品並行輸入』に対する制限は、「著作権商品」（例えば、音楽CD、視聴用DVD、書籍、コンピュータプログラム等）の輸入行為に限るべきである」との見解も最高裁判所に採用している（最高裁判所2013年12月19日、102台上字第2437号判決）。

## 第五節 公平交易法

公平交易法における並行輸入に関する規定は、第 22 条、第 21 条及び第 25 条である。公平交易法第 22 条第 1 項第 1 号は、他人に混同を招く表記について「他の著名な氏名、商号、会社の名称もしくは商標、商品の容器、包装、外観、その他商品を表徴する標識を自分の提供する同一または類似の商品において、同一または類似的に使用することにより、他人の商品と混同を生ずること、または当該標識が付いた商品を販売し、運送し、輸出し若しくは輸入することをしてはならない。」と規定している。また、同法第 21 条第 1、2、3 項は次の不実の広告を禁止している。

- ① 事業者は、商品若しくはその広告に、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品に関する取引決定に十分に影響する事項について、虚偽不実又は人に誤解を与え るような表示又は表記をしてはならない。
- ② 前項において「商品に関する取引決定に影響する事項」とは商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造期日、使用期限(賞味期限)、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地及びその他顧客誘引に係る効果のある事項をいう。
- ③ 事業者は前項の虚偽不実または誤認させるような表示のあった商品の販売、運送、輸出若しくは輸入をしてはならない。」

そして同法第 25 条は「本法に別段の規定がある場合を除き、事業者はその他取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠く行為を行ってはならない」と規定している。

### 一、公平交易法第 22 条、第 21 条

公平交易委員会は、1992年に公研積字第3号書簡により、真正品の並行輸入が公平交易法第20条（現行第22条）及び第21条（現行同じく第21条）の違反を構成するかについて意見を表明し、次の原則を確立した。(1) 真正品の並行輸入は模倣の構成要件に符合せず、公平交易法第20条(現行第22条)の規定に違反しない。(2) 真正品の並行輸入が公平交易法第21条規定に違反するかは、並行輸入者の行為事実が故意に消費大衆をして商品の出所を誤認せしめるかによって判断しなければならない。

行政裁判所が案件ごとに判断する場合においても、公平交易委員会の上記書簡の判断標準を採用しているようであり、例えば、行政裁判所86年度



判字第274号判決は「広告内容は、広告者が商品の台湾における『総代理店』、並行輸入の販売店が『総代理店』の北区販売店と一般消費者をして誤認せしめるため、虚偽不実且つ人に誤解を招くおそれがある」と判示している。

## 二、公平交易法第 25 条

元メーカーが既に代理店に輸入又は製造・生産を承諾したものの並行輸入業者が国外から輸入したときに「ただ乗り行為」がある場合、公平交易法第25条に規定する「欺罔」又は「著しく公平さを欠く」行為を構成するおそれがある。いわゆる「ただ乗り行為」とは、許諾を受けた国内の代理店がマーケティングに高額な費用をかけて商品を消費者に広く認識させたのを、並行輸入業者が利用して、何の努力もせずにその成果を享受し、低価格競争を行うこと、又は「商品の出所を誤認せしめる行為」、つまり商品の出所又は内容、業者の名称・住所表示をあやふやにして、わざと消費者をして当該等商品は使用許諾を受けた代理店が輸入した商品と誤認せしめることを言う。実務上、本条は行為者の意図・目的、市場地位、所属の市場構造、商品特性、履行状況を総合的に判断しなければならず、甚だしくは刑法詐欺罪を構成するおそれがある。

## 第六節 その他の法律規範

### 一、植物品種及び種苗法

種苗、種苗の収穫物又はその直接加工物の自由な輸出入は認めるべきである。ただし、国際条約、貿易協定又は植物品種権利の保護、治安、衛生、環境及び生態保全若しくは政策の需要により制限を設けることができる（植物品種及び種苗法第51条第1項）。故に、原則として並行輸入は認められるが、国際条約、貿易協定又は植物品種権利の保護、治安、衛生、環境及び生態保全若しくは政策の需要によっては例外的に制限を設ける場合もある。ただし、中央主務官庁の許可なくして、遺伝子組換え植物を輸入し又は輸出してはならず、係る許可方法については、中央主務官庁が別途定める（植物品種及び種苗法第52条第1項）。

### 二、集積回路回路配置保護法

集積回路回路配置保護法第18条第3号にも、国際消尽の原則に関わる規定が設けられている。回路配置利用権の権利者は、他人がその同意を得ることなく「回路配置の一部又は全ての複製」、及び「商業目的のため回路配置又は当該回路配置に含まれる集積回路の輸入、頒布」を排除する権利を専有する（同法第17条）。

しかしながら、回路配置利用権は、合法的に複製した回路配置又は集積回路の所有者が合法的に所有する回路配置又は集積回路の**輸入**又は頒布には及ばず（同法第18条第3号）、この規定において、合法的な許諾を経た回路配置又は集積回路の並行輸入は合法的である。

### 三、商品検査法

商品を安全、衛生、環境保全及びその他技術法規又は基準に符合させ、消費者の権益を保護し、経済の正常な発展を促進し、動植物の疫病・虫害の拡散を防ぐため、主務官庁たる経済部標準検査局が指定・公告する種類、品目又は輸出地域であるとき、国内で生産、製造又は加工した農工鉱商品、又は国外に輸出し若しくは国内に輸入する農工鉱商品は、並行輸入の農工鉱商品を含み、何れも商品検査法により認証を行わなければならない（商品検査法第3条）。規定により認証検査の申出をせずに、認証規定に符合しない商品を工場から搬出し、輸出入し又は市場に進出したとき、商品認証の申出を行うべき義務者にニュー台湾ドル20万元以上200万元以下の罰金を処することができる（商品検査法第60条第1項）。

#### 四、電信管制射頻器材管理弁法

通信規制器材は公共ネットワークの干渉問題や電磁波放射の問題があるので、認証機関の認証がなければ、公共安全と人体安全を確保できない。よって、通信規制器材の輸入は主務官庁の許可を得て係る輸入許可証を取得しなければ輸入することができない（電信管制射頻器材管理弁法第16条）。よって、通信規制器材（例えば、アップル社のiPad、任天堂のゲーム機Wii等）の並行輸入品であれば、何れも電信管制射頻器材管理弁法の規定により係る輸入許可証を取得しなければそれを輸入することができない。さらに、誰でも通信規制器材の輸入業務を行えるわけではなく、事前に主務官庁の許可を得て係る経営許可証を取得して始めて当事業を営むことができる（電信管制射頻器材管理弁法第5条）。

#### 五、食品安全衛生管理法

食品の並行輸入ができるかは、食品安全衛生管理法（2014年2月5日付「食品安全衛生管理法」が「食品安全衛生管理法」に変更された。）により原則として、食品添加物と中央主務官庁が公告・指定する物品、食品用洗剤及び食品食器、食品容器又は包装以外は、中央主務官庁の認証、登記及び許可証の発給を受けなければ輸出できず、一般食品につき並行輸入は禁止されていない（食品安全衛生管理法第30条）。

#### 六、薬事法

薬品及び医療器材の輸入の制限は厳しく、薬事法の規定により、認証・登記の流れには当該薬物の国外工場での資料の完備の他、輸入業者による薬種商販売業の許可証の取得が必要であり、並行輸入は原則として難しい（薬事法第27条第1項）。詳しく言うと、薬品を輸入するには、当該薬品の成分、規格、性能、製法の要旨、及び認証企画と方法並びに関連する資料や証明文書を、原文と中国語ラベル、原文と中国語の薬品説明書及びサンプルと共に提出し、さらに費用を納付して中央衛生主務官庁に認証・登記を申請しなければならず、中央衛生主務官庁に許可され、薬品許可証を取得して始めて薬品を製造し又は輸入することができる（薬事法第39条）。医療器材を輸入するには、中央衛生主務官庁に費用を納付して認証・登記を申請しなければならず、中央主務官庁に許可され、医療器材許可証を取得して始めて医療器材を製造し又は輸入することができる（薬事法第40条）。

#### 七、化粧品衛生管理条例

化粧品はその医薬品成分又は毒物、劇物を含むのか否かによりさらに「化粧品（薬用ではないもの）」あるいは「薬用化粧品（医薬部外品）」と区別することができ、前者の輸入は主務機関に準備検査を提起すればよく、原則的には並行輸入を制限していない。ただし、後者は医療又は毒物、劇物を含み、人の身体の健康に影響するため、輸入許可を取得しなければならず（化粧品衛生管理条例第7条1項）、原則的に並行輸入は制限されている。輸入許可を取得していない並行輸入薬用化粧品が差し押さえられた場合、化粧品衛生管理条例第27条の規定により、1年以下の懲役、拘留に処し、又はニュー台湾ドル15万元以下の罰金を科し又はこれを併科し、且つ別途衛生を妨害した物品を没収し消滅させることになっている。

## 第七節 並行輸入に関する重要条文

以上の説明から、著作権法は並行輸入につき国内消尽原則を採用しているため、比較的並行輸入を直接阻止できるが、専利法、商標法等その他の知的財産権法は国際消尽原則を採用し、並行輸入を禁止していないため、著作物以外の商品につき、権利者が直接に専利法、商標法等知的財産権法を援用して並行輸入を制限する依拠とするのは困難である。権利者が並行輸入を阻止するには、その他関連する法規範又は手段に頼らなければならない。例えば、植物品種及種苗法、集積回路回路配置保護法、商品検閲法、電信管制射頻器材管理弁法、食品安全衛生管理法等その他の規範は、並行輸入のために設けられた規範ではないが、巧みに活用すれば、ある程度並行輸入を制限又は阻止する効果が期待できる。ご参考までに、並行輸入に関する重要条文を次のように纏める。

法令名	条文	法 文	並行輸入の容認又は禁止
専利法	59 条	<p>第 59 条 特許権の効力は、次の各号の事項に及ばない。</p> <p>.....</p> <p>6. 特許権者が製造した又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後、当該物品を使用する又は再販売する行為。前記の製造、販売行為は台湾内に限らない。</p> <p>.....</p>	容認
商標法	36 条	<p>第 36 条第 2 項 .....</p> <p>商標が付される商品が、商標権者又はその同意を経た者により国内外市場において取引流通される場合は、商標権者は当該商品につき商標権を主張することができない。ただし、取引流通後の商品変質・毀損を防止するため、又はその他正当な事由による場合は、この限りでない。</p>	容認
著作権法	87 条	<p>第 87 条 本法に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる行為は、著作権又は製版權を侵害する行為と見なす。</p> <p>.....</p> <p>4. 著作財産権者の同意なく、著作物の原作又はその複製物を輸入する場合。</p> <p>.....</p> <p>87 条ノ 1 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 4 号の規定を適用しな</p>	原則として禁止、例外あり

法令名	条文	法 文	並行輸入の容認又は禁止
		<p>い。</p> <p>.....</p> <p>5. 貨物、機器又は設備に包含された著作物のオリジナル又はその複製物が、当該貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。この場合、当該著作物のオリジナル又はその複製物は、貨物、機器又は設備を使用したり操作する際に複製してはならない。</p> <p>6. 貨物、機器又は設備に付属した取扱い説明書又はマニュアルが、貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。但し、取扱い説明書又はマニュアルを目的に輸入する場合は、この限りでない。</p>	
公平交 易法	21 条 22 条 25 条	<p>第 21 条</p> <p>一、事業者は、商品若しくはその広告に、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品に関する取引決定に十分に影響する事項について、虚偽不実又は人に誤解を与え るような表示又は表記をしてはならない。</p> <p>二、前項において「商品に関する取引決定に影響する事項」とは商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造期日、使用期限(賞味期限)、使用方法、用途、原産 地、製造者、製造地、加工者、加工地及びその他顧客誘引に係る効果のある事項をいう。</p> <p>三、事業者は前項の虚偽不実または誤認させるような表示のあった商品の販売、運送、 輸出若しくは輸入をしてはならない。</p> <p>.....</p>	取引秩序に影響することを禁止

法令名	条文	法 文	並行輸入の容認又は禁止
		<p>第 22 条 事業者は自己の供給する商品又は役務について、下記の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。</p> <p>1. 他の著名な氏名、商号、会社の名称もしくは商標、商品の容器、包装、外観、その他商品を表徴する標識を自分の提供する同一または類似の商品において、同一または類似的に使用することにより、他人の商品と混同を生ずること、または当該標識が付いた商品を販売し、運送し、輸出し若しくは輸入すること。</p> <p>.....</p> <p>第 25 条 本法に別段の規定がある場合を除き、事業者はその他取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠く行為を行ってはならない。</p>	
植物品種及び種苗法	51 条	<p>第 51 条 種苗、種苗の収穫物又はその直接加工物の自由な輸出入は認めるべきである。ただし、国際条約、貿易協定又は植物品種権利の保護、治安、衛生、環境及び生態保全若しくは政策の需要により制限を設けることができる。</p>	原則として容認、例外あり
集積回路回路配置保護法	17 条 18 条	<p>第 17 条 回路配置利用権の権利者は、他人がその同意を得ることなく、「回路配置の一部又は全ての複製」、及び「商業目的のため回路配置又は当該回路配置に含まれる集積回路の輸入、頒布」を排除する権利を専有する。</p> <p>第 18 条 回路配置利用権は、次の各号のいずれかには及ばない。</p> <p>.....</p> <p>3. 合法的に複製した回路配置又は集</p>	合法的な許諾を経た回路配置又は集積回路の並行輸入を容認

法令名	条文	法 文	並行輸入の容認又は禁止
		積回路の所有者が合法的に所有する回路配置又は集積回路の輸入又は頒布。	
商品検査法	3 条	<p>第 3 条 次の商品について、主務官庁たる經濟部標準検査局が指定・公告する種類、品目又は輸出地域であるとき、何れも商品検査法により認証を行わなければならない。</p> <p>一、国内で生産、製造又は加工した農工鉦商品。</p> <p>二、国外に輸出し若しくは国内に輸入する農工鉦商品。</p> <p>三、国内に輸入の農工鉦商品。</p>	台湾政府に許可された農工鉦商品の並行輸入を容認。認証を受ける必要がある
電信管制射頻器材管理弁法	16 条	第 16 条 通信規制器材の輸入は主務官庁の許可を得て係る輸入許可証を取得しなければ輸入することができない。	台湾政府に許可された通信規制器材の並行輸入を容認。
食品安全衛生管理法	30 条	第 30 条 食品安全衛生管理法により原則として、中央主務官庁が公告・指定する食品、遺伝子組換え食品原料、食品添加剤、食器、食品容器又は包装、食品洗剤以外は、中央主務官庁の認証、登記及び許可証の発給を受けなければ輸出できず、一般食品につき並行輸入は禁止されていない。	台湾政府に制限されていない食品の並行輸入を容認。
薬事法	39 条 40 条	<p>第 39 条 中央衛生主務官庁に許可され、薬品許可証を取得して始めて薬品を製造し又は輸入することができる。</p> <p>第 40 条 医療器材を輸入するには、中央衛生主務官庁に費用を納付して認証・登記を申請しなければならない。中央主務官庁に許可され、医療器材許可証を取得して始めて医療器材を製造し又は輸入することができる。</p>	並行輸入は原則として難しい。輸入制限が厳しく、認証・許可を受けて始めて薬品・医療器材を輸入することができる。



## 第八節 並行輸入と修理、改造、再生品との関係

### 一、並行輸入の特許権

#### 商品の改造・修理、再生品に係る法的効果

特許権者の特許製品を並行輸入し、そしてその特許製品を改造、又は特許製品の使用後に複製し、改めて販売するという方式は、並行輸入の態様の一つである。この類の並行輸入された特許製品を改造する行為は、特許権が消尽したか否かという問題に関わる。

権利の消尽論とは、特許製品が特許権者又はその許諾を得た人（通常は実施許諾者）によって、取引のために市場に提供された場合、その法律で保護された流通・取引権能が満たされたので、権利者は該製品の市場流通を制御できず、これによりいかなる第三者に対し権利を主張してはならないことを指す

専利法第 59 条第 1 項第 6 号に「特許権の効力は、次の各号の事項には及ばない。六、特許権者が製造した又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後、当該物品を使用する又は再販売する行為。前記の製造、販売行為は台湾内に限らない」と規定している（実用新案権：第 120 条により第 59 条を準用、意匠権：第 142 条により第 59 条を準用）。よって、特許権者が製造し、又はその同意を得た上で製造された特許製品が販売後に、特許権者の権利が消尽したので、特許権者は当該製品の流通を制御してはならない。権利消尽に限界があるか否かについて、米国法及び日本法では様々な角度から議論しており、例えば、米国司法実務には、いわゆる「修理及び再構成の原則」<sup>1</sup>があり、権利消尽理論を限定縮小し、「合法的な特許製品の修理行為」と「合法的でない特許製品の再構成行為」に分け、前者は特許権侵害を構成しない、すなわち権利者の特許権の効力が及ばず、後者は特許権侵害を構成し、権利消尽原則の適用がない。台湾法の実務では、目下権利消尽の範囲に限界があるか、その限界の基準は何かについての明確な見解がないものの、学説では、外国の学説を引用し、専利法第 59

---

<sup>1</sup>沈宗倫、権利消尽原則から合法的な特許製品の使用限界を論じる：特許製品の組み立てと修復を中心に、台大法学論叢、第 39 卷第 1 期、305 頁以下にある、「アメリカ連邦裁判所は、特許製品自体が既に「消尽」した状態におけるとき、第三者の特許製品機能を回復するための修復行為は、まさに原特許請求内容の再実現と同じ、特許権者の同意を得ていない場合、該修復行為が不法の「再構成行為」となり、その逆の場合、合法的な修理行為となると認めた、Aro Mfg Co. v. Convertible Top Replacement Co., 365 U.S. 366(1961)」という内容を引用した。

条第1項第6号の適用に制約条件を付けるべきであると認めている。

台湾法の実務では、目下権利消尽範囲の限界についての明確な見解がないものの、具体例を見れば裁判所の見解がわかる。知的財産裁判所97年民專上字7号判決の「彬騰社が丙〇〇に売却した1,500セットの「気動主機」は係争登録された実用新案の本体であり、彬騰社の該「気動主機」(すなわち本体部分)に対する権利は確かに販売により消尽し、竣稜社は該「気動主機」を単独で販売又は使用することができる。ただ、本件竣稜社は、該気動主機の本体及び管路に竣稜社のシールを貼り、その本体、管路及び接触式圧力センサを組み合わせ、巻き取り式シャッターの保護装置として建築坊社に販売しており、そして該装置の技術的内容は係争特許の特許請求の範囲の技術的特徴と同一であることが鑑定からわかり、係争実用新案登録の登録範囲に入っており、しかも前述を如く、係争実用新案はなお新規性及び進歩性という特許要件を満たす。よって、竣稜社が販売した上記の「気動主機」の本体、管路及び接触式圧力センサを組み合わせた全体装置は、やはり彬騰社の実用新案権を侵害しており、気動主機を彬騰社から購入した、又は管路、接触式圧力センサは従来技術を利用して製作したことをもって、竣稜社の前述装置の販売は実用新案権を侵害していないと述べるができない。」という内容から、当該購入した特許製品を改造後して再販売する行為は、特許権侵害行為を構成する可能性があることを示している。これに対し、最高裁判所99年台上字1467号民事判決では、「同法108条(現行:第120条)により第57条第1項第6号(現行第59条第1項第6号)の規定を準用し、特許権者が製造した、又はその同意を得た上で製造された特許製品が販売後に、前述特許製品の使用又は改めて販売することは、特許権の効力が及ばない。これに準じ、特許権者が自ら製造販売した特許製品を変更後に改めて販売するのは、特許権侵害という問題が生じない」と反対の見解を示している。

前述をまとめると、目下、権利消尽の限界がどこまでか、既に市場で販売・流通された特許製品を改造する行為は特許権侵害を構成するかに対する台湾法の実務見解は増えつつあり、具体例の事情によって判断しなければならない。

## 二、並行輸入の商標商品の改造・修理、再生品に係る法的効果

並行輸入の商標商品は、出所が正当であるため、商標権者又はその実施許諾者の信用や名誉に損害を与えることがなく、台湾法では、商標権侵害を構成しないと認められている。

ただし、並行輸入された商品を改造、加工又は変更してから販売した場

合、商標権侵害及び刑法上の詐欺罪を構成する可能性がある。具体的な例では、某業者がメーカーの商標が付されている「〇〇牌」バイク用エンジンのオイル缶を購入し、「〇〇牌」バイク用エンジンのオイル缶を偽って、廃棄オイルを充填し、同価格で販売して利益を得た。最高裁判所80（1991）年度第1次刑事廷会議は、このような事情につき、「甲は真正品のバイク用エンジンオイル缶に廃棄オイルを装入し、利益を得る意図により真正品として販売した行為は、詐欺罪を構成するほか、たとえ商標を模倣していても、当該商標を使用する権利がないにも関わらず使用したため、明らかに他人の商標専用権を侵害し、別途商標法第62条第1号（現行第68条）の罪が成立するはずであり、2つの罪の間に手段、結果の牽連関係があり、最も重い刑により処断すべきである」という見解を示した。

よって、真正品が並行輸入された後に、販売業者によって改造、加工又は変更された場合、商標権侵害のおそれがあるだけでなく、刑法上の詐欺罪を構成する可能性もある。

一方、包装替えした商品に権利者の知的財産権が使われている場合、輸入された商品又は中身が真正品であり、品質が真正品と変わらなくても、並行輸入の問題が生じる。また、実務では、並行輸入した真正品は、原包装のまま販売すべきであり、輸入者が自ら加工、改造又は変更したものに同一の商標図形を表彰、又は当該商標図形を広告等同類の書類に付して陳列又は配布し、消費者に商標権者又は使用許諾を得た者、指定代理業者、販売店と誤認混同させるに足りる場合、商標権侵害とみなすべきであると認めている。

内容物の詰め替えは、商品又は中身が真正品でないため、商標権侵害に関係する問題であり、並行輸入とは関係がない。

台湾の通説では、このように真正品を偽って利益を図る行為は、刑法上の詐欺罪を構成するほか、例え真正品の包装をそのまま使用し、商標を模倣していなくとも、該商標の使用許諾を得ていないので、該商標を使用する権利がないのに使用したため、明らかに他人の商標専用権を侵害し、商標法の規定に違反すると認めている。

なお、中国で製造された商品を部分品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立てた場合、並行輸入の問題があるかについて、次のように説明する。台湾では、中国からの輸入商品に特別な制限が設けられており、「台湾地区と大陸地区貿易許可弁法」第7条第1項第1号の「中国物品は、次の各号規定に該当する場合を除き、台湾へ輸入することができない。一、主務官庁の公告により輸入を許可した品目及び条件付き物品。」、第8条第1項第1号、第2号の「主務官庁の前条第1項第1号公告により輸入を許可した中国物

品は、次の条件に合致するときに限る。一、国家安全に危害を与えない。二、関連産業に重大な悪影響を与えない」という規定により、中国物品の台湾への輸入は、主務官庁經濟部の公告により輸入が許可された項目及び条件付き物品に限る。現在、中国物品の輸入管理は、「中華民國輸出入貨物分類表」及び「大陸物品条件付輸入許可項目・輸入管理法規彙総表」により処理する。国際貿易局「貨品分類及び輸出入規定検索」<sup>2</sup>のシステムを参照すれば、目下中国が製造したバイク完成品はタンク容量を問わず、一切輸入禁止であることがわかる。ただ、バイク部品の場合、原則として輸入することができるので、並行輸入業者が中国で製造されたバイクを部分品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立ててから販売する可能性が生じる。

商標が付された商品を部分品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立てて販売する行為が商標権侵害を構成するかはなお議論がある。実務上、商標権侵害を構成するか否かは、真正品を加工、改造又は変更したのに同一商標図形を表示したか、又は当該商標図形を広告等の書類に付して陳列又は頒布し、消費者に誤認混同させる状況があるかによって判断される。よって、単に商品（例えば、二輪車）を部品に分解し、台湾へ並行輸入した後に組立てた事実だけで消費者に誤認混同させるおそれがない場合、商標権侵害を構成しないはずである。逆に、該商品を部分品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立てた時に加工、改造又は変更の行為がある、又は組立てた該商品の品質が元の品質に及ばないのに、同一商標図形を表示し、当該商標図形を広告等同類の書類に付して陳列等し、消費者をして誤認混同させる場合、商標権侵害を構成するはずである。

また、並行輸入の製品を改造等する行為に違法性があるかについて、次のように説明する。

真正品の並行輸入は、当該商品の出所が正当であり、商標権者又はその実施許諾者の信用や名声を毀損するおそれがないため、商標法違反とならないのである。しかし、工場出荷時のままに販売せず、放送や商品を勝手に加工、改造又は変更した商品に同一商標を表彰する場合、あるいは当該商標を商品の広告などの文書に付加し、陳列や頒布することにより、商標権者、その実施許諾者、指定した代理販売店、販売店等の商品であると消費者に混同誤認させる悪意の使用をした場合、他人の商標専用権を侵害するとして、商標法の刑罰規定により処罰され得る。

つまり、並行輸入業者が加工等をした並行輸入品に同一商標を表彰した場合、又は当該商標を商品の広告などの文書に付加等し、一般消費者が混

---

<sup>2</sup>関連ウェブサイト：<https://fbfh.trade.gov.tw/rich/text/indexfh.asp>（最終アクセス期日：2017/1/23）

同誤認するおそれがある場合、商標法に違反するおそれがある。

しかし、電源電圧の問題を解決するため、変圧器とセットで販売する行為に違法性はない。並行輸入品の電源電圧が、台湾の商用電圧（110V）と異なることを考慮して、変圧器とセットで販売する行為は、並行輸入品を加工等をしないため、違法性の問題は生じない。そして、商標法違反の問題も生じない。

### 三、著作物の改造・修理、再生品に係る法的効果

台湾において、原則として、著作権に係る真正品の並行輸入を禁止しており、例外的に並行輸入を容認している。（第二章の第四節を参照されたい。）なお、著作物の改造、再生については、著作物の原創作性を保護する趣旨と違反しており、原則として著作権侵害になる。

著作権侵害に関連する条文を以下にまとめたので参照されたい。

第 84 条	著作権者又は製版權者は、その権利を侵害する者に対し、その侵害の排除を請求することができる。また、侵害するおそれがある場合には、その防止を請求することができる。
第 87 条	本法に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる行為は、著作権又は製版權を侵害する行為と見なす。 1. 著作者の名誉を害する方法をもってその著作物を利用する場合。 2. 製版權を侵害するものと明らかに知っていながらそれを頒布し、又は頒布する意図で展示又は所持する場合。 3. 著作財産権者又は製版權者の許諾なく複製された複製物又は製版物を輸入する場合。 4. <u>著作財産権者の同意なく、著作物の原作又はその複製物を輸入する場合。</u> 5. コンピュータープログラムの著作財産権を侵害する複製物をもって業として行う場合。 6. 著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら所有権移転又は貸与以外の方法で頒布する場合、或は著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら頒布を意図して公開展示又は所持する場合。 7. 著作財産権者の同意又は許諾なく、公衆にインターネットを通じて他人の著作を公開伝達又は複製させることを意図し、著作財産権を侵害させ、公衆に公開伝達もしくは

	<p>は複製できるコンピュータープログラム又はその他の技術を提供し、それによって利益を受けている場合。</p> <p>前項第7号の行為者が、広告もしくはその他の積極的な措置をとり、公衆を教唆、誘致、煽動、説得し、コンピュータープログラム又はその他の技術を利用させ、著作財産権を侵害した場合は、該号の意図を具えるとする。</p>
<p>第87条の1</p>	<p>次のいずれかに該当する場合は、前条第4号の規定を適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国又は地方公共団体の機関の利用に供するために輸入する場合。但し、視聴覚著作物のオリジナル又はその複製物を、学校又はその他教育施設の利用に供するために輸入する場合、又は資料保存以外の目的で輸入する場合は、この限りでない。</li> <li>2. 非営利の学術施設、教育施設又は宗教施設の資料保存に供する目的のために、視聴覚の著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入して第48条の規定に従い利用する場合、又は図書館が貸与又は資料保存の目的のために、視聴覚著作物以外の他の著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入して第48条の規定に従い利用する場合。</li> <li>3. 頒布を目的としない輸入者の個人的使用に供するため、又は入国者の荷物の一部として、著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入する場合。</li> <li>4. <u>貨物、機器又は設備に包含された著作物のオリジナル又はその複製物が、当該貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。この場合、当該著作物のオリジナル又はその複製物は、貨物、機器又は設備を使用したり操作する際に複製してはならない。</u></li> <li>5. <u>貨物、機器又は設備に付属した取扱い説明書又はマニュアルが、貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。但し、取扱い説明書又はマニュアルを目的に輸入する場合は、この限りでない。</u></li> </ol> <p>前項第2号及び第3号に規定する一定数量は、主務機関が別に定める。</p>
<p>第88条</p>	<p>故意又は過失により、他人の著作財産権又は製版權を不法に侵害する者は、損害賠償の責任を負う。複数の者が共同して不法侵害行為を為した場合は、連帯して賠償責任を負う。</p>

	<p>前項の損害賠償につき、被害者は次に掲げるいずれか 1 つの規定を選択して請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民法第 216 条の規定により請求する。但し、被害者がその損害を立証できない場合は、その著作権又は製版權の行使により通常の場合から予期できる利益から、権利侵害後に同一権利を行使して得た利益を差し引いた額を、その受けた侵害の額とする。</li> <li>2. 侵害行為により侵害者が実際に得た利益を請求する。但し、侵害者がそのコスト又は必要費用を立証できない場合は、その侵害行為により得た全収入を、その得た利益とみなす。</li> </ol> <p>前項の規定により被害者がその実際の損害額を証明することが困難な場合、裁判所に対し、その侵害の状況により、NT\$10,000. 以上 NT\$1,000,000. 以下の賠償額を算定するよう請求することができる。侵害行為が故意による場合で、且つその侵害状況がひどい場合は、賠償額を NT\$5,000,000. まで引き上げることができる。</p>
第 88 条の 1	第 84 条又は前条第 1 項の規定により請求する場合、侵害行為により作成されたもの又は主に侵害に用いられたものについて、焼却廃棄又はその他必要な措置を請求することができる。
第 89 条	被害者は、侵害者の費用負担で判決書の全部又は一部の内容を、新聞、雑誌に掲載することを請求することができる。

### 第三章 実例で台湾当局の見解を見る

#### 第一節 特許権に関する事件

実例 A 最高裁判所 98 年度台上字第 597 号判決（補正下着案件）

#### 事実

X は、補正下着の実用新案権のライセンシーである。Y は X と販売契約を締結している。注文の流れ及び商品の流れは次のように、締約書に記入している。

注文の流れ：消費者（オーダーメイド）→ Y → X

商品の流れ：X 製造 → Y 販売 → 消費者

ただし、契約を締結した後、Y は別の会社から当該真正品の在庫品を購入し、消費者のニーズに応じ、当該真正品のサイズを直して販売した。X は Y に実用新案権侵害の損害賠償を請求した。

#### 裁判所の実務判断：

結論：特許権に係る真正品のサイズを直して再度販売することは、特許権侵害を構成しない。

理由：専利法第 108 条（現行第 122 条）により第 57 条第 1 項第 6 号（現行第 59 条第 1 項第 6 号）の規定を準用し、特許権者が製造した又はその同意を得て製造された特許物品の販売後に、当該物品の使用又は再販売の何れの場合においても、特許権の効力が及ばない。これに準じ、特許権者自らにより製造、販売された特許物品を加工後に販売しても、特許権侵害にはならない。

関連条文：現行第 59 条第 1 項第 6 号

第 59 条 特許権の効力は次の各号の事項には及ばない。

.....

6. 特許権者が製造した又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後、当該物品を使用する又は再販売する行為。前記の製造、販売行為は、台湾内に限らない。

実例 B 最高裁判所 98 台上 1824 号判決（気動主機案）

#### 事実



Xは実用新案権を有する権利者であり、Xの権利が真正品の気動主機本体をYへの販売により消尽し、Yは当該気動主機を単独で販売又は使用することができるが、Yは当該気動主機の本体及び管路にY社自社のシールを貼り、その本体、管路及び接触式圧力センサを組み合わせ、巻き取り式シャッターの保護装置を構成して甲社に販売している。XはYに実用新案権侵害を主張請求した。

#### 裁判所の実務判断：

結論：改装加工後に販売したとしても、実用新案権請求の範囲に入る場合は、実用新案侵害を構成する。

理由：保護装置の技術的内容はXの係争実用新案の請求の範囲の技術的特徴と同一であることが鑑定からわかり、係争実用新案登録の登録範囲に入っており…Y社が上記の気動主機の本体、管路及び接触式圧力センサを組み合わせた全体装置を販売することは依然としてXの係争実用新案を侵害することに属している。

#### 関連条文：

- ・特許権とは、法律で規定する一定の期間内に特許権者が賦与される排他的効力を有する権利を言い、法律で別途規定のある場合を除き、他人が特許権者の同意を得ずに、当該特許物品の製造、販売、販売の申し出、使用、若しくは輸入すること、又は特許方法を使用することを特許権侵害として排除することができる。（専利法第58条）

（専利権の効力＜発明特許、実用新案、意匠＞、

発明特許：専利法第58条；

実用新案の効力：同法第120条により第58条第1、2、3、4、5号を準用；

意匠の効力：同法第142条により第58条第2号を準用）

- ・特許権が侵害される場合、特許権者は、損害賠償の請求、侵害排除の請求、又は侵害するおそれのある者に対し、その侵害防止の請求を行うことができる。特許権者が前述した請求を行う場合、特許権を侵害する物品又は侵害するための原料、道具の廃棄又は他の必要な処置の請求を行うことができる。（専利法第96条 特許権侵害）

請求権時効：侵害の存在を知った時点から2年以内当該侵害行為があった時点から10年。

（2001年10月24日の専利法改正により、特許侵害についての刑事罰が廃

止された。 )

## 第二節 商標権に関する事件

実例 A 最高裁判所民事裁判 81 年台上字第 2444 号判決

### 事実

Xは台湾でA商標の登録を受けている。Yはインドネシアで製造され、シンガポールで販売されているA商標を付した商品を輸入し、台湾で販売した。XはYに対し、その輸入・販売行為を停止するよう警告し、裁判所に提訴した。

### 裁判所の実務判断：

結論：真正品の並行輸入は商標権者の権利を侵害しない。

理由：最高裁判所は、次の商標機能論を強調した。

- ①輸入された商品は真正商品であり、その品質は商標権者又はライセンスを受けた使用者が製造したものと同等である。
- ②輸入商品が権利者の商品であると消費者に誤認させないので、当該並行輸入は合法である。

本件の意義：最高裁判所の判決においてはじめて「真正商品の並行輸入」という名称が使用され、最高裁判所で初めて並行輸入が認められた事件でもある。

### 関連条文：

- ・ 登録商標を付した商品が、商標権者又はその同意を得た者により国内外の市場で取引され流通する場合、商標権者は該商品について商標権を主張することができない。 但し、商品が市場で流通した後、商品の変質、毀損が発生するのを防止するため、又はその他正当な事由がある場合はこの限りでない。（商標法第 36 条第 2 項 並行輸入を容認）
- ・ 商標権が侵害される場合、商標権者は、損害賠償の請求、侵害排除の請求、又は侵害するおそれのある者に対し、その侵害防止の請求を行うことができる。 商標権者が権利を侵害する物品又は侵害するための原料、器具を廃棄するよう請求することができる。（商標法第 69 条 商標権侵害民事責任）

請求権時効：侵害の存在を知った時点から 2 年以内当該侵害行為があった時点から 10 年。

- ・3年以下の懲役刑、拘留又は NT\$200,000 以下の罰金に処する又は併処する。  
(商標法第 95 条 商標権侵害罪の刑事責任)
- ・1年以下の懲役刑、拘留又は NT\$50,000 以下の罰金に処するまたは併処する。  
(商標法第 97 条 模倣品販売罪の刑事責任)

**実例 B** 最高裁判所刑事裁判 82 年台上字第 5380 号判決(国際消尽原則の境界線)  
本件には、商標権を侵害するか否かについての実務判断基準を示した

- ・「『真正品の並行輸入』を行う輸入業者は、商標権者の生産販売した商標の付される真正品に加工、改造又は変更することなく、輸入した状態で販売した場合、当該商品の出所は正当であるため、商標権専用者又は商標使用の被許諾者（ライセンシー）の信用・名声に損害を生じることはない・・・、且つ単純な商品の説明、当該商品の広告など同類の書類に同一商標図形を適切に付すことができる。」
- ・「反対に、原製品ではなく、無断で加工、改造又は変更し、且つ同一の商標図形を当該商品に表彰する、又は当該商標図形を商品の広告など同類書類に付し、それを陳列・散布し、消費者に混同させた場合、当然に悪意で他人の商標を使用する行為に属し、明らかに他人の商標権を侵害する犯意があり、その情況により、商標法を適用する刑罰規定に処しなければならない。」

**実例 C** 知的裁判所 102 民商訴 49 号民事判決(国際消尽原則の境界線)  
商標権消尽原則の例外

「但し、商品の変質または損傷を避ける為、またはその他正当な事由がある場合はこの限りではない。即ち、商品が変質された後、客観上、消費者の当該商品に対する購入意欲、または当該商品を購入する価格に影響を与えるに足り、当該変質が消費者に混同誤認を生じる虞があると、当該変質がされた商品と本来の商品との間に実質上の差があると認めるべきであり、国際商標権消尽原則の例外の事情を構成する。」

### 第三節 著作権に関する事件

実例 A 台湾高等裁判所 89 年上易字 3529 号判決

#### 事実

Yは漫画店を経営し、漫画本のリース業務を行なっている。1997年の年末に「H2」という漫画本を3冊、及び「我們的足球场」という漫画本を2冊購入した。上述の漫画本は、著作財産権者が香港の出版社にライセンスして出版されたものである。Yは著作財産権者X又は台湾におけるライセンシーの同意を得ず、頒布の目的で香港から上記の漫画本を輸入し、当該漫画本を入手した後、漫画店に陳列し、不特定の顧客にリース業務を行なった。XはYに著作権侵害を主張請求した。

#### 裁判所の実務判断：

結論：当該漫画本のリースは著作権侵害を構成する。

理由：Yの並行輸入行為は違法である。つまり、Yは著作財産権者Xの同意を得ずに、『著作物のオリジナル又はその複製物』を輸入した。この事件には著作権法第87条の1に規定している状況がなく、第87条第4号により著作権を侵害するものとみなす。

#### 関連条文：

第87条 本法に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる行為は、著作権又は製版權を侵害する行為と見なす。

・・・

4. 著作財産権者の同意なく、著作物の原作又はその複製物を輸入する場合。

第87条の1 次のいずれかに該当する場合は、前条第4号の規定を適用しない。

1. 国又は地方公共団体の機関の利用に供するために輸入する場合。但し、視聴覚著作物のオリジナル又はその複製物を、学校又はその他教育施設の利用に供するために輸入する場合、又は資料保存以外の目的で輸入する場合は、この限りでない。

2. 非営利の学術施設、教育施設又は宗教施設の資料保存に供する目的のために、視聴覚の著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入して第 48 条の規定に従い利用する場合、又は図書館が貸与又は資料保存の目的のために、視聴覚著作物以外の他の著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入して第 48 条の規定に従い利用する場合。
  3. 頒布を目的としない輸入者の個人的使用に供するため、又は入国者の荷物の一部として、著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入する場合。
  4. 貨物、機器又は設備に包含された著作物のオリジナル又はその複製物が、当該貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。この場合、当該著作物のオリジナル又はその複製物は、貨物、機器又は設備を使用したり操作する際に複製してはならない。
  5. 貨物、機器又は設備に付属した取扱い説明書又はマニュアルが、貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。但し、取扱い説明書又はマニュアルを目的に輸入する場合は、この限りでない。
- 前項第 2 号及び第 3 号に規定する一定数量は、主務機関が別に定める。

## 実例 B 最高裁判所 102 台上字第 2437 号判決

### 事実

Xは韓国の「Jetoy Choo Choo Cat」シリーズ著作物の台湾における専属許諾を受けた者である。Yはネット販売を經營して、オークションサイトなどを通じて生活用品を販売している。Yは著作権者、台湾専用実施権者の同意を得ず、海外から革製バック、カップ、ストラップ、手帳、Tシャツなどの真正品を輸入販売している。XはYに著作権侵害訴訟を提起した。

### 裁判所の実務判断：

結論：“Jetoy Choo Choo Cat”商品の輸入販売は著作権を侵害しない。

理由：最高裁判所はこの事件に対し、当該並行輸入は違法ではないとし、理由は次のとおりである。

- ①著作権法第 87 条第 1 項第 4 号（真正品輸入の禁止規定）の保護する著

著作権商品は音楽 CD、視聴 DVD、書籍、コンピュータプログラムなどである。真正品の革製バック、カップ、ストラップ、手帳、Tシャツなど（以下、係争商品をいう）は第 87 条第 1 項第 4 号に適用しない。

- ②輸入された真正品は著作権商品であっても、それに同法第 87 条の 1 各号に示している免責事由がある場合、真正品の並行輸入は、著作権を侵害することにならない。係争商品に著作「Jetoy Choo Choo Cat」を付しているが、当該著作を取り除いた後、係争商品が依然として独立に交易できる物品であり、その取引価値を失っていない、当該著作は係争商品に付属しているものであり、係争商品の合法的輸入に伴い、台湾に輸入され、著作権法第 87 条の 1 第 1 項第 4 号の免責事由に該当するので、同法第 87 条第 1 項第 4 号の適用を排除する。Y の行為は著作権を侵害しなかった。

関連条文：

- ・著作権法第 87 条第 1 項第 4 号、第 87 条の 1 第 1 項第 4 号  
(著作権実例 A の条文内容を参照ください。)

関連実務：

当該判決に、2003 年 11 月 18 日付及び 2010 年 7 月 22 日付知的財産局公簡の下記解釈を引用した。

「輸入された真正品には、著作を結合しているが、著作は当該商品の主な用途ではない場合、著作権法第 87 条第 1 項第 4 号の制限を受けていない。例えば、マットレスカバー又は布団カバーの商品に美術図案、図形の著作があるが、当該著作はこれらベッドルームの寝具商品の主な用途・機能を備えない。したがって、これらベッドルームの寝具商品は著作権商品ではなく、著作権法第 87 条第 1 項第 4 号の保護範囲に属しない。」

## 第四章 並行輸入を阻止するための予防策

台湾法では、著作権法を除き、原則として並行輸入を制限していない。このような中で、メーカーはどのような対策を採り、並行輸入を阻止すべきかが重要な課題になる。そこで、メーカーと販売店が並行輸入を対抗するためにどんな対策が採り得るか、企業自身が商品を生産、研究開発する時、商品が流通する前の並行輸入品の流通の可能性を下げるため、どんな対策を採りうるか、及びその採った対策に公平交易法違反のおそれがあるかなど、並行輸入品の流通に対する企業の対応につき、以下のとおり紹介する。

### 第一節 販売できる区域の限定による並行輸入を阻止するための対策

メーカーは、販売店との許諾契約の中で販売店の販売態様を制限する条項を加えることにより、並行輸入行為の発生を阻止している。その内、よく見られる類型として販売地域の限定、販売対象の限定及び転売価格の限定等が挙げられ、以下のとおり説明する。

#### 一、販売地域の限定

いわゆる「真正品の並行輸入」とは、合法に授權を得ていない第三者が、特許権者又は実施許諾者の同意を得ずに、海外から合法に製造され知的財産権が付された真正品を輸入することを指し、すなわち該商品は、メーカー又は特許権者が許諾したルートを経由して流通したものではなく、該商品の流通・販売できる地域は、メーカー又は特許権者が予測した販売地域と異なる。メーカー又は特許権者は、このような状況の発生を避けるため、契約、非公式な黙約又は共同行為により、その顧客の転売地域の限定を図っている。例えば、あるメーカーAは主にデジタル電器商品を生産しており、その商品は世界各地で販売されており、そして該メーカーAは台湾以外の各地域の販売店と「販売地域の限定」条項を締結することにより、台湾以外の地域の販売店にメーカーAの販売許諾を得ている販売代理商品を台湾へ輸出、販売させないよう制限する。

このように販売代理商品の販売地域を限定するのは、商品のメーカー又は権利者には商品の販売代理店又は販路の形態を決める権利があるはずであるという発想に基づくものであり、メーカーの世界的なマーケティング戦略に資するため、販売代理業者に許諾を与えるときに、販売代理業者の商品販売範囲を限定している。



## 二、販売対象の限定

販売対象の限定の条項は、垂直的取引制限(卸売業者から小売業者までの垂直的取引関係の制限)及び水平的取引制限(卸売業者や小売業者等の同業者間の取引制限)に分けられる。典型的な販売対象の限定は、その行為の態様により三種類に分けられる。①その後の商売行為を全面的禁止するための「全面的転売禁止条項」、②ある類型の転売・購入の対象を限定・排除する条項、③独占販売代理店からしか購入できないとの制限を付ける「独占販売条項」。

この内、ある類型の転売・購入の対象を限定・排除する第2類では、販売店に並行輸入業者に商品を提供してはならないとの制限や、メーカーがある国の販売店に、該商品を他国の購買代行業者等に転売してはならないと制限するのも並行輸入を阻止する手段の一種である。

また、第3類の「独占販売条項」は、供給契約に直接規定されることが多く、例えば、アップル社商品のiPhone 4は、台湾の特定な通信会社による独占販売の手段を採っているように、実務上よくある例である。また、電子書籍業者のAmazonも書籍代理業者と独占販売の販売代理契約の締結を図っており、この類の販路管理を強化するマーケティング方式も並行輸入を制限する方式の一種と言える。

## 三、転売価格の限定

転売価格限定とは、メーカーが市場で流通する該商品の価格をコントロールするため、供給契約に販売代理業者又は卸売業者が商品を転売する時、一定の価格を維持しなければならないと定めていることを指す。商品が市場で流通するときに、販売価格は市場競争を大きく左右し、販売代理業者は在庫プレッシャーを解決するため、比較的安値で並行輸入業者に商品を転売して、並行輸入品が溢れ出るということがよくあるので、メーカーが販売代理業者の転売価格をコントロールできれば、並行輸入品の流通を阻止するのに役立つはずである。

## 第二節 商品仕様やアフターサービスなどの区別による

### 並行輸入を阻止するための対策

前述したメーカーと販売代理業者との間の販売条件に関する制限条項のほか、メーカーはなお商品の研究開発、アフターサービスの提供により並行輸入品の流通を阻止することができる。例えば、商品表示の差異化、商品機能の差異化、及びアフターサービスの強化及び提供などが挙げられる。

#### 一、商品機能の差異化

衣服又は靴等の商品の場合、消費者が好きなデザインやスタイルは地域によって異なるので、メーカーがその好み毎により、地域毎にその場所ならではの独特な商品を開発し、現地の消費者に最も適した商品を代理業者が提供すれば、消費者が並行輸入品を購入する意欲を低下させる手立てとなる。

例えば、米国で有名な衣服、靴のブランドTimberlandは、並行輸入品と代理業者が代理販売する商品の差異性を強調するマーケティング手法を採用している。並行輸入業者が直接米国又はその他の地域から輸入した靴のデザインは米国等欧米人向けであり、欧米人とアジア人の体型が異なるので、代理業者が販売する専ら台湾人向けにデザインされた商品は海外から並行輸入した商品より台湾消費者のニーズにあっている。また、靴のデザインは履き心地を左右するので、靴を買いたい消費者にとって重要な要素となり、これにより並行輸入品を購入する意欲を低下しうる。

また、ローションや日焼け止め等商品は、消費者のニーズが地域によって異なるので、業者が米国やカナタの地域でローションを販売する時に、欧米人の肌色及び欧米人の日焼け好きという点を考量し、美白又は日焼け止め効果がない商品を販売し、アジア向けに販売する時には、アジア人の美白、日焼け止め効果を重視していることから、美白又は日焼け止め効果がある商品であることを強調している。地域によってニーズが異なるため、いくら並行輸入品の価格が安くても、消費者は並行輸入品ではなく、最も自分のニーズに合った許諾商品を選択するはずである。

並行輸入の流通を避けるには、地域毎の消費者のニーズを把握して、地域毎に最も相応しい商品を製造するほか、電子製品の場合、異なる仕様によって並行輸入品の流通を避けることができる。携帯電話を例に挙げると、携帯電話の利用にはSIMカードが必要であり、目下日本又は米国で使用される携帯電話は、原則として台湾ではそのまま利用することができない。一

方、日本又は米国で販売される携帯電話も台湾SIMカードが使えない設定となっている（いわゆる「SIMロック」）。

また、アップル社が発売したiPhone では、第一段階の販売地域に台湾が指定されなかったが、その販売開始前に、市場でSIMロックが解除されたiPhone も売られていた。しかし、SIMロックが解除された携帯電話の機能が不十分であったため、アップル社が正式に販売を開始するまで、多くの消費者は買い控えていた。メーカーの許諾商品が並行輸入品と比べてより完全な保障を提供するとき、並行輸入品に対する消費者の購入意欲が下がることが分かる。日本の携帯電話の場合も同じであり、日本の携帯電話はデザインが優れており、台湾の消費者にとって相当魅力があるとは言え、仕様が異なり、利用に際して制限があり、市場でロックが解除された日本の携帯電話機が売られているが、機能に制限があり（中国語の入力不可、一部の中国語が表示されない）、日本の通信会社に加入しなければ発揮できない機能があり、台湾の通信会社では対応していないため、消費者の並行輸入された日本携帯電話を購入する意欲が下がることとなる。

## 二、商品ラベルによる区別、並行輸入品との差異を拡大する

商品自体のデザインによって並行輸入品の流通を阻止できるほか、代理業者は、多額のコストを投入して展示、マーケティングを行うことにより商品ブランドを作り上げているので、それと同時に消費者に並行輸入品と許諾商品の違いをPRして、許諾商品は並行輸入品よりも保障があり、安全なイメージを築くことができる。さらに、ラベルを区別することによって、消費者が該商品が並行輸入品であるか否かを見分けることができるようにすることにより、さらに並行輸入品の流通を阻止する。また、許諾商品の表示と並行輸入品との相違を強調すると同時に、並行輸入品購入の危険性を宣伝する。例えば、並行輸入された食品や化粧品の場合、賞味期限や保存期間が書き換えられる可能性があり、品質管理や、模倣品又は悪質品を購入し得るリスクがある。並行輸入された電子製品の場合、アフターサービスの提供がなく、製品に関連する部品、付属品がない等問題がある。また、商品に使われる言語について、商品本体及び説明書に同時に多数の国の言語を記載せずに、日本で販売する商品に日本語のインターフェイス又は説明書、台湾で販売する商品に中国語のインターフェイス又は説明書のみを用意することにより、許諾商品と並行輸入品の違いを強調し、両者の識別性を強め、許諾商品の良いイメージを築くことにより、消費者が該商品が並行輸入品であるか否かを区別でき、商品の保障の違いを知ることにより、並行輸入品流通の阻止に役に立つはずである。

### 三、販路の管理、金利裁定の余地を下げるなど

一方、並行輸入品が流通する主な原因は利益があることにあり、各国の為替レート、生産コストが異なる等の要素により「金利裁定」の余地が生まれ、企業が経営戦略で金利裁定の余地を取り除くことができれば、根本的に並行輸入の発生を阻止することができるかもしれない。このほかにも販売代理店の在庫が多すぎるため、並行輸入業者に商品を転売することにより、並行輸入品が市場に流れることとなるため、企業が販路管理をさらに強化すれば、並行輸入の流通を減少させることができる。

### 第三節 並行輸入を阻止する対策に関する公平取引法上の留意点

本章第二節で紹介したように、メーカー又は権利者は、明示若しくは黙示の方式で、許諾を得た販売業者又は代理店に販売地域、販売対象、販売価格を制限しているが、これらが公平取引法の関連規定に違反するかにつき、次のとおり説明する。

公平取引法第20条第5号に「次に掲げる行為の一に該当するものであって、競争を制限し、又は公正な競争を妨害するおそれがあるときは、事業者はこれを行ってはならない。5、取引相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引する行為。」と規定しており、公平取引法施行細則第28条に「本法第20条第5号にいう制限とは、セット販売、独占取引、地域、顧客又は使用の制限及びその他事業活動の制限を指す。前項制限の当否が原因で競争制限になるおそれがあるかについて、当事者の意図、目的、市場地位、所属市場構造、商品又は役務の特性及び履行状況の市場競争に対する影響などから総合的に判断しなければならない。」と規定しており、メーカー又は権利者は、並行輸入が明文で禁止されていない前提の下、契約を以て実施許諾者実施許諾者の並行輸入行為の制限、又は販売地域、販売価格を限定することにより不当に相手方の事業活動を制限することによって、公正な競争を妨害するおそれがあるとき、公平取引法第20条5号の規定に違反する可能性がある。

#### 一、販売地域の限定

販売地域の限定は、メーカーが販売店や代理店と使用許諾契約を締結するときに、契約に実施許諾者は特定地域でしか該商品を販売することができないと約定する事を指す。これは、メーカー又は権利者の経済的利益の実現と密接な関係があり、原則として、正当な行為と見なされる。ただし、この類の約定は市場を分割し、競争を制限する作用があるので、特許権者が許諾地域をあまりにも細分化し過ぎると、市場の競争に深刻な影響を与え、公平取引法第20条第5号の「取引相手方の事業活動を不当に拘束する」という規定に違反する可能性があり、当該条に該当するかは、当事者の意図、目的、市場地位、所属市場の構造、商品の特性及び実行状況の市場競争に対する影響などにより総合的に判断しなければならない。

#### 二、販売対象の限定

使用許諾契約で販売対象を限定する方式は、前述の如く、全面的転売禁止条項、特定の転売対象の排除及び独占販売の条項等を含み、様々な異な

る形態がある。メーカー又は権利者は、前述の制限を行う場合に、公平交易法第20条第5号の「次に掲げる行為の一に該当するものであって、競争を制限し、又は公正な競争を妨害するおそれがあるときは、事業者はこれを行ってはならない。5、取引相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引する行為」の規定に違反する可能性があり、また、公平交易法施行細則第28条によると、抱き合わせ販売、独占取引、地域、顧客又は使用に対する制限及びその他事業活動を制限する場合、取引相手方の事業活動を不当に拘束することを構成する可能性があり、当該条に該当するかは、当事者の意図、目的、市場地位、所属市場の構造、商品の特性及び実行状況の市場競争に対する影響などにより総合的に判断しなければならない。

### 三、転売価格の限定

公平交易法第19条第1項に、「事業者はその取引の相手方に対し、供給した商品を第三者に転売し、又は第三者がさらに転売するときに、自由に価格を決定することを制限できない。ただし、正当な理由がある場合、この限りではない。」と定めており、故に事業者はその取引の相手方が自由に販売価格を決めることを許容すべきであり、転売価格を限定した場合、公平交易法第19条の転売価格に関する規定に違反するだけでなく、公平交易法第20条第5号に定める取引相手方の事業活動を不当に拘束する不公平競争の行為に該当する可能性がある。



## 第五章 並行輸入行為への対応・救済

並行輸入品の流通については、メーカーと販売代理業者の立場から見ると、マーケティングプランを阻害し、商品の需要と供給のバランスが崩れ、さらにはメーカーの研究開発を停滞させ、コストが増え、及び商品が売れなくなるなどの問題を招くおそれがあり、さらには消費者に混同させ、消費者が当該製品のメーカー、販売代理業者の信頼を失うことになる。また、メーカーと販売代理業者が多額のマーケティングコストを費やしたのに、並行輸入業者が「便乗」する行為は、不正競争を生じさせる可能性があるため、どのように並行輸入業者を阻止するかはメーカーと販売代理業者の重大な課題であり、本論文では第四章に企業が並行輸入行為に対し採用すべき対応策を検討し、本章において、台湾の実務上の訴訟又は訴訟手続きにおいて、並行輸入行為に講じられる法律対策について検討する。

### 第一節 訴訟によらない対処方法

#### 一、告発、罰金等

台湾法では、直接並行輸入を制限又は禁止する規範はなく、実質、並行輸入を制限できる規範は様々な法律にあり、例えば貿易法、薬事法、商品検査法、公平交易法等に並行輸入を制限できる関係規範がある。台湾で並行輸入品の流通を阻止する訴訟外の方法は、例えば行政機関への告発、行政機関が罰金の処罰に処するなど方法がある。

台湾の各法令には、原則として主務官庁が定められており、例えば、商品検査法、電信法、電信管制射頻器材管理弁法の主務官庁はそれぞれ經濟部、交通部、国家通訊傳播委員会(National Communications Commission ; NCC又は通伝会と略称されている。)となっている。

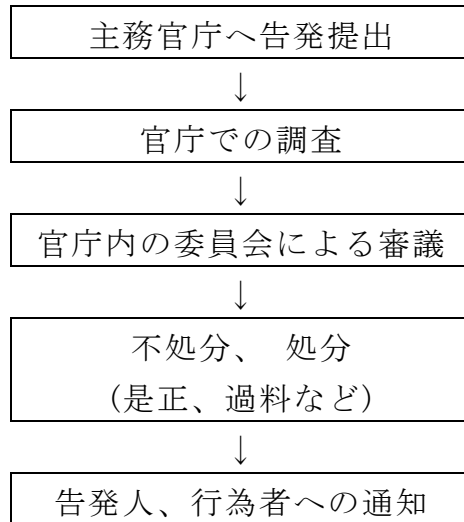
NCC は、通信やラジオ・テレビ放送などの情報流通メディアに関する事業の最高主務官庁である。NCC は、行政院の監督の下にある独立機関であり、米国連邦通信委員会(Federal Communications Commission ; FCC )を参考して設立されたものである。NCC の組織については下記アドレスのホームページを参照ください。

[http://www.ncc.gov.tw/chinese/content.aspx?site\\_content\\_sn=2898&is\\_history=0](http://www.ncc.gov.tw/chinese/content.aspx?site_content_sn=2898&is_history=0)

上述の各法律に違反した場合、各法律の罰則で責任を課す。しかし、以上の主務官庁はいずれも行政機関であるので、何人でもその主務官庁へ告発提出で



きる。主務官庁は異なるものの、告発の手続きはほぼ同じである。つまり、まず、関係書類(例えば、調査レポート、違法に関する資料)を添付して主務官庁へ告発し、その後、主務官庁が受理したうえ、官庁で事件を調査し、官庁内の委員会により審議を行い、処分・不処分を下した後、告発人・行為者へ結果を通知する。



#### (一) 貿易法

台湾の立法政策において、原則として並行輸入を禁止していないため、食品(食品添加物を含まない)、服飾、靴、化粧品、自動車・バイク等の並行輸入品の流通を禁止していない。また、台湾の専売法と商標法は何れも国際消尽論を採用しているため、当該特許権又は商標権に関わる商品が特許権者又は商標権者に合法的に販売された後、権利者は当該商品のその後の流通を制限又は禁止することができない。したがって、合法的に販売された並行輸入品について、特許権者又は商標権者は並行輸入業者に権利侵害責任を主張することができない。反対にいうと、当該商品が前述要件に該当せず、合法的に授権販売されずに、権利者の同意を得ずに台湾に輸入された場合、特許権者と商標権者の権利侵害となる可能性がある。貿易法第17条第1号「輸出入業者は次の行為をすることができない。一、台湾又は外国の法律により保護されている知的財産権を侵害すること。」、及び第28条第6号「輸出入業者は次のいずれかに該当するとき、經濟部国際貿易局は警告、ニュー台湾ドル3万元以上、30万元以下の罰金に処し、又は1ヶ月以上1年以下の貨物輸出入禁止処分をすることができる。六、第17条の各号に定めたいずれの行為があるとき。」との規定により、經濟部国際貿易局が当該規定に違反したのに対して、罰金刑、一定期間以内貨物輸出入の禁止処分に処す

ることができ、情状が重大な場合、輸出入業者登録の取消ことができる。また、メーカー又は販売代理業者は、上述状況を発見した場合、貿易局に告発することができる。

## (二) 薬事法

薬物の安全性、有効性及び危険性は国民の健康に対し重大な影響があることを考量し、立法政策上、薬物に対する規制は比較的厳しい。薬品について、薬事法第 39 条の規定により、薬品の製造又は輸入を問わず、登録認証手続きを得て、薬品許可証を取得しなければならない。登録認証手続きを通過するためには、当該薬品の成分、仕様、性能、製造方法の要旨、認証規格と方法及び関係資料又は証書を、原文と中国語のラベル、原文と中国語の効能書き及び見本と共に提供しなければならない。ただこれらの資料は薬品メーカーから取得しなければならないので、実際、メーカーの授權を得ずに薬品を並行輸入するケースは少ない。また、薬事法第 22 条 2 号には、「本法にいう「禁制薬」とは、次の各号のいずれかに該当する薬品をいう。二、許可を受けずに勝手に輸入した薬品。ただし、旅客又は交通手段のサービス人員が携帯し輸入した個人用薬品は、この限りではない。」と定められたため、登録認証手続きを行わず、勝手に輸入した薬品について、個人薬品以外は、商業用の並行輸入薬品と見なし、禁制薬と称する。地方衛生主務機関は、禁制薬の疑いがある薬品を発見した場合、その場で差押え、且つ見本を抜き取ることができる（薬事法第 77 条 1 項）。

調査又は検証試験を経て、禁制薬と判定されたものは、禁制薬の製造又は輸入を行った者につき、許可証を発行した原機関は、その全ての製造、輸入許可証、工場登記証及び営業許可証を取り消さなければならない。禁制薬を販売した者は、地方主務機関は、新聞掲載により、その商号、住所、代表人氏名、薬物名称及び犯行の情状を公告する（同法第 78 条 1、2 項）。発見押収したニセ薬又は禁制薬は、没収し焼却し（同法第 79 条）、その製造又は輸入した業者は、直ちに医療機構、薬局及び薬商に通知するものとし、且つ所定の期限内に市販品を回収しなければならない（同法第 80 条 1 項 2 号）。薬品登録認証規定に違反した者について、行政機関はニュー台湾ドル 3 万元以上、200 万元以下の罰金に処することができる（同法第 92 条 1 項）。薬品の代理業者又は販売代理業者は、禁制薬の疑いがある物品を発見した場合、主務機関に告発することができ、主務機

関は禁制薬の摘発又は発見押収を奨励しなければならない（同第 81 条）。医療機器について、医療器材の製造、輸入は、中央衛生主務官庁に対し検査登録を申請しなければならない、許可を得ていない医療機器を輸入、販売した者は、前述のとおり全ての許可証明、登録証明を廃止し、且つ医療機器を廃棄し、及び罰金等行政処罰に処する。メーカー又は販売代理業者は、許可を得ず、輸入要件に符合しない薬品又は医療機器を発見した場合、衛生主務機関へ摘発することができる。

### （三）商品検査法

商品検査法第 6 条の前段に「検査を受けるべき商品が、検査規定に符合しないとき、工場から搬出又は輸出入することができない。」と規定され、商品検査法第 60 条第 1 項 1 号に「検査を受けるべき商品の検査の申請義務人に次のいずれかに一つがある場合、ニュー台湾ドル 20 万元以上 200 万元以下の罰金に処する。一、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反し、検査規定に符合しない商品を工場から搬出、輸出入若しくは市場に進出した場合」と規定されているため、並行輸入業者は商品検査法の規定に符合しない模倣品を混ぜて販売、又は勝手にメーカーが廃棄した劣質品を輸入し商品検査法の規定に違反した場合、主務機関に告発することができる。

### （四）電信法

電信法第 49 条 1 項の前段に「国家安全を保障し、電波秩序を維持するため、電気通信規制端末機器の製造、輸入、設置又は所有する者は、交通部の許可を得なければならない」と規定しており、詳細は電信管制射頻器材管理弁法に定められている。

電信管制射頻器材管理弁法第 16 条により、通信規制器材の輸入は主務官庁の許可を得て係る輸入許可証を取得しなければ輸入することができない。よって、通信規制器材（例えば、スマートフォン、ファックス等）の並行輸入品であれば、何れも電信管制射頻器材管理弁法の規定により係る輸入許可証を取得しなければそれを輸入することができない。さらに、誰でも通信規制器材の輸入業務を行えるわけではなく、事前に主務官庁の許可を得て係る経営許可証を取得しなければ当事業を営むことはできない（電信管制射頻器材管理弁法第 5 条）。輸入許可証または営業許可証のない通信規制器材の並行輸入者に対して、税関はその輸入を禁止することができる。

しかし、違法薬物や拳銃などの禁止品ではないため、一般的に税関は輸入者に返送の意向があるかを確認し、返送の意向がなければ廃棄処分することが可能である。

並行輸入業者が実際に販売している機器と NCC に認証された規格が合致していない場合、何人でも主務官庁である NCC へ関係書類(例えば、認証試験所からのレポート)を添付して告発することができる。NCC が受理したうえ、事件を調査し、市場に流通している機器が確かに技術規範に合致していない場合、並行輸入業者の認証は NCC により取り消され、当該並行輸入業者は輸入、販売ができなくなる。

許可を得ずに勝手に電気通信規制端末機器を輸入した場合、電信法第 65 条 8 号「次のいずれかに該当する場合は、ニュー台湾ドル 10 万元以上 50 万元以下の罰金に処する。八、第 49 条第 1 項の規定に違反し、許可を得ずに勝手に電気通信規制端末機器を製造若しくは輸入し、又はその製造又は輸入した電気通信規制端末機器の型番及び数量を報告していない者」との規定により、主務官庁は罰金に処することができる。並行輸入業者がメーカー又は販売代理業者、上述の規定に違反していることを発見した場合は、主務官庁に告発することができる。

#### (五) 植物種苗法

植物種苗法第 52 条第 1 項に「中央主務官庁の許可を得ずに、遺伝子組換え植物を輸入又は輸出してはならない。その許可方法は、中央主務官庁が定める。」と規定されている。台湾法では、遺伝子組換え植物の輸入を管制しているので、並行輸入業者が許可を得ずに遺伝子組換え植物を輸入した場合、植物種苗法第 54 条に「次のいずれかに該当する場合は、ニュー台湾ドル 100 万元以上 500 万元以下の罰金に処する。一、第 52 条第 1 項により定めた許可方法の強制規定に違反して輸入又は輸出した」という規定があり、主務官庁は罰金に処することができ、権利者の許可を得ていない並行輸入行為を発見したときも、告発することができる。

#### (六) 公平交易法

企業が並行輸入業者を対抗する対策として、授権代理商品及び並行輸入品の違いを強調することができる。例えばアフターサービスの有無、商品設計の差異等、授権代理商品を購入する長所及び並行輸入品を購入するリスクを消費者に宣伝する。このとき並行輸入業

者が故意に消費者にその商品の出所、当該並行輸入品は授權代理商品である、又は授權代理商品と同じサービスを取得することができると誤解させた場合、「虚偽不実の記載又は広告」に該当するおそれがあり、公平交易法第 21 条の「一、事業者は、商品若しくはその広告に、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品に関する取引決定に十分に影響する事項について、虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示又は表記をしてはならない。二、前項において「商品に関する取引決定に影響する事項」とは商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造期日、使用期限(賞味期限)、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地及びその他顧客誘引に係る効果のある事項をいう。三、事業者は前項の虚偽不実または誤認させるような表示のあった商品の販売、運送、輸出若しくは輸入をしてはならない。」との規定に違反する。

また、並行輸入業者に「便乗」行為又は商品出所の誤解を招く等行為があるとき、公平交易法第 25 条「その他取引秩序に影響する欺罔又は著しく公正さに欠ける行為」との規定に違反するおそれがある。公平交易法第 25 条の規定を構成するかについては、当事者の意図、市場地位、所属市場の構造、商品特性、及び履行情況を総合的に、個別判断しなければならない。

公平交易法に違反した場合は、公平交易法第 42 条「公平取引委員会は本法規定に違反した事業者に対して、期限を定めてその行為の停止、改善又はその是正に必要な措置を命じ、並びにニュー台湾ドル 5 万元以上、2500 万元以下の過料を科すことができる。期限を超えても、なおその行為を停止、改善せず、又は必要な是正措置を講じなかったときは、引き続きその行為の停止、改善又は必要な是正措置を命じることができ、またその行為が停止若しくは改善され、又は必要な是正措置が講じられるまで、回数に応じて連続してニュー台湾ドル 10 万元以上、5000 万元以下の過料を科すことができる。」との規定により、公平取引委員会は並行輸入業者に対し、その行為の停止、改善又はその是正に必要な措置を命じることができ、且つ過料を科すことができる。

## 二、警告状、積極的な授權交渉等

上述規定に違反した並行輸入業者に対し、関係行政主務官庁に告発する以外、並行輸入業者に対して、企業がその著作権、特許権、商標権を侵害するおそれがあると発見した場合、侵害のおそれがあるメーカー、輸入業者又は代理業者に侵害の排除を請求し、係る違法行為をやめるよう求めることができ、さらには警告状を発行することもできる。

一方、メーカーがまだ台湾で販売していない商品を並行輸入業者が並行輸入した場合、メーカーは当該並行輸入業者と交渉し、授權事項を検討し、並行輸入業者がメーカーとの協力に同意した場合、これも解決策の一つとなる。

## 第二節 訴訟による対処方法

メーカーはその権利が侵害されたとき、訴訟でその権利を主張することができる。訴訟の類型は民事訴訟、及び刑事訴訟がある。

### 一、民事訴訟

#### (一) 特許、商標

並行輸入業者が並行輸入品を販売するときには、収益を上げるため、模倣品を混入して販売する状況はよくある。メーカー又は販売代理業者がこの状況を発見した場合、当該並行輸入業者に当該模倣品が権利を侵害した類型により商標権又は特許権侵害の訴訟を提起することができる。台湾法では、商標及び特許に対し国際消尽原則を採用しているけれども、商標又は特許権を侵害した商品は、国際権利消尽原則の要件に符合せず（製造地又はその他地域で第一回の合法授權販売を行う）、直接台湾に輸入された場合、商標権者又は特許権者の権利を侵害することになる。

商標法第 69 条第 1 項には、「商標権者はその商標権を侵害したものに対し、損害賠償を請求することができ、且つその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。」と規定されており、同条第 2 項には、「商標権者が第 1 項の規定により請求を行うときは、商標権侵害に係わる物品又は侵害行為に用いられた原料又は器具に対し、廃棄又はその他の必要な処置を請求することができる。」と規定されているため、商標権者はその商標権を侵害した者に対し損害賠償及び侵害排除を主張することができ、これは模倣品を混入して販売し、又はその販売する並行輸入品が「第一回合法授權販売」の要件を具えない並行輸入業者に対する対処方法の一つである。また、特許権の部分について、専利法第 96 条第 1 項、「特許権が侵害されたときは、特許権者は損害賠償を請求し、並びにその侵害を排除することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。」（実用新案と意匠はそれぞれ同法第 120 条及び第 142 条により準用する）との規定により特許権侵害者に損害賠償を請求することもできる。

#### (二) 公平交易法

並行輸入業者が虚偽不実な記載若しくは広告、「便乗」行為又は商品出所の誤解を招く等行為があるとき、公平交易法第 21 条又は第 25

条の関係規定（本章第一節の（六）を参照）に違反するおそれがあり、公平交易法第 29 条に「事業者が本法の規定に違反し、他人の権益を侵害した場合、被害者はそれを排除することを請求することができる。また侵害のおそれがあるときは、その防止を併せて請求することもできる」、同法第 30 条に「事業者が本法の規定に違反し、他人の権益を侵害した場合は、損害賠償の責任を負わなければならない」との各規定に基づき、メーカー又は販売代理店は並行輸入業者に民事権利侵害訴訟を提起し、並行輸入業者にその侵害を防止又は排除することを請求することができ、且つ損害賠償を請求することができる。

### （三）著作権法

著作権法第 87 条第 4 号の規定からも分かるように、台湾では著作権に対し国内消尽原則を採用し、著作権商品の並行輸入を禁止しているため、著作権者は並行輸入業者がその授權を同意せず、当該著作原本又は複製物を輸入した場合、著作権法第 84 条「著作権者又は出版権者は、その権利を侵害した者に対し、その侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。」との規定により、並行輸入業者に民事権利侵害訴訟を提起することができる。

## 二、刑事訴訟

### （一）薬事法

並行輸入の薬品、医療機器が登録認証手続を経て許可証明を取得していない場合、上述行政機関に没収焼却、罰金、許可証明の取消し、業務の停止を命じられる等の行政処罰に処される以外、薬事法第 82 条第 1 項には「偽薬又は禁制薬を製造又は輸入した者は、10 年以下の懲役に処し、ニュー台湾ドル一億元の罰金を併科することができる。」、第 2 項には「前項の罪に犯し、これにより人を死にいたらしめた者は無期懲役、又は 10 年以上の懲役に処する。人に重傷を負わせた者は 7 年以上の懲役に処する。」、第 3 項には「過失により第 1 項の罪を犯した者は、3 年以下の懲役、拘留又はニュー台湾ドル 1,000 万元以下の罰金に処する。」と定められている。医療機器の部分について、薬事法第 84 条第 1 項には、「許可なく独断で医療器材を製造又は輸入した者は、3 年以下の懲役に処し、ニュー台湾ドル 1,000 万元以下の罰金を併科することができる。」と定めて



おり、過失により前項の罪を犯した者は、3年以下の懲役、拘留又はニュー台湾ドル1,000万元以下の罰金に処する。

## (二) 著作権法

台湾の著作権法では、国内消尽原則を採用しているので、真正品の並行輸入を禁止しており、違反した者は著作権法第91条の1第1項、「無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の懲役若しくは拘留に処し、又はニュー台湾ドル50万元を科し、又はこれを併科する。」との規定により刑事責任を科される。

## (三) 商標法

真正品の並行輸入は原則として商標権の侵害を構成しないが、並行輸入業者は収益を上げるため、模倣品を並行輸入品に混入したとき、当該模倣品は商標権侵害の問題が生じ、商標法第95条の規定により、三年以下の懲役、拘留、又は20万元以下の罰金を科し又は併科する。商標法第97条の規定により、模倣品であることを明らかに知りながら販売し、販売の意図をもって陳列し、輸出又は輸入したものは、一年以下の懲役、拘留、又は5万元以下の罰金を科し又は併科する。

### 三、権利侵害の救済に関するリスト

行政責任	類型	侵害者の行政責任
	公平交易法	<ul style="list-style-type: none"> <li>公平交易委員会は、本法の規定に違反する事業者に対して、期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じ、並びに 5 万台湾元以上 2500 万台湾元以下の過料に処することができる。また、所定の期間内に、当該違反行為が停止・改正されず又は必要な更正措置が採られない場合、公平交易委員会は引続き期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じ、並びに当該行為を停止、改正又は必要な更正措置が採られるまで、回数に照らして 10 万台湾元以上 5000 万台湾元以下の過料を連続して科すことができる。</li> <li>事業が第 9 条及び第 15 条に違反し、事情が重大であると中央主務官庁が認定した場合、前項の過料金額の制限を受けず、当該事業における前事業年度の売上金額の 100 分の 10 以下の過料に処することができる。(公平交易法第 42 条、第 40 条)</li> </ul>

民事	類型	権利者の民事請求権
	商標権侵害	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵害の排除及び予防の請求権(商標法第 69 条第 1 項)</li> <li>損害賠償請求権(商標法第 69 条第 3 項)</li> <li>侵害品の廃棄請求権(商標法第 69 条第 2 項)</li> <li>税関における侵害品の差押請求権(商標法第 72 条第 1 項)</li> </ul>
	著作権侵害	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵害の排除及び予防の請求権(著作権法第 84 条)</li> <li>著作者人格権の侵害に対する損害賠償請求権(著作権法第 85 条第 1 項)</li> <li>著作者財産権又は製版權の侵害に対する損害賠償請求権(著作権法第 88 条第 1 項)</li> <li>侵害品の廃棄請求権(著作権法第 88 条の 1)</li> <li>税関における侵害品の差押請求権(著作権法第 90 条)</li> </ul>
	特許権侵害	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵害の排除及び予防の請求権(専利法第 96 条第 1 項)</li> <li>損害賠償請求権(専利法第 96 条第 2 項)</li> <li>侵害品の廃棄請求権(専利法第 96 条第 3 項)</li> <li>信用回復請求権(専利法第 96 条第 5 項)</li> </ul>
	公平交易法	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵害の排除及び予防の請求権(公平交易法第 29 条)</li> <li>損害賠償請求権(公平交易法第 30 条)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適当な表示の請求権(公平交易法第 22 条第 4 項)</li> </ul>
--	---

	類 型	侵害者の刑事責任
	刑 事 責 任	商標権侵害
著作権侵害		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無断で複製する(著作権法第 91 条)</li> <li>・ 無断で頒布する(著作権法第 91 条の 1)</li> <li>・ 無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝送、公開展示、改作、編集又は貸与する(著作権法第 92 条)</li> <li>・ 強制使用許諾の許可を受けた音楽著作物の複製物を台湾管轄外区域において販売する(著作権法第 93 条)</li> <li>・ 製版權を侵害するものであると明らかに知りながら、それを頒布し、又は頒布する意図で展示若しくは所持する(著作権法第 93 条)</li> <li>・ 著作財産権者又は製版權者の許諾なく複製された複製物又は製版物を輸入する(著作権法第 93 条)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンピュータープログラムの著作財産権を侵害する複製物であることを明らかに知りながら、その複製物を使用して営業する。(著作権法第 93 条)</li> <li>・ 著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら、所有権移転若しくは貸与以外の方法で頒布し、又は著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら頒布を意図して公開展示若しくは所持する(著作権法第 93 条)</li> <li>・ 著作権者の同意を得ずに翻訳物を複製する(著作権法第 95 条)</li> <li>・ 合法的なコンピュータープログラム著作物の複製物の所有者は、滅失以外の事由により原複製物の所有権を失った場合、著作財産権者の同意を得ることなく、その修正又は複製したプログラムを廃棄せずに所持する(著作権法第 96 条)</li> <li>・ 著作物を引用するとき、その所出を明示しない(著作権法第 96 条)</li> <li>・ 著作権者が付した権利管理電子情報を削除又は改ざんする。また、著作権管理電子情報が不法に削除又は改ざんされたものであることを明らかに知りながら、当該著作物のオリジナル若しくはその複製物を頒布し、頒布を意図して輸入若しくは所持し、又は公開放送、公開実演若しくは公開伝送する。(著作権法第 96 条の 1)</li> </ul>

	(著作権法に違反する罪は、光ディスクに侵害内容を読み込む方法で著作権を侵害する場合を除き、すべて親告罪である。)
--	--

刑事責任	類 型	侵害者の刑事責任
	公平交易法	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、競争の目的をもって、他人の営業上の信用に損害を与えるに足る不実な事柄を陳述又は流布した。</li> </ul> (公平交易法第 37 条)

#### 四、知的財産権以外の権利侵害救済

範 疇	告発、罰金など (行政責任)	民事責任	刑事責任
貿易法	○		
薬事法	○		○
商品検査法	○		
電信法	○		○
植物種苗法	○		
集積回路回路配置保護法	○	○	
電信管制射頻器材管理弁法	○		○
食品安全衛生管理法	○		
密輸脱税告発処理の作業要点」(海関処理走私漏税密報作業要点)	○		○

### 第三節 税関での水際措置

専利法、商標法、著作権法などの知的財産権法に、税関での差止めに関する条文があり、それらの法律は水際措置の法源であるため、専利法、商標法、著作権侵害疑義物品に対し、直ちに税関での差止めることができる。

なお、商品検査法、電信法、電信管制射頻器材管理弁法などの法令には、税関での差止めに関連する条文はないが、農工鉦商品又は通信機器などの輸入の制限（商品検査法第3条、電信管制射頻器材管理弁法第16条）があり、かつ、関税法第15条第3号に、「法律により輸入してはならないと規定されている物品、または輸入が禁止されている物品」を輸入してはならないとの規定があるので、上述の商品について、法令では税関で水際の対策をとることが可能である。

しかし、税関にとって、物品が法令により輸入できるか否かについての判断は容易ではないので、税関は輸入を制限している商品に対し、通常、輸入の許可・認証の有無により、通関できるのかを判断する。例えば、通信機器について、並行輸入業者は当該商品の型式認証及び営業許可に係る証明を提出すれば、商品を通関することができる。関連する輸入許可証を提出できない場合、法により輸入することができず、輸入者は自ら返送の申請を行うか、廃棄するかを選択することとなる。税関では、顕然たる違法品を除き、通信機器の中身が型式認証の所定技術規範に合致しているのかを問わない一方、実際に商品が商品認証の技術規定に合致するか否かについて、税関が確認を行うことは困難である。したがって、輸入された商品が技術規範に合致するか否かについての判断は、やはり通信機器の主務官庁である国家通信伝播委員会(National Communications Commission、略称NCC又は通伝会)で行わなければならない。以上のように、違法の並行輸入の通信機器を禁止するためには、やはり最終的にはNCCに型式認証を取消するよう請求することになる。

関税法第15条第3号は広範な規定であり、直接適用することは困難であるため、実務上、法令上の適用は、まず具体的な商品を管理する法令（商品検査法、電信法、電信管制射頻器材管理弁法など）を適用して、確かに輸入してはならない物品、または輸入が禁止されている物品であることを証明した上で、関税法第15条第3号を適用する。

台湾の各法令には、原則として主務官庁が定められており、例えば、商品検査法、電信法、電信管制射頻器材管理弁法の主務官庁はそれぞれ経済部、交通部、NCCとなっている。上述の各法律に違反した場合、各法律の罰則で責任を課す。しかし、以上の主務官庁はいずれも行政機関であるので、何人でもその主務官庁へ告発提出できる。（告発の具体的な手続きについて、第五章の第一節の（一、告発、罰金など）を参照）

台湾において、特許権・商標権に係る真正品の並行輸入を容認している。つまり、特許権・商標権に係る真正品を輸入することは、違法ではない。なお、

著作権に係る真正品の並行輸入は禁止されているが、次の著作物が著作権法第87条の1により、「並行輸入の禁止」の例外として、容認されている。

- ①貨物、機器又は設備に包含された著作物のオリジナル又はその複製物が、当該貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。
- ②貨物、機器又は設備に付属した取扱い説明書又はマニュアルが、貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。

以上のように、合法的に輸入される真正品を税関で差し止めることは、ほとんどできないことになる。並行輸入品であっても、商標権又は特許権の真正品に加工、改造等された製品が、商標権又は特許権を侵害するおそれがある場合、知的財産権を侵害する物品と同様、侵害された権利の種類（特許権、商標権、著作権）の輸入差止め措置により手続きを行う。一方、税関が真正品に加工・改造されたことを認識するのは難しいため、権利者又は国内代理店は、真正品を加工・改造した並行輸入業者の名称を知っていれば、事前に権利侵害するおそれがあることを税関に通知することができる。つまり、すべての侵害疑義物品に対し、水際で差し止めることができる。

税関は常々、業務を遂行する際に知的財産権侵害物品(商標権と著作権のみ)の有無に注意を払っており、知的財産権侵害物品を発見した場合、自主的に侵害の内容に応じて事件を検察署などの所管機関に移送する。しかし、日々の通関荷物の数は余りにも膨大なので、普段の通関手続きを通じて侵害物品が発見されるのは稀である。また、物品が知的財産権侵害物品に該当するか否かの判断は容易ではなく、商標権、著作権の侵害物品の輸出入の防止を強化するため、税関には「商標権侵害物品及び著作権侵害物品の輸出入の摘発又は情報提供の申請」制度(税関の登録制度)が設けられている。当該制度を利用し、税関で一定の登録手続きが終了すれば、税関は登録資料に基づき商標権、著作権の侵害物品の有無を常にチェックし、侵害疑義物品を発見した場合、権利者にその旨を連絡し、下表に示す関連措置を行う。

侵害された権利の種類	手続き
特許権	1. 輸出入される侵害疑義物品について 侵害疑義物品が発覚→権利者(特許権、実用新案権、意匠権及びこれらの専用使用権者を含む)が裁判所に侵害物品の輸出入を差し止めるための仮処分を申立→(仮処分命令を取得)→侵害疑義物品に係る輸出入メーカーの名称、貨物の名称、貨物の規格・型番、輸出入に関わるの税関及び期日、飛行機(船舶)の便名、コンテナ番号、貨物の保管場所及びその他関連する具体的な情報を裁判所

	<p>に提出→輸出入の差止め</p> <p>2. 輸入される侵害疑義物品について</p> <p>①特許権者が侵害疑義物品を発見→特許権者が供託金を供え、税関に対し侵害被疑品を差し押さえるよう申し立てる→輸出入者が特許権者の提供する供託金の二倍に相当する担保を供託し、差押の解消を申し立てることができる。→特許権者が税関から差押受理の通知を受領した日の翌日から 12 日以内に侵害訴訟を提起→訴訟判決確定後、判決の結果により、侵害を構成する場合、差押えた物品を破棄のため裁判所に移転し、侵害しない場合、輸出入者に返還する。</p> <p>②特許権者が税関から差押受理の通知を受領した日の翌日から 12 日以内に侵害訴訟を提起しなかった場合、特許権者が差押の解消を申立てた場合、輸出入者が供託金を供えた場合、差押が解消される。</p> <p>③ 侵害訴訟の判決結果により、特許権者や輸出入者が相手方に対し損害賠償を請求することができ、その際、相手方が提供した担保金につき優先的に弁償を受ける権利がある。</p>
商標権	<p>① 侵害疑義物品が発覚→商標権者及び輸出入者への通知→侵害疑義物品の写真の電子ファイルを通知書簡に添付するか、又は商標権者の要請に応じて提供する→商標権者による物品真偽の鑑定→(輸出入者が物品が真正品であることを示す証明書類を提出しない)→事件の司法警察や検察機関への移送→輸出入の差止め</p> <p>② 侵害疑義物品が発覚→商標権者及び輸出入者への通知→侵害疑義物品の写真の電子ファイルを通知書簡に添付するか、又は商標権者の要請に応じて提供する→商標権者による物品真偽の鑑定→(輸出入者が物品が真正品であることを示す証明書類を提出)→商標権者の税関への輸出入差止申し立て又は裁判所への保全申立手続き→商標権者の裁判所への提訴→輸出入の差止め</p>
著作権	<p>① 侵害疑義物品が発覚→著作権者及び輸出入者への通知→侵害疑義物品の写真の電子ファイルを通知書簡に添付するか、又は著作権者の要請に応じて提供する→著作権者による著作物の鑑定→(輸出入者がライセンスを示す証明書類を不提出)→通関保留→著作権者の税関への輸出入差止申し立て又は民事・刑事</p>

	<p>訴訟手続きの提出→輸出入の差止め</p> <p>② 侵害疑義物品が発覚→著作権者及び輸出入者への通知→侵害疑義物品の写真の電子ファイルを通知書簡に添付するか、又は著作権者の要請に応じて提供する→著作権者による著作物の鑑定→(輸出人がライセンスを示す証明書類を提出)→著作権者の税関への輸出入差止申立て又は裁判所への保全申立手続き→著作権者の裁判所への提訴→輸出入の差止め</p>
--	--

次に、特許権・商標権・著作権に侵害するおそれの商品に対する税関での水際対策について説明する。

2003年に台湾専利法における刑事責任の規定が廃止された後、特許権侵害は民事責任だけになったため、台湾の水際対策は裁判所から仮処分などの保全処分が下されたときに限り取締りがされている。それに対し著作権は刑事責任があるだけでなく、水際対策及び国内市場での取締まりの成果はいずれも外交上の重要な確認事項に挙げられ、特に米国との貿易交渉の際、著作権保護の法律規範及び権利侵害品の取締まりの成果は交渉に影響する重要な要因である。さらに台湾の税関の知的財産権に対する水際対策は、商標、専利（発明特許、実用新案、意匠）及び著作権の侵害品を対象とし、その中で商標権の侵害品は専門技術とは関係なく外観から判断することができるので、取締案件数は最も多く、その次に著作権を侵害する海賊版のDVDやゲームソフトの光ディスクなどが多く、特許権の侵害品は技術的判断が必要であるにもかかわらず税関職員に関連設備がなく専門家もいないため、取締案件数は非常に少ない。2014年1月22日に専利法が改正されたことから、専利法の水際取締措置を強化するため、經濟部及び財政部は同年3月24日に「海関査扣侵害専利権物実施弁法（税関による特許権侵害品差押えの実施規則）」を公布施行し、侵害被疑品に対して特許権者が税関で緊急に侵害排除する制度が設けられた。また財政部関務署は同年4月7日に「海関配合執行専利及著作権益保護措施作業要点（税関の協力による特許及び著作権の權益保護措置執行作業要点）」を改正公布施行して、税関が特許権者の侵害一時排除に協力する際の基準を緩和した。

台湾は四方ともに海に囲まれていることから、水際対策は一般の海運及び空輸の税関だけでなく、海域、海岸、河川口や非商用の漁港などでの密輸を取り締まっている行政院海岸巡防署も行っている。2010年までは行政院海岸巡防署による漁船または密輸の取締案件数は幾つかあったが<sup>3</sup>、近年では国際輸送費が

<sup>3</sup> 海岸巡防署 (<http://www.cga.gov.tw>)の統計によると2003年-2005年までは年間約10件前後の模倣品(光ディスクを含む)密輸案件を取締り、2005年を例にとると、当該年度は6件しか取締っていない



安くなったことに伴い、国際スピード便を通じて権利侵害品を送付するリスクが下がり<sup>4</sup>、さらにはインターネットの回線速度の高速化により、これまで光ディスクに記録されていた著作物がインターネットを通じて転送することにより取締りの網をすり抜けることができるため、侵害品の取締案件数は年々減少し、ここ3、4年の取締案件数はゼロである。

なお、台湾法令の知的財産権(商標、特許、著作権等)に対する保護に違いがあるため、水際対策の対処がそれぞれ異なる。例えば特許と著作権を比べた場合、特許権は登記主義を採り、特許権侵害には刑事責任がないうえ、国際消尽原則を採っているので輸入品のみを管制対象としているのに対し、著作権は登記の必要がなく、著作権侵害には刑事責任があり、国内消尽原則のみ採っているため正規品の並行輸入を禁止している。著作権は輸入品だけでなく、輸出品も管制の対象としており、基本原則が異なる。このほか、著作権の対象は著作物であるが、視聴著作である映画やコンピュータープログラムの著作であるゲームソフトの多くは光ディスクに記録された状態で流通、販売されているため、光ディスクの水際対策は著作権の水際における取締りの重要な一環である。

上述のように、台湾法令における知的財産権(商標、特許、著作権等)保護の相違点から、水際措置の処理上においても違いがあるため、容易に理解できるように法令による知的財産権保護の違いを次の表のとおり整理した。

	商 標	専利 (発明特許、 実用新案及び意匠)	著作権
登録の必要性	主務官庁に登録しなければならない	主務官庁に登録しなければならない	登記する必要はない
刑事責任の有無	刑事責任あり	2003年に刑事責任廃止	刑事責任あり
公訴罪 (または親告罪)	公訴罪(非親告罪)	刑事責任なし	非公訴罪 (親告罪) 但し、光ディスクの複製は公訴罪。

ものの、権利侵害品の価値はニュー台湾ドル4億2000万元 (日本円13億円相当)にもものぼる。2006-2008年は年に1件しか取り締まっていないが、2008年の案件の模倣品の価値はニュー台湾ドル約1億1000本円約3億円相当)にもものぼる。2009年以降は2010年に1件、その価値はわずかニュー台湾ドル1500万元(日本円5000万円相当)であり、その他の年度はゼロである。

<sup>4</sup>現在では中国淘宝网のネットオークションの商品は、台湾のファミリーマートで直接、着払い取引ができる。

刑事罰の量刑	商標の使用は、三年以下の懲役、権利侵害品の販売、輸出入は一年以下の懲役。	刑事責任なし	販売目的の複製は六ヵ月以上五年以下の懲役。複製物の散布は三年以下の懲役。
差押の根拠	商標法 72 条～78 条	専利法 97 条之 1～97 条之 4	著作権法 90 条之 1、90 条之 2
差押の対象	輸出入品	輸入品	輸出入品
真正品の平行輸入(消尽原則)	真正品の平行輸入は認められる(国際消尽原則を採用)	真正品の平行輸入は認められる(国際消尽原則を採用)	真正品の平行輸入は認められない(国内消尽原則を採用)

商標権の侵害品は外観からすぐに判別できるうえ、商標権の侵害は公訴罪であるため、税関の取り締まりは積極的であり、著作権の侵害品は光ディスクを除いて告訴する必要のある親告罪の刑事責任であり、著作権は登記する必要がないため、著作権者と連絡をとることが難しいうえ、権利を侵害しているかにつき外観から判断できるとは限らず、機器を用いて読取を行わなければならない等の理由で、税関の取り締まりの積極性は商標権侵害案件よりも下がり、特許権の侵害品については特許権侵害は民事責任しかなく、税関は自発的に取締を行うことができないため、受動的な対応しかできないうえ、特許権侵害を構成するかの判断には専門知識が必要であり、税関職員は判断することができないため、取り締まりへの態度は比較的消極的なのが現状である。

## 一、特許権侵害商品への対応

2014年1月22日に専利法の水際措置に関する条文（第97条の1ないし第97条の4）が改正・公布され、2014年3月24日に施行された。それまでは、特許権侵害に対する刑事罰があるにもかかわらず、水際措置に関する規定がなかった。この改正は、主に米国、日本、韓国及び中国等の法制を参酌し、さらに商標法及び著作権法の関連規定を参考にして制定したものである。実務上、特許権を侵害されたとして裁判所に仮処分もしくは権利侵害判決の仮執行を申立てることによって、理論上は税関による特許権を侵害する輸入商品の差押えを行うことが可能である。しかし、今でも裁判所が仮処分もしくは仮執行を許可した例は非常に少なく、そのうえ少なくとも数ヶ月もの時間を要することから、実際には特許権侵害品の輸入に対して

迅速に対処する、または訴訟が終結して確定される前に税関で権利侵害品を差し押さえることは難しかった。今回の改正により、関税法第15条が定められていたにもかかわらず、特許権、商標権及び著作権を侵害する物品を輸入してはならないという点に対する関連措置がなかった点が補われ、直接税関に担保を供託して通関する商品を差し押さえる措置が追加された。これは、特許権者が適時に特許権を行使することに大きく役立つはずである。特許権者による差押の申請、差押の解除及びその後の関連手続きにつき、次の通り説明する。

#### (一) 特許権者による差押の申請：

特許権者は、他人がその同意を得ずに当該発明を実施することを排除する権利を専有する。また、物の発明者は、第三者がその同意を得ずに製造、販売の申し出、販売、使用を目的として当該物品を輸入する行為を禁止できる。方法の発明者は、第三者がその同意を得ずに使用、販売の申し出、販売を目的として当該方法で直接製造された物を輸入することを禁止できる<sup>5</sup>。したがって、今回の専利法の改正では、特許権者が輸入される物品に対し、その特許権を侵害する物品が輸入される疑いがあることに正当な理由がある場合、書面をもって税関に申請し、侵害の事実を釈明し、また税関が査定した当該輸入品の関税込価格に相当する保証金もしくはこれに相当する担保を供託した後、司法手続きを経ることなく、先に差押を行うことができる<sup>6</sup>と追加した。但し、申請者及び被差押人の双方の権益のバランスを保つために、税関は差押の申請を受理した後、直ちに申請者に通知がされる。規定に合致すると認定され、差押を実施するとき、書面をもって申請者及び被差押人に通知がされる。特許権者が貨物輸入地の税関に差押を申請するとき、規定<sup>6</sup>によりその必要書類として少なくとも次のものを添付しなければならない。

- (1) 特許権の証明書類。一般的には特許証書（登録証）または特許公報等の資料をいう。但し、主張する権利が実用新案である場合、実用新案技術評価書を添付しなければならない。ここにいう実用新案技術評価書<sup>7</sup>は、理論上、評価結果のコードが6<sup>8</sup>であるものが適格である。実用新案は、実体審査を経ることなく形式審査を

---

<sup>5</sup> 専利法第 58 条を参照。

<sup>6</sup> 詳しくは 2014 年 3 月 24 日に公布・施行された「海関査扣侵害専利権物実施弁法」を参照。

<sup>7</sup> 詳しくは専利法第 115 条及び専利法施行細則第 44 条の規定を参照。

<sup>8</sup> コード 6 は「その新規性等の要件を否定するに足る先行技術の文献が見つからない」を意味する。

行うため、当該実用新案の有効性の前提を確保するために、提出する技術評価書はコード1ないし5の無効事由に該当しないもの、つまりコード6のものが適切であり、さもないと税関は差押を実施しない。

- (2) 申請者の身分証明、法人証明またはその他の資格証明書類のコピー。ここにいう法人証明とは、会社の登記簿謄本である。申請者は即ち特許権者であり、特許出願時に特許権者は確かに存在することが確認されたはずなので、証明書類と前掲の特許権証明書類上の名称が一致すればよい。申請権を持つ者は、特許権者を除き、専用実施権のライセンシーも使用許諾された範囲の差押を申請することができる。この場合、申請者は自分が申請権を持つ者であることを証明するために、使用許諾されたライセンス証明またはライセンス契約を提出しなければならない。
- (3) 権利侵害分析報告、権利侵害被疑品を判別するための十分な説明、権利侵害被疑品の見本または写真、カタログ、図等の資料及びその電子ファイル資料。権利侵害分析報告は、少なくとも特許権と権利侵害品の対比分析を備え、かつ権利侵害を構成するとの結論を備えたものでなければならない。一般的には、台湾司法院が「特許侵害鑑定要点」を審判の参考として各裁判所に提供しているため、鑑定機関は「特許侵害鑑定要点」に定められた手順に従って鑑定を行い、権利侵害分析報告を作成することが多い。権利侵害品を判別する説明資料は、主に特許権侵害品を差押える際に権利侵害品であるか否かを確認するために税関に提供するものであることから、なるべく権利侵害品の見本または写真、カタログ、図等十分に判別できる資料を提供すべきである。前掲資料の電子ファイルは、各税関が速やかに関務署のデータベースの資料を利用して判別できるように提供するものである。
- (4) 税関が差押対象物を判別するための十分な説明、例えば輸入者、統一番号、輸入申告書番号、貨物名称、型番、規格、可能な輸入期日、輸入港湾または輸送手段等。この部分につき、税関は輸入申告書番号、貨物の型番、規格、輸入期日、輸入港湾及び輸送手段等の情報の提供を強制しておらず、差押対象物を判別するための十分な説明情報があればよい。一般の特許権者は、輸入者、統一番号、貨物名称、型番及び規格まで提供できるが、輸入申告書番号、輸入期日、輸入港湾及び輸送手段等の情報を提供することができない。そのため、今回の改正は、情報の提供不足によって

差押申請が受理されないことがないように、すべての情報を提示しなければならないとの強制規定はされていない。

(5) 代理人による申請である場合、委任状を添付しなければならない。

以上の書類につき、申請する際に不足がある、または不備があつて補正が必要である場合、税関は直ちに申請者に補正を通知しなければならない、補正前において通関手続きは影響を受けない。

税関は、前掲の差押申請の書類及び資料が規定に合致したうえで、直ちに申請者に税関が査定した当該輸入品の関税込価格に相当する保証金を現金で供託し、またはこれに相当する金額の次に掲げる担保もしくは証明を供託するよう通知しなければならない。

- I. 政府が発行する公債（差押申請書に公債発行機関、債券番号及び金額を記載しなければならない）。
- II. 銀行または信用組合の定期預金証書（銀行または信用組合の名称、定期預金証書番号及び金額を記載しなければならない）。
- III. 信託投資会社の1年以上の普通信託証憑（会社の名称、信託証憑番号及び金額を記載しなければならない）。
- IV. 信販会社等機構の保証（信販会社等機構の名称、信販会社の証憑または保証書の番号及び金額を記載しなければならない）。

信販会社等機構の証憑を除き、その他の担保は、今後不当な差押を賠償する担保とするために、税関に質権を設定しなければならない。申請者が差押を申請し、保証金またはこれに相当する担保を供託したうえで、差押の申請手続きが完了する。税関が資料及び担保に誤りがないと確認してから、権利侵害被疑品に対し差押を行うが、それまでは権利侵害被疑品に対し差押を行わずに輸入貨物の通関規定に基づいて処理する。

税関による水際の差押には時効性と急迫性があり、慎重かつ周到を求め、税関は差押を実施する前に、必要に応じて申請者に協力するよう通知することができる。例えば、権利侵害被疑品の確認に協力するよう要求した場合、または権利侵害品の保管等に疑義がある場合、申請者が正当な理由なくして協力しないことにより税関が執行できないとき、税関は権利侵害被疑品に対し輸入貨物の通関規定に基づいて処理する。また、正常な通関規定により、その他の不実の申告もしくは規定の違反がある場合、当然差押を行うことができるが、その他の違反がない場合、特許権者の差押申請を受理せずに通関させることができる。

さらに、税関が水際における差押を実施する際に、申請者もしくは被差押人が輸入貨物を確認する場合、規定により書面をもって貨物輸入地の税関に差押品の実物確認を申請することができる。これにより、申請者及び被差押人の双方が差押品の状況を把握したうえで、当該差押品につき権利を主張することができる。但し、当該確認は税関が指定した時間、場所及び方法で行わなければならない。申請者が水際における差押を申請し、輸出入貨物を確認する機会を利用して、他人の営業秘密を探知することを防ぐために、税関は検視の時間、場所及び方法を指定するとき、差押品にかかる機密情報への保護を損なわないように注意している。

水際での差押は、裁判所によって特許権の侵害が認定されていないので、被差押人の権益を保護するために、申請者は税関から書面による差押の通知を受領した翌日から12日以内に、差押えられた権利侵害被疑品につき特許権侵害の訴訟を提起し<sup>9</sup>、税関に通知しなければならないと専利法に規定されている。差押を実施する前に既に訴訟を提起した場合も、税関に通知しなければならない。12日の提訴期限につき、税関は必要に応じてさらに12日間延長することができる。また、特許権者が提起した訴訟は、差押品の輸入に対し禁止の効果がなければならず、例えば権利侵害品を廃棄する、または輸入販売を禁止する等がある。単にウェブサイトの広告に発明者の氏名が誤って記載されているまたは記載されていないことに対し、提訴により発明者氏名の訂正もしくは表示、またはその他名誉回復のために必要な処分を要求したとき、訴訟を提起するとの前掲要件に合致すると認めてはならず、税関は当該差押を解除しなければならない。

税関は裁判所の命令に基づいた特許権侵害品の水際措置も行っていたが、税関は特許権者に貨物輸入の具体的な時間、場所、輸送手段、便名、便数等の詳細情報を提供するよう要求し、これらの情報を提供してからはじめて措置が実施されていた。しかし、実務において、権利者が貨物輸入の具体的な情報、例えば詳しい便名、便数等を把握していることは稀であるため、特許権者が時間や金銭を

---

<sup>9</sup> 専利法第96条の規定により、専利権者は侵害の差止めを請求することができ、また侵害する虞のあるものにつき、その防止と損害賠償を請求することができるうえ、専利権侵害に係る物品、または侵害行為に用いた原料もしくは設備につき、廃棄処分を請求することができる。また、発明者の氏名表示権が侵害された場合、発明者の氏名表示またはその他名誉回復のために必要な処分を請求することができる。

費やして裁判所の命令または処分を取得したにもかかわらず、税関において権利侵害品の差押ができないことが一般的であった。今回の改正により、今後特許権者が、輸入貨物は自分の特許権を侵害すると判断したとき、税関が差押対象となる貨物を判別できる資料及び十分な担保を提供するだけで、税関に差押を申請し、その後裁判所に訴訟を提起することができ、これにより適時に保障を得ることができる。

## (二) 差押の解除：

被差押人は、税関から輸入通関物品が特許権者の申請によって差押えられたとの通知を受けた後、書面をもって輸入地の税関に申請することができ、税関が査定した当該輸入品の関税込価格の保証金の2倍の保証金もしくはこれに相当する担保を供託してから、税関に差押の解除を請求することができ、解除後は輸入貨物通関に関する規定に基づいて処理することができる。税関が特許権者の申請により行った差押は、特許権者が行使する侵害差止請求権の急迫性を重視するため、その実体関係に対して判断していない。つまり、差押品が侵害品であるか否かにつき、その時点では知ることができない。そのため、民事訴訟法の保全手続きに関する規定における、債務者が担保を供託した後に保全処分の取消を許可する精神を参酌し、被差押人も申請者の保証金の2倍の保証金もしくはこれに相当する担保を供託することで、税関に差押の解除を請求できると定めた。また、規定された2倍の保証金は、被差押人が敗訴したときの担保とされる。被差押人が敗訴したとき、特許権者は特許法の規定に基づいて賠償を請求することができ、また同法規定<sup>10</sup>により、その賠償額は差押品の価値を大きく上回る可能性があるため、もし被差押人が相当する担保を提供していない状況のなか、通関を許可した場合、後日に損害賠償を請求しても、被差押人が財産の名義変更や隠匿をすることにより賠償を受けることができなくなる。したがって、申請者との権利バランスを保つため、被差押人が供託すべき保証金の金額は差押申請者の保証金の2倍と定められた。被差押人が供託する担保は、その金額が申請者の2倍であるほか、公平を期するため、担保品または証明に対する要求は申請者と同じものでなければならない。

被差押人が税関に担保を供託した場合だけでなく、次の場合におい

---

<sup>10</sup> 専利法第96、97条を参照。

ても税関は差押を解除しなければならない。

- (1) 申請者は税関から差押申請受理の通知を受けた翌日から 12 日以内に、専利法の規定<sup>11</sup>により差押品が侵害品であることにつき訴訟を提起し、かつ税関に通知しなかった場合。但し、12 日の期限につき、税関は必要に応じてさらに 12 日間延長できる。
- (2) 申請者が差押品が侵害品であるとして提起した訴訟が裁判所により却下され確定した場合。裁判所が、例えば当事者が不適格であるとの手続きに係る事由、または例えば特許無効等の実体事由をもって却下の裁定または判決を下し、それが確定された場合はこれに該当する。
- (3) 差押品が裁判所の確定判決を経て、特許権を侵害しないとされた場合。裁判所の判決により、差押品が申請者の特許権を侵害しないと確定された場合、当然差押を継続する必要がない。
- (4) 申請者が差押の解除を申請した場合。例えば、被差押人と申請者が既に和解し、または申請者が差押えられた権利侵害品の数量が少ないことがわかった場合は、訴訟を継続する必要がない。また、権利侵害品の製品ライフサイクルが終了したため、訴訟を継続するもしくは差押を行う実益がない場合はこれに該当する。

税関が差押を解除した後、輸入貨物通関に関する規定に基づいて処理しなければならない。但し、差押が前掲第(一)ないし(四)の申請者の責めに帰すべき事由に該当する場合、申請者は差押の実施にかかる支出、例えばコンテナの延滞費、貸倉庫代、積卸費等の関連費用を負担しなければならない。勿論、その後申請者が裁判所の確定判決を取得したことにより、差押品が特許権を侵害するとされた場合、被差押人が差押品にかかるコンテナの延滞費、貸倉庫代、積卸費等の関連費用を負担しなければならない。

### (三) その後の関連手続き

- (1) 差押品が裁判所の確定判決を経て特許権を侵害する物とされた場合、被差押人は裁判所の判決に基づいて差押品を廃棄するまたはその他の処置を行うほか、被差押人が 2 倍の保証金や担保を供託して差押の解除を申請したとき、申請者が当該保証金につき賠償を受けなければならない問題が派生する。この場合、申請者は当該保証金につき、質権者と同じ権利を有する。即ち、申請者は普通債権者よりも優先して損害賠償を受け、かつ損害賠償の範囲は

---

<sup>11</sup> 専利法第 96 条を参照。



特許権侵害による損害の賠償、利息、遅延利息及び違約金を含む。保証金に利息が発生した場合は、それも併せて保証金として計算される。

- (2) 差押品が裁判所の確定判決を経て特許権を侵害しない物とされた場合、申請者は被差押人が差押または2倍の保証金を供託したことによって受けた損害を賠償しなければならない。この場合、被差押人は申請者が供託した保証金につき、質権者と同じ権利を有する。

但し、差押品にかかるコンテナの延滞費、貸倉庫代、積卸費等の関連費用は、申請者または被差押人への損害賠償よりも優先される。

- (3) 保証金等の担保の返還

I. 申請者への保証金返還：申請者が勝訴の確定判決を獲得した場合、または被差押人と和解し、すでに保証金を引続き供託する必要がなくなった場合、税関に返還を申請することができる。但し、前述の申請者の責めに帰すべき事由<sup>12</sup>によって差押が解除され、被差押人が損害を受けたとき、または被差押人が勝訴の確定判決を獲得した後、申請者は担保金を取り戻すために内容証明をもって20日以上の期間を定め、被差押人に権利行使を催告することができる。もし被差押人が20日以上経っても行使していない場合、申請者は当該内容証明をもって既に期限を定め催告したことを証明し、税関に保証金の返還を請求できる。実務において、裁判所が案件を処理するとき、起訴状を受領してからそれを被告に送達するまで約2～3週間かかる。そのため、たとえ被差押人が既に訴訟を提起して損害賠償を請求したとしても、申請者は起訴書を受領するまで約2～3週間かかり、申請者が外国人である場合、4～6週間かかることもある。そのうえ、権利を行使しないまたは訴訟を提起せずに請求することは消極的事実に該当し、証明することが困難であるため、その際には税関が裁判所に案件の有無を確認しなければ保証金を返還することができない。

II. 被差押人への保証金返還：申請者の責めに帰すべき事由により差押が解除される、または被差押人と申請者が和解し、すでに保証金を引き続き供託する必要がなくなった場合、また

---

<sup>12</sup> 詳しくは2.差押の解除の第(一)ないし(四)の事由を参照。

は申請者が勝訴の確定判決を獲得したものの、当該保証金に対しまだ権利を行使しておらず、被差押人は内容証明郵便で権利の行使を催告し、これをもって20日以上の期間を定めたことを証明できるが、申請者がまだ行使していない場合、一般的には他に考慮すべきことがない限り、現金または有価証券の現金化は比較的容易であり、賠償の受領も比較的便利である。勿論、申請者へ返還する場合または被差押人へ返還する場合も、和解の有無にかかわらず、相手方が同意し、その同意書を提出すれば、税関には返還しない理由はないはずである。実務において、同意書が確かに本人によって署名されたものであると証明するために、他の証拠で証明しなければならない場合が多々あり、例えば登録した印鑑もしくは個人の印鑑証明書、または税関に提出したその他の書類と同じ捺印もしくは署名が必要である。

特許権の水際措置の規定は施行されて間もないため、参考にできる具体的な事例はないが、裁判所が仮差押を実行した経験によると、保証金が返還されるまでの期間は確定された勝訴判決または相手方との和解の可能性により大きく左右する。現在の智慧財産法院の審理状況によると、一つの審級につき約1年程の時間が必要であることから、2年後に返還されると想定して準備することが妥当である<sup>13</sup>。保証金返還の申請書につき、現在税関はまだ提供していないため、書類に対する要求の厳格さを知ることができない。裁判所を例として、保証金もしくは担保の返還は、将来第三者が現れ返還を要求するリスクがあるため、書類に対する要求が非常に厳しく、例えば返還対象が外国企業もしくは外国の自然人である場合、いずれも台湾の在外公館による公証・認証書を提供するよう要求し、さらに保証金を現金で供託した場合、確実に本人に返還するために、その返還は返還対象名義の銀行口座に直接振込む、または返還対象の銀行口座でしか換金できない公庫の小切手の方式で行うことを要求している。但し、このような返還方法は、台湾における銀行口座を有しない外国人にとって非常に手間がかかるものであり、担保金が返還されるまで2～3ヶ月かかることが多いため、保証金または担保を供託する際には注意する必要がある。

---

<sup>13</sup> 例えば政府の公債または銀行の定期預金証書を担保とする場合、2年の公債または預金証書を購入した方が賢明である。

## 二、商標権侵害商品への対応

税関の商標権に対する水際措置は手続きの段階ごとに発見、権利侵害の鑑定及び鑑定後の処置と大きく三つに分けることができる。税関による商標権侵害品処理の流れ及び実務上の処理方法につき、それぞれ次の通り紹介する。なお、海関執行商標権益保護措施実施弁法（以下「商標保護弁法」と略称する）は、商標権侵害疑義物品に関する輸出入差止め措置の重要な規定であり、当該実施弁法は2016年12月30日に改正されたため、その改正前後の対照内容を添付資料として巻末に収録する。

### （一）発見：

商標法第75条第1項の規定により、税関が職務を執行する際に、輸入または輸出する物品に明らかに商標権侵害のおそれがあることを発見した場合は、商標権者及び輸出入者に通知しなければならない。税関は職権により商標権侵害品を発見する権限を明文によって付与されている（商標権侵害は非親告罪であるため、税関は職権により発見する権限が付与されており、これは税関が職権ではなく権利者の申立てにより処理しなければならない特許権や著作権侵害品の発見と異なる）。

なお、税関が商標権者又は関連機関からの告発及び提示を受けたとき、告発及び提示内容が具体的であるかを判断しなければならない。受理した場合、商標権者に通知しなければならず、受理しない場合も、通知とともに不受理の理由を説明しなければならない。必要に応じて、商標権者などに出向いて説明するよう通知することができる。税関が職務執行の状況により輸出入貨物と告発または提示内容が一致することを確認した場合、電話及びファクシミリで商標権者及び輸出入者に通知しなければならない。

税関が輸出入貨物がその商標権を侵害する疑いがあると提示する場合の保護措置（台湾登録商標の税関登録）を執行する期間につき、税関が受理した日から商標存続期間の満了日までを期限とし、商標権者は商標権の更新に伴い、税関に延長を申請することができ、税関に延長を申請しなかった場合、改めて提示の申請を行わなければならない。

実務において、商標権者が特定の商標権侵害品の輸出入業者の名称、貨物名称、輸出入港及び期日、航空機または船舶の便名、コンテナ番号、貨物の保存場所等の具体的な関連資料を提出することは困難であるため、特定の輸出入貨物を告発する場合（以下「告発」

という)は未特定の輸出入貨物を提示する場合(以下「提示」という)より遥かに少ない。通常、提示は権利侵害事実及び権利侵害品を判別するための十分な説明、例えば真正品や模倣品の見本、写真、カタログまたは図や商標登録証明文書(申請人会社及び代表者が押印した商標証書のコピー)を提出すればよいと規定されているが、実際に申請するとき、税関は各商標区分の指定商品ごとに、それぞれ真正品や模倣品の見本、写真、カタログまたは図、並びに侵害事実や侵害の判別の要点の説明を求めため、商標の指定商品の種類が比較的多い商標権者にとっては大きな負担となる。また、提示の有効期間は1年であり、期間満了まで税関から通知することはなく、有効期限を過ぎたまたは商標の存続期間が満了した場合は、いずれも改めて申請しなければならない。

## (二) 権利侵害の鑑定：

商標法第75条第2項以下の規定により、税関は輸入または輸出する物品に明らかに商標権侵害のおそれがあること発見して商標権者に通知するとき、期限を定めて、商標権者に税関で鑑定を行わせ、権利侵害の事実証拠を提出するよう求めるべきである。それと同時に、期限を定めて、輸出入者に権利を侵害していないことを証明する書類を提供するよう求めるべきである。但し、商標権者または輸出入者に正当な理由があり、指定期間内に提出できない場合、書面をもって理由を釈明し税関に延長を申請することができるが、1回に限る。商標権者は既に権利侵害の事実証拠を提出したが、輸出入者が前項規定に基づいて権利を侵害していないことを証明する書類を提出していない場合、税関は職権により一時的に通関を停止する措置を採ることができる。但し、商標権者が権利侵害の事実証拠を提出し、輸出入者も権利を侵害していないことを証明する書類を提出した場合、税関は商標権者に通知した時から3執務日以内に、規定により差押を申請するよう通知しなければならない。商標権者が通知した時から3執務日以内に、規定により差押を申請しなかった場合、税関は代表的な見本を抽出した後、貨物の通関を許可することができる。商標権者または輸出入者が税関の通知を受けた後、輸出入品の機密情報を害しない状況において、税関による商品の点検を申請することができる。商品の点検は税関が指定した時間、場所及び方法に基づいて行わなければならない。

税関の規定(「商標保護弁法」第7条)により、商標権者及び輸

出入者が通知を受けた時から、航空便輸出貨物の告発案件は商標権者が4時間以内に、航空便輸入貨物及び船便輸出入貨物の告発案件は商標権者が24時間以内に税関で認定を行い、3執務日以内に権利侵害の事実証拠を提出しなければならない。また、輸出入者は3執務日以内に使用許諾証明文書または権利を侵害していないことを証明する書類を提出しなければならない。但し、商標権者及び輸出入者が正当な理由により期限内に提出できない場合、期限満了前に、書面をもって理由を説明し、税関に3執務日の延長を申請すべきであり、延長は1回に限る。

しかし、商標権者が前掲規定に基づいて税関で認定を行わなかった、または期限内に権利侵害の事実証拠を提出しなかった、または輸出入貨物は商標権を侵害していないと認定された場合、その他の通関規定に違反していなければ、税関は輸出入貨物通関に関する規定に基づいて処理しなければならない。

実務において、海外の商標権者が台湾において代理店または支社や子会社の現地法人を有するが、権利侵害品であることが確認された場合の後続の司法手続きを考慮し、また通関する商品は台湾で販売されるとは限らず（例えば並行輸入商品）、代理店または現地法人に判別する能力があるとは限らないため、直接現地の弁護士事務所窓口として関連手続きの処理を委託する商標権者もいる。

税関に出向いて認定を行う時間につき、担当の税関職員の勤務時間（24時間通関のシフト制）、通関書類に他の瑕疵がないか、及び輸出入者（またはその代理人）による催促の有無に関係するため、時間を延長または短縮する可能性がある。一般的に、商標権者が時間内に認定を行わなかったことにより、権利を侵害する疑いのある商品の通関を許可することはあまりない。

**貨物見本の借受を申請して認定を行う：**商標権者が現場で権利侵害の認定を行っても権利侵害の有無を断定できないとき、商標権者は税関が見積もった輸入貨物見本の課税価格及び関連税金、または税関が見積もった輸出貨物見本のFOB価格及び関連税金の120%に相当する保証金を納付し、税関に対し見本の借受を申請して認定を行うことができる。但し、貨物見本を借り受けて認定を行う必要があり、そのうえ商標権者が書面をもって輸出入者の利益を侵害せず、不正な用途に使用しないことを誓約した場合に限る。当該保証金はニュー台湾ドル3,000元を下回ってはならない。商標権者が定められた権利侵害認定の事実証拠の提出期限までに、借受の見本を返却

しない、または返却した貨物見本と本来の貨物見本が一致しない、または欠損等が生じた場合、輸出入者の損害賠償として、税関はその保証金を留置しなければならない。貨物見本の輸出入者は、前項規定により留置された保証金に対し、質権者と同等の権利を有する<sup>14</sup>。

### (三) 鑑定後の処置

商標権者が輸出入貨物に商標権侵害の事情があると認定し、権利侵害の事実証拠を提出したとき、輸出入者が依然として規定の期限までに使用許諾証明文書または権利を侵害していないことを証明する書類を提出していない場合、税関は商標法の規定により、案件を司法機関に移送して<sup>15</sup>調査すべきである。但し、輸出入者が規定の期限までに使用許諾証明文書または権利を侵害していないことを証明する書類を提出した場合、税関は商標権者に通知を受けてから3執務日以内に、商標法第72条第1項の規定により税関に貨物の差押を申請することができることを通知しなければならない。商標権者が規定された3執務日以内に、税関に差押を申請しておらず、また通関の商品はその他の通関規定に違反していない場合、税関は代表的な貨物見本を抽出した後、輸出入貨物通関に関する規定に基づき処理する（通関を許可する）ことができる（「商標保護弁法」第8条、第9条）。

過去の実務において、税関が権利侵害の鑑定を通知する際に、税関は輸出入品の機密情報を害しないように、せいぜい輸出入品の貨物番号、コンテナ番号、バッグ番号しか提供しなかった。よって、たとえ商標権者が商標権を侵害する商品であると認定しても、氏名や住所等の輸出入者を特定できる情報がないため、商標権者は税関から司法機関に移送した後、司法機関からの通知を受動的に待つことしかできず、自主的に商標権侵害の告訴または民事訴訟を提起することができなかつた。以前、商標権侵害の鑑定報告を税関に提出してから約2年後にようやく司法機関の通知を受けた場合がある（通知を受けてから確認を経てようやく該当案件を知ることができた）。幸いにも2011年に商標法が改正され、第76条の明文規定において、税関は第72条第3項の規定により差押を実施し、また

---

<sup>14</sup> 詳しくは商標法第77条の規定を参照。

<sup>15</sup> 実務において、税関は司法警察の身分を有しないため、案件を警政署航空警察局または調査局航業調査処等を通じて地検署に移送する。

は規定により一時的に通関を停止する措置をとった後、商標権者は税関に関連資料の提供を申請することができる」と規定された。税関が同意した後、輸出入者、荷受人や荷送人の氏名または名称、住所及び権利を侵害する疑いのある物品の数量を提供する。商標権者が取得した前掲情報は、商標権侵害案件の調査及び訴訟提起の目的のみに使用し、任意に第三者に漏洩してはならない。現在税関は、関連資料の提供を申請する商標権者に対し、申請書を提出し、商標登記証明文書、権利侵害の事実証拠、並びに税関から取得した資料は商標権侵害案件の調査及び訴訟提起のみに使用すると声明する誓約書を提出するよう要求している。税関が許可した後、書面をもって輸出入者、荷受人や荷送人の氏名または名称、住所及び権利を侵害する疑いのある物品の数量を提供する（「商標保護弁法」第11条）。商標権者が規定に違反した場合、民事における損害賠償責任及び刑法第317条における業務上知り得た営業秘密を漏洩した罪の刑事責任に問われる可能性がある。

#### (四) 商標権者が税関に差押を申請する際の関連規定

税関が輸出入の通関時に要求する時効は、早いときには数時間、遅くても1～2日間であるが、商標権者からすれば、たとえ税関で輸出入品が商標権を侵害する可能性がある」と確認しても、司法手続きを守ると(2～3週間かかることもある)輸出入品の通関を阻止するのに間に合わない。よって、商標権者の権利のために、台湾商標法は税関で輸出入品が商標権を侵害する可能性がある」と確認した後、裁判所の物に対する仮差押処分に類似する制度を特設し、後続の司法手続きを行うために、商標権者が担保を提供さえすれば、税関に輸入品を差押するよう求めることができる。

##### (1) 差押の申請

商標法第72条の規定により、商標権者は輸入または輸出される物品に対し、その商標権を侵害する虞のある場合、先に差押するよう書面をもって税関

に申請することができる。申請する時、侵害の事実を釈明したうえ、税関が査定した輸入品の関税込価格または輸出品のFOB価格に相当する担保を供託しなければならない。もし規定に合致すると認定され、差押を行う時、書面をもって申請者及び被差押人に通知しなければならない。

上掲の商標法の規定はTRIPS協定第51条～第60条に基づい

て制定され、商標権者がその商標権を侵害する疑いがあると認める正当な理由のある物品が国外から輸入されるまたは国内から輸出される場合、損害が生じることを防ぐため、税関に当該侵害被疑品の差押を申請することができる」と明確に規定されている。しかし、申請者と被差押人の双方の権益のバランスを保つため、税関に差押を申請する手続き、並びに保証金または担保を提供しなければならないと明確に規定されている。差押申請は商標権侵害被疑品の差押申請方法及び受理機関に関わり、関係当事者の権益が大きいため、別途、経済部及び財政部は授權されて「海関査扣侵害商標権物品実施弁法（税関の商標権侵害品の差押実施規則）」を制定發布し、書面をもって貨物の輸出入地の税関に申請し、次の資料を添付しなければならないと明確に定めた：

- I. 権利侵害の事実および侵害品を判別するための十分な説明、並びに侵害品を確認するための電子ファイル資料。例えば真正品、模倣品の見本、写真、カタログまたは図や写真。
- II. 輸出入業者の名称、貨物名称、輸出入港湾および輸出入の期日、航空機または船舶の便名、コンテナ番号、貨物の保管場所など、具体的な関連資料。
- III. 商標登録証明書類。

相当する担保とは、税関が査定した輸入品の関税込価格または輸出品の FOB 価格に相当する保証金もしくは次に掲げる担保を供託しなければならない：1、政府が発行する公債。2、銀行の定期預金証書。3、信用組合の定期預金証書。4、信託投資会社の1年以上の普通信託証憑。5、信販会社等機構の保証。1～4の担保は税関に質権を設定しなければならない。担保を供託する期間は一定ではない。返還後に現金化する利便性を考慮し、一般的には銀行または信用組合の定期預金証書を担保として供託することを推奨している。

税関は差押の申請につき、審査を経て商標法第72条の規定に符合していると認めた場合、直ちに差押を行い、書面をもって申請者及び被差押人に通知しなければならない。これに対し、差押の申請に補正が必要な場合、税関は直ちに、申請者に補正を通知しなければならない。補正前において通関手続きは影響を受けない。

## (2) 差押の廃止



商標法第 72 及び第 73 条の規定により、次の事情の一つがある場合、税関は差押を廃止しなければならない：

- I. 申請者は税関から差押の通知を受領した翌日から 12 日以内に、商標権侵害の規定により差押品が侵害品であることにつき訴訟を提起し、かつ税関に通知しなかった場合。上記規定の期限につき、税関は必要に応じて 12 日延長できる。
- II. 申請者が差押品が侵害品であるとして提起した訴訟が裁判所により却下され確定した場合。
- III. 差押品が裁判所の確定判決を経て、商標権を侵害しない場合。
- IV. 申請者が差押の廃止を申請した場合。
- V. 被差押人は申請者が供託した保証金の 2 倍の保証金または相当する担保（反担保）を供託することで税関に差押の廃止を請求できる。

V の規定は民事訴訟上の債務者が反担保を供託することで仮差押、仮処分を取消すことを認めるとの考えを参照し、明定 被差押人も申請者の保証金の 2 倍の保証金または相当する反担保を供託することで、税関に差押の廃止を申請できると明確に定めたものである。2 倍保証金は、被差押人が敗訴した場合の担保とされる。被差押人が敗訴した時、商標権者は第 69 条の規定により賠償を請求することができ、賠償額は第 71 条の規定により、差押品の小売単価の 1500 倍（1500 点を超える場合は総額により賠償額を算定する）を請求することができ、差押品の価値を大きく上回るため、もし被差押人が相当する担保を提供せずに通関を許可した場合、後日に損害賠償を請求しても、被差押人が財産の名義変更や隠匿をすることにより賠償を受けることができなくなる。よって、被差押人が供託すべき保証金は、申請者との権利バランスを保つため、2 倍の保証金と定められた。被差押人が差押の廃止を請求する時、書面をもって貨物の輸出入の税関に申請し、海関査扣侵害商標権物品実施弁法第 3 条に定める査定価格の 2 倍の保証金または相当する担保を供託しなければならない。

### (3) 保証金返還等の手続き

商標法第 74 条の規定により、差押品が裁判所の確定判決を経て商標権を侵害しない場合、申請者は被差押人が差押または反担保の保証金を供託したことによる損害を賠償しなければなり

ません。

申請者は反担保した保証金及び被差押人が申請者が供託した担保の保証金につき、質権者と同じ権利を有する。但し、最終的に裁判所の確定判決を経て商標権を侵害しないまたは差押が廃止されたに関わらず、差押の期間に生じたコンテナの延滞費、貸倉庫代、積卸費等の関連費用は、申請者または被差押人のへの損害補償よりも優先される。

申請人に次に掲げる事情の一がある場合、税関に対し差押の担保の保証金の返還を申請することができる：

- I. 申請者が勝訴の確定判決をすでに獲得した、または被差押人と和解し、すでに保証金を引き続き供託する必要がなくなった場合。
- II. 反担保を供託する以外の事由により差押が廃止され、被差押人が損害を受けた後、または被差押人が商標権を侵害したいとの確定判決を受けた後、申請者がすでに 20 日以上の期間を定めて被差押人に権利行使を催告したにもかかわらず行使しなかったことを証明した場合。
- III. 被差押人が返還に同意した場合。

同じように、被差押人に次に掲げる事情の一がある場合、税関に反担保の保証金の返還を申請することができる：

- ① 反担保を供託する以外の事由により差押が廃止された、または被差押人と申請人が和解し、すでに保証金を引き続き供託する必要がなくなった場合。
- ② 申請者が勝訴の確定判決をうけた後、被差押人が 20 日以上の期間を定めて申請者に権利行使を催告したにもかかわらず行使しなかったことを証明した場合。
- ③ 申請者が返還に同意した場合。

差押品のコンテナの延滞費、貸倉庫代、積卸費等の関連費用に関し、差押品が裁判所の確定判決を経て商標権を侵害しないと認められた場合は被差押人が負担し、反担保を供託する以外の事由により差押が廃止された場合、申請者が負担する。

実務上、情報通信が日ごとに進歩していることから、商標権者が税関で輸出入品がその商標権を侵害しているかを確認するとき、たとえ海外の商標権者でも確認する必要がある、国内の代理業者、支店、子会社または代理人が税関に行って鑑定をおこなうとき、写真撮影または録画の方法で商品の特徴を記録し

て海外の商標権者に報告することができることから、たとえ輸入者が規定の3執務日以内に授權の証明資料または権利を侵害しない旨の証明書類を提出しても、商標権者が期限内に真贋鑑定の結果を告知できない場合を除いて、一般的に商標権者は期限内に輸出入品が商標権を侵害しているかを確認することができるので、上掲の差押手続きを利用する必要のある場合はさほど多くない。

#### (五)実務運用の説明

一般の海外企業が比較的多くとっている商標権の水際措置につき、次の通り説明する：

- (1)まず、商標権者は商標登録証明文書、権利侵害事実及び権利侵害品を判別するための十分な説明を税関に提出し、未特定の輸出入貨物はその商標権を侵害する疑いがあると提示することができる。また、特定の業者の輸出入資料がある場合、それを併せて提出し、特定の輸出入貨物はその商標権を侵害すると告発することができる。提示や告発の申請を行うとき、今後において税関に直接対応できる窓口となる社員または会社を前もって設置すべきである。前述の申請を行った後、税関が商品の外観または申告書類や資料に記載された商標の貨物に対し検査を行う可能性があり、これにより正規品または並行輸入品の通関時間に影響が生じるため、その際には輸出入者が関連証明文書を準備し、または商標権者が前もって税関に通知しなければならない。
- (2)商標権者が指定した窓口担当者は、税関の担当者から電話及びファクシミリによる連絡を受けた後、前掲規定により、規定時間内(4時間または24時間)に税関で権利侵害品の確認を行わなければならない。窓口担当者はカメラ、委任状及び商標登録証明資料を用意すべきである(後から提出することも可能である)。税関職員は24時間体制のシフト勤務であるため、一般的にファックスを受け取ってから担当者と時間を決めて訪問すればよい。但し、2日(祝日・休日を除く)以上空けることを避けるべきであり、さもないとその後の3日の返答期限が短縮される可能性がある。通常、税関は確認を行うために商標権を侵害する疑いのある商品から種類ごとに1、2点を抜き取り、税関に行けばそのサンプルを写真撮影または録画をすることができる。その後、商標権侵害品であると確認した場合、侵害鑑定報告書を別途提出しなければならない。侵害鑑定報告書は権利侵害品を特定するために写真を添付することが多いので、争議を避けるため

にも現場で商標権を侵害する疑いのある物品に対し写真撮影することを薦める。税関は通常、通関する物品名、番号(コンテナ番号、バッグ番号または倉庫番号)等商品を特定する最も基本的な情報しか通知せず、その他の情報、例えば数量または輸出入者等の情報は通知しない。しかし、輸出入者が早急な通関を求めて、自主的に商標権者による使用許諾証明書等のコピーを提供する場合もあり、この場合、税関はこれらの資料も併せて商標権者に確認させる。世界的な大手メーカーの各国における支社または子会社は、その商標の使用許諾の基準が一致せず、使用許諾書の書式も全て一致しているとは限らず、そのうえ輸出入者が購入した商品は再許諾されたものである可能性もあり、使用許諾期間が過ぎた、またはその間に悪徳なライセンスもしくは模倣業者によって使用許諾書の品名、日付等を改竄される状況が時折発生するので、たとえ輸出入者が自主的に商標権者による使用許諾証明書等のコピーを提供しても、依然として慎重に確認する必要がある。

- (3) 商標権者またはその代理人が税関で権利侵害品の確認及び撮影を行った後、通常、翌日または2日後に書面をもって結果を報告しなければならない。権利侵害品であると判断した場合、権利侵害鑑定報告書を提供しなければならない(権利侵害品の品名、写真、単価を明記し、それと共に理由を含めた判定結果につき説明しなければならない)。判定理由は商標権者の営業秘密に関係する可能性があるため、通常は報告書において判断基準を概略的に記載し、例えば製造業者の情報または表示されるべき商品の表示が欠けている等と記載する。しかし、権利侵害鑑定報告書はその後税関を通じて検察署及び裁判所に送致されるため、判断基準を明記しなければ、検察署や裁判所が確認する必要があると判断したまたは被告が抗弁したとき、鑑定人を召喚して法廷で説明を求められる可能性がある。よって、権利侵害鑑定報告書に判断基準を明記することを薦める。さらに、鑑定報告書の提出者は今後検察署または裁判所に召喚され、出廷して証言する可能性があるため、それに備えて、一般的に鑑定人は台湾に在住し、真贋鑑定能力を有し、かつ出廷して証言できる者が担当したほうがよい。弁護士事務所に委託して担当させる場合、真贋の判別方法を教示し、当該代理人が真贋の判別能力を有することを証明できる書類を提示する必要がある。
- (4) また、輸出入者に対して告訴を提起するため、また輸出入品の数量等の情報を確認するために、商標権者は商標法により申請書と共に、

商標登録証明文書、権利侵害の事実証拠、並びに税関から取得した資料は商標権侵害案件の調査及び訴訟提起のみに使用すると声明した商標権者の誓約書を提出した後、税関に輸出入者、荷受人や荷送人の氏名または名称、住所等の情報の提供を要請することができる。しかしながら、制度が実施されてから間もないせいか、税関が把握している資料につき直ちに回答を得ることができず、申請提出後においても往々にして通関業者がまだ提供していない、税関での資料が不明確であるとしてしか回答が得られず、回答が得られるまでに数ヶ月必要な場合もある。

(5) 税関から輸出入者、荷受人や荷送人の氏名または名称、住所等の情報を取得した後、商標権者は司法機関(検察署または警察機関等)に商標権侵害の告訴を提起するか否かにつき表明しなければならない。直ちに表明しなかった場合、将来質問または召喚される可能性があるため、先に書状をもって意向を示すことを薦める。商標権侵害は非親告罪であるが、告訴提起の有無が司法機関の処理手続きに影響することはない。しかし、告訴を提起することは、警察等の司法機関に対し、積極的に商標権を主張し、また取締りや鑑定に協力する意思を示すことであり、後続案件及びその他の案件の取締り等の処理に役立つため、予算等の特別な配慮がある場合を除き、可能であれば告訴を提起することを薦める。一旦告訴を提起すると、検察署の調査手続き及び裁判所の期日に合わせて出廷して説明する、または情報を提供しなければならず、これにより時間や金銭を費やす可能性があるが、出廷して調査に協力することにより輸出入者の購入先、販売経路または同業者等の情報を知り得ることができ、模倣品の製造販売経路への認識及び模倣品の取締りに役立つ。特別な事由によって告訴を提起できない場合、出廷して説明する必要はないが、真偽が判定できないことを理由として、司法機関が不起訴処分または無罪判決を下さないために、司法機関からの書面による質問に対し書面をもって回答すべきである。

(6) この外、商標権者が非特定の輸出入貨物とその商標権を侵害するとの提示をして申請しなくても、まれに税関はその他機関の通報、または商品外観や輸出入者の申告書類が疑わしい、または商標権を侵害する他の貨物と一緒に輸出入の通関をされて差押えられた等の原因で自発的に発見することがあり、商標登録出願の主務官庁である智慧財産局を通じて登録商標の出願者の代理人を調べ、台湾における代理店等のルートにより商標権者に輸出入品の真贋の判定に

についての協力依頼を通知します。この場合、税関へ行って鑑定を行って鑑定の結果を提出するまでの期限は通常の場合よりも比較的緩いものの、担当の税関職員及び案件の事情に応じて決定されます。商標権者または代理店などがすぐに真贋の判定を出すことができないとき、上述の担保を提供して税関に輸出入品の差押えを求める方法で処理するしかない。

- (7) 税関は輸出入品が侵害品であるとの商標者の確認がとれたら、通常、現地の警察または調査局などの司法機関を通じて、輸出入者に対して調書を作成した後に地検署へ移送する。因商標権侵害品の輸出入は商標法第 97 条の規定により輸出入者が権利侵害品だと明らかに知っていることが刑事犯罪を構成する要件であるため、警察機関または地方検察署の調書には、輸出入者が権利侵害品と知っていたかどうかには焦点がおかれる。実務上、輸出入者が国外の売主へ発注するときにブランドやを要求しておらず、通関時にはじめて売主が輸出した商品に模倣した商標が付いていた、または発注して輸入した商品は違法ではないが、売主が送付したサンプル品または贈呈品が商標権を侵害したというケースがある。この時、輸出入者が具体的に取引書類など証明を提出しないかぎり、権利侵害品であると明らかに知っていたと認定される可能性が高い。しかし、たとえ、輸出入者が権利侵害品であると知らず、結果的に不起訴処分または無罪判決が下されても、商標法第 98 条<sup>16</sup>の規定により、いずれも裁判所に権利侵害品の没収と廃棄処分を要求することができる。
- (8) 台湾において商標法第 97 条により商標権侵害品の輸出入は 1 年以下の懲役もしくは拘留、もしくはニュー台湾ドル 5 万元の罰金、または併科すると規定されている。裁判所は実務上、商品数量が膨大または犯後の態度が悪い場合を除いて、そのほとんどが 6 ヶ月の懲役かつ日数換算できる罰金（罰金は 1 日あたりニュー台湾ドル 1 千元、日本円で約 3000 円）が処され、もし犯後に商標権者と和解できれば、執行猶予が言い渡される可能性もある。実務上、商標権侵害の刑事案件のうち 3 割程度は地検署が軽微な罪であるとして不起訴または条件付き（始末書作成、法治教育の受講、義務労務または公益団体への寄付など）の起訴猶予処分とするため裁判所で審理されることはない。残りの 6 割程度は地検署が被告の自白または証拠により犯罪を認定できる場合、裁判所に簡易判決による処刑を申し

---

<sup>16</sup> 第九十八条、商標権、証明標章権または団体商標権を侵害する物品または文書は、犯人の所有に属するかを問わず、これを没収する。

立てる。簡易手続きによる案件は法廷を開く必要がなく、直接判決されるため、一般的に地検署が簡易処刑を申立てた後約2~4週間ほどで判決が確定する。残りの1割未満の案件だけが、一般の通常審理手続きにより起訴され判決される。そのうち約99%の案件が第一審の判決につき上訴せず、第二審の智慧財産法院に上訴する案件は僅か1%前後である。実際、近年において淘宝网などの中国オークションサイトで販売されている権利侵害品はかなり多いため、ネット上で真贋を判断するのは難しい。一部の出品者は売上のために真正品の保証などと嘘をついた場合、商品価格が相場よりも明らかに低いため購入者は模倣品と明らかに知っているとは認定できるにもかかわらず、裁判所は情状酌量の余地があるとして購入者を重刑に処することができない。罰則も重くなく被告のほとんどは自認するため、上訴する案件は極めて少ない。

- (9) 輸出入者がもし税関により商標権を侵害する輸出入品を差押られた場合、上述の商標法により刑罰が処されるだけでなく、海関緝私条例により、貨物の申告価格の1倍~3倍の過料の行政罰が処され、その貨物が没収されることがある。この外、輸出入者が会社であるとき、貿易法によりニュー台湾ドル3万元以上30万元以下の過料または、1ヶ月以上1年以下の貨物の輸出、輸入または輸出入の停止処分となることがあり、その情状が重大である場合、輸出入の登記が廃止される可能性もある。税関が輸出入業者が商標権侵害品を輸出入するところを差押えた場合、当該輸出入業者はそれ以降、検査強化業者のリストに入り、通関時に授權の各種証明を提出しなければならないというえ時間もかかってしまう。よって、実務上輸出入者は別会社の設立または他の会社に輸入手続きを委託することで検査を逃れている。また、海関緝私条例及び貿易法による処罰は行政罰であり、たとえ輸出入者が商標権を侵害する商品であると明らかに知っているわけではなく過失に該当する場合も罰の免除にはならない点が刑事罰とは異なる。

- (10) 実務上、商標権者が正規商品を侵害品であると誤って判断したことがあったが、輸出入者にも授權証明などの資料を提出する義務があるため、全責任を商標権者に帰属することは難しいというえ、一般的に商標権者が誤認してしまった原因をはっきり説明さえすれば、たとえ輸出入者が損害を受けた場合であっても、商標権者は無過失または過失相殺と主張することができ、商標権者が損害賠償を請求されたという案件は聞いたことがない。

### 三、著作権商品への対応

特許権が属地主義であるのとは異なり、台湾は2002年にWTOに加盟したため、TRIPS<sup>17</sup>の規定により他の加盟国の著作物を相互保護しなければならない。著作権の保護は特許及び商標よりも国際化の傾向がある。著作権の水際措置には輸出入ともに含まれていることから、輸入だけ規範している特許権と比べて範囲が広く、国内消尽原則を採っているため、水際措置での著作権者に対する保護は、商標権者の場合よりもさらに重要になってくる。

インターネット回線速度の高速化により、一つの映画を数秒間で転送したりダウンロードできるようになったものの、光ディスクは今でも保存、運送または使用する際の普遍的なメディアであることに変わりない。2000年頃、台湾は世界の主要な光ディスク生産国であったため、著作権の水際措置は一般の著作物に対する水際措置だけでなく、光ディスクの生産及び輸出管理に対する特別な関連規定がある。まず著作物の一般的な水際措置の規定を先に紹介した後に、光ディスクの製造輸出管理措置について説明していく。

#### (一) 税関での差押手続き及び規定

著作権人または製版權人は、その著作権或製版權を侵害する物が輸入または輸出される場合、税関に差し押さえをするよう書面で申請することができる。申請時には、侵害の事実を釈明<sup>18</sup>し、税関が査定した輸入貨物の税金込みの価格または輸出貨物のFOB価格に相当する保証金を、被差押人が差押えにより受ける損害を賠償する担保として提供しなければならない。

税関の著作権に対する保護は、原則上、告発による保護の方法を採っている。つまり著作権者（その専属のライセンシーも含む）が輸出入貨物を特定しているか否かに拘わらず税関にその著作権が侵

---

<sup>17</sup> TRIPS 第9条第1項の要求により各メンバーは国際間の最も早い著作権の公約、つまり1886年ベルヌ条約(Berne Convention)の1971年のパリ改正条約(Paris Act)の規定を遵守しなければならない。台湾はWTOに加入後、著作権法の保護範囲を拡大し、ただちにWTOの全加盟国の著作物に対して相互に保護するだけでなく、台湾と著作権の相互保護関係のある国家の外国人著作が著作権者の死後50年または著作公開發表後から50年に遡及して保護され、その影響は非常に大きい。

<sup>18</sup>ここでの「釈明」とは、証明と同様にいずれも当事者が提出する証拠によって裁判所の心証を得られる行為である。ただ、証明は裁判所がこれが確かであると信じなければならないのに対し、釈明は裁判所が大体そうであると信じられるものであればよく、厳格な形式上の証拠手続きを採らなくてもよい。法律において事実につき釈明しなければならないと規定されている場合、当事者は証拠を提出して裁判所が大体そうであると信じられるものであれば足りる。



害されている旨を告発することができ、当然、特定しているか否かによって提出する告発資料は異なり、税関の対応と関連手続きも異なる。他にも税関は例外として、検察官などの他の機関からの通報<sup>19</sup>を受けた時、または職務執行時に輸出入貨物に著作権を侵害する疑いのあることを発見した場合も、差押えを行うことができる。

(1) 著作権人が「特定」の輸出入貨物とその著作権を侵害することを告発する時、財政部関務署または貨物の輸出入地の税関に書面を提出し<sup>20</sup>、次の資料を添付しなければならない：

- I. 著作権の証明書類または著作権を明らかに認定できるその他の書類。申請者が著作権者であることと著作権が存在することを立証するためであるが、著作権は登記する必要がないため、公的な証明書を提出して権利の存在を証明することは難しい。もし書籍である場合、一般的には国立国会図書館の蔵書証明(出版日及び納本日の記載があるもの)を提出するよう推奨している。その他の著作物の場合、公信力のある第三者による完成日を証明できる資料を提出する。もし公開発表していないまたは完成時間を証明することが難しい著作物については、完成後に公証人の公証手続きを通じて完成時間を証明できるようにすることを推奨している。
- II. 権利侵害の事実及び権利侵害品を判別するための十分な説明。税関が申請を受理するかを判断するために、税関が著作権を侵害していると判断できる事実、並びに著作権者の著作物と侵害品とを判別できる特徴または説明を提供しなければならない。
- III. 輸出入業者の名称、貨物名称、輸出入港湾および輸出入の期日、航空機または船舶の便名、コンテナ番号、貨物の保管場所など、具体的な関連資料。税関が案件を受理した後に特定の輸出品に対して差押えを行えるようにするため、輸出入品を特定するのに十分な情報を提供しなければならない。

税関は、著作権者の告発を受けた後、告発内容が具体的

---

<sup>19</sup> 一般的には別件の被告が通関中または通関していない輸出入品を供述する、または検警や裁判所が案件ファイルの証拠を見たときに発見し税関の処理に提供する。

<sup>20</sup> 詳しくは「税関の協力による専利及び著作権益の保護措施執行作業要点」第四点の規定を参照。

であるかを判断し、受理する場合、著作権者に通知します。必要に応じて、著作権者に対し出頭して説明するよう通知することができる。税関が受理した後、輸出入品に対して具体的に告発内容に合致すると認められ差押えが実施された場合、申請者及び輸入者（即ち被差押人）に対して書面通知がなされる。

- (2) 著作権人が「未特定」の輸出入に対して著作権を侵害する疑いがあると提示する場合、書面をもって、財政部関務署または輸出入地の税関に、上記のⅠ、Ⅱの資料を提出しなければならない。

実務上、著作権者が事前に著作権を侵害する輸出入貨物を発見し、税関に対して輸出入者の名称、貨物名称、輸出入港湾および輸出入の期日、航空機または船舶の便名、コンテナ番号、貨物の保管場所等の具体的な資料を提供できることは稀であり、多くは著作権の証明、権利侵害の事実及び権利侵害品を判別できる十分な説明を提供することによって、税関が輸出入貨物を抜き取り検査するときに発見し保護措置を行えるようにしている。運用する上でこのような方法も比較的実益がある。しかし、税関が未特定の輸出入品の措置を実施する期間は、受理が許可された日から1年間であり、著作権者は期間満了までに資料を更新して税関に延長を申請しなければならない、1回の延長期間は1年である。延長を申請しない場合、改めて提示し申請しなければならない。他にも税関が輸出入貨物が著作権を侵害する疑いがあるとその他機関から通報された場合、または自主的に輸出入貨物の外観から明らかに著作権を侵害する疑いがあることを発見した場合、法に基き保護措置を行うことができる。

税関が輸出入貨物が著作権を侵害する疑いがあるとその他機関から通報された場合、または自主的に輸出入貨物の外観から明らかに著作権を侵害する疑いがあることを発見した場合、著作権には商標や特許のような登記制度がないため、著作権者の連絡先資料を取得できないことがよくあり、この時は經濟部智慧財産局に協力を要請することができる。但し、税関が經濟部智慧財産局に協力を要請してから1執務日以内に著作権者の連絡先資料を取得できず、かつ他の通関規定に違反していない場合、代表的な見本を採取した後、輸出入貨物の通関規定に基

づき処理することができる。

また、税関は輸出入品の通関時間と権利者の権益保障のバランスを保つため、規定により告発を受理した後、輸出入品の外観から明らかに著作権を侵害する疑いがある場合、1 執務日以内に著作権者へ通知するとともに、輸出入者に対して授權資料を提出するよう求めることができる。

著作権者は税関の通知を受けた後、空輸の輸出品は 4 時間以内、空輸の輸入品及び海運の輸出入品は 1 執務日以内に税関に赴いて認定に協力し、3 執務日以内に権利侵害の事実証拠を提出しなければならない。但し、正当な理由により期限内に提出できない場合、当該期限までに書面をもって理由を説明し、税関に 3 執務日の延長を申請しなければならない。延長は 1 回に限られる。海外の著作権者にとって、税関の上述の期限内に税関に赴いて認定に協力することは困難なので、通常は国内の子会社、ライセンサーまたは弁護士事務所に委託して処理する。但し、別途代理を証明する書類が必要である。

なお、輸出入者は通知を受けてから 3 執務日以内にライセンスの資料を提出しなければならない。但し、正当な理由により期限内に提出できない場合、期限満了前に、書面をもって理由を説明し、税関に 3 執務日の延長を申請しなければならない。延長は 1 回に限られる。

実務上は迅速に行うため、輸出入者は提出したライセンスの資料を先にファクスまたは電子メールで税関に送付し、税関がそれを著作権者に送付してその真偽を確認する。送られてくるファクスまたはコピーは、まれにライセンス証明書の日付や数量が改ざんされたものがあるため、権利者は詳しく確認しなければならない。

押収品がもし裁判所の確定判決を経て著作権を侵害する物であると認められた場合、税関は著作権者の書面申請により、押収品の数量及びその出荷者、輸入者及び受取人の姓名もしくは名称及び住所を提供することができる。

このほか、現行著作権法には専利法及び商標法のような 2 倍の担保を提供することにより差し押さえを解除する規定、および権利者が税関が押収物を確認するよう申し立てることができる規定がない。つまり、輸出入品が著作権者により差押えを申立てられた場合、ライセンスの資料を提出する他には、裁判

所に迅速に判決するよう求めることしかできず、2倍の担保の保証金または担保品を供託する方法で差押えを解除することができない。著作権者が輸出入物を差押えれば、押収品を確認することはできるものの、押収品の輸出入者、出荷者、受取人の姓名もしくは名称、住所及び侵害被疑品の数量などの情報を入手することはできない。しかし主務官庁は現在、現行著作権法の規定において税関が申請に基づき差押えを行うことにつき、著作権者もしくは製版權者の侵害防止請求権を行使する切迫性を感じているものの、押収品が侵害品であるかは依然として分からないとしていたが、2014年著作権法改正草案において、民事訴訟法を参酌し、債務者が担保を供託した後に仮差押または仮処分を取消すとの精神を援用し、被押収者が2倍の保証金またはそれに相当する担保を供託すれば、税関に差押えの解除を請求することができるとの規定が盛り込まれた。

このほか、権利侵害の事実の確認や訴訟提起のため、商標法第76条第2項及び第3項規定の規定を参考し、権利人に権利侵害貨物の関連情報を提供する規定と関連情報の用途を制限する規定を追加し、著作権者もしくは製版權者の権益の保護をより完全なものになるようにした。

## (二) その後の関連手続き

- (1) 没収、廃棄及び費用負担: 差押品が民事裁判を経て著作権または製版權を侵害すると判決された場合、税関が没収する。台湾の実務上、明らかに著作権を侵害するものの多くに対しては刑事告訴をするので、もし刑事判決により有罪が確定した場合、裁判所も刑法第38条の規定に基づき没収し廃棄処分する。もし、民事裁判で輸出入または販売頒布の禁止及び損害賠償のみを判決し、没収が含まれていない場合、理論上、被差押は返送または私用することができる。但し、税関が差押えた場合、関税法及び海関緝私条例（税関密輸取締条例）の規定に基づき没収廃棄処分することができる。当然この時、差押えにより生じた押収品の積卸費等の関連費用ならびに廃棄処分費用は被差押人が負担しなければならない。被差押人が廃棄処分に必要な費用を税関が定めた期限までに納付しなかった場合、当該費用は公法上の金銭支払義務に該当するため、税関は法に基き法務部行政執行署に所属する行政執行処に移送し強制執行することができる。
- (2) 差押えの解除及び損失の賠償: 出願者が提起した訴訟の敗訴確定

または途中で出願者の責に帰する事由による解除申請または税関の職権により差押えが解除された場合、申請者は被差押人が差押えにより受けた損害を賠償しなければならない。まとめると次のとおりである。

I. 差押品が裁判所により著作権または製版權を侵害しないと判決された場合。

II. 税関が差押えの申請を受理する通知をしてから12日以内に、差押品が侵害品であるとの訴訟が提起されたことを報告していない場合。但し税関は必要に応じて12日間再延長することができる。

III. 申請人が差押えの解除を申請した場合。

(3) 保証金の返還: 申請人は訴訟確定及び保証を提供し続ける必要が無くなったとき、税関に保証金の返還を申請することができる。例えば、申請人が勝訴の確定判決を得た場合、被差押人と和解した場合、保証金を供託し続ける必要がない場合、または差押えの解除がされた後、申請人が20日以上の間を定めて被差押人に権利行使を催告したが行使しなかったことを証明した場合などである。当然、もし申請人が、被差押人が返還に同意する同意書を取得した場合、税関も差押えておく必要がない。また、特許権の規定と同じく、被差押人は申請人が提供した保証金につき、質権者と同じ権利を有する

### (三) 光ディスクの製造と輸出の管理措施

現行著作権法第91条第3項には、光ディスクに複製する方法で、販売または貸出を意図して無断で複製し、他社の著作財産権を侵害した場合、6ヵ月以上5年以下の懲役を処し、さらにニュー台湾ドル50万元以上500万元以下の罰金を併科できると規定されている。これは一般の方法で著作物の販売または貸出を意図して無断で複製し、他人の著作財産権を侵害した場合の刑事責任よりも重い。これはかつて台湾の光ディスクの一年の製造量が世界の約8割を占め、全盛期には大型の光ディスク製造工場は94件あったからであり、海賊版の光ディスクの製造及び輸出を防止するため、主務官庁は光ディスクの聯合監査チームを設立して対処しただけでなく、さらには光ディスク及びその製造機具の生産、輸出に対して特別に「光ディスク管理条例」の専法規範を定め、光ディスクに複製する方法で著作権者を侵害することに対して異なる刑事責任及び公訴条件を定めた。当然水際措置も別途、監査機制の規範が設けられた。

簡単にいうと、光ディスクの製造及び輸出を管理するために、主務官庁はその源である光ディスク製造機具から管理し、光ディスク製造機具で光ディスクを製造するとき、光ディスクに主務官庁が発行したSIDコード（出所識別コード）を刻印するよう要求し、それをもとに光ディスクまたは原盤の製造元を識別している。主務官庁は、頻繁に各光ディスク工場に対し予告なしの検査を行い、確実にSIDコードを表示しているかを検査するほか、さらにすべての製造機具や光ディスクの輸出入及び製造につき、いずれも主務官庁に申告し許可を取得するよう要求している。そのうえ、規定に違反した場合、刑罰に処することができる。複雑な管理機制に関係し、また税関の監査と直接的な関係がないため、ここでは各機関の担当及び税関が監査する部分について説明する。まず、各機関の担当事項は次の通りである。

- ① 工業局：光ディスク製造の許可申請及び申告の手続き、内容、必要書類及びその他遵守すべき事項に関する規定。
- ② 智慧財産局：SIDコードの申請手続き、刻印表示方式、必要書類及びその他遵守すべき事項に関する規定。
- ③ 国際貿易局：製造機具の輸出または輸入の申告手続き、必要書類及びその他遵守すべき事項に関する規定。
- ④ 標準検閲局：SIDコードの刻印表示の検査。
- ⑤ 財政部関務署及び各関税局：水際における検査。

経済部は、光ディスクの監査作業を執行するために、光ディスク聯合監査チーム（以下「光ディスクチーム」という）を設け、監査の執行、調整、データ管理及びその他「光ディスク管理条例」の執行に関する事項を総合管理することができる。

光ディスクチームにおいて召集人と副召集人各1人ずつ設け、召集人及び副召集人はいずれも経済部が指定し、チームのメンバーは智慧財産局、工業局、国際貿易局及び標準検閲局の者によって組成され、また必要に応じて司法警察機関への協力要請も可能である。

光ディスク製造機具の水際検査の範囲は、輸出入の光ディスク製造用の射出成形機、金型、原盤製造装置及びその他経済部が公告した機具、並びに国際貿易局が公告した貨物番号のものを含む。税関は、輸出入者が提示した国際貿易局発行の輸出入光ディスク製造機具の申告書類をもとに、その通関を処理する。輸出入者が申告書類を提示しなかった場合、税関はその書類が「光ディスク管理条例」第21条の規定に基づいて登記された後に、通関を許可し、輸出入通関資料を国際貿易局に送付

して処理しなければならない(光ディスクチーム及び関務署にも通知する)。運送や通関が取消された場合も、税関は通知しなければならない。

光ディスクの水際検査の範囲は、国際貿易局が公告した製造機具で製造されたプレス版光ディスク、書込み用ハードウェアで複製された光ディスク及びプレス版光ディスクの貨物番号を含む。但し、再輸出の光ディスクはこの限りではない。輸出者がプレス版光ディスクを輸出するとき、SID コードを刻印表示しなければならない。税関によって SID コードの未刻印が発見された場合、税関は「税関密輸取締条例」に基づいて処理し、処分が確定された後に処分書のコピーを光ディスクチームに送付し、「光ディスク管理条例」に基づいて処理する(関務署、智慧財産局及び国際貿易局にも通知する)。輸入の原盤に対し、SID コードの表示を強制的に規定していないことから、プレス版光ディスクが輸入の原盤から製造されたものである場合、マスターコードがない可能性があるため、輸出者が輸出申告を行うとき、輸出申告書において正確な SID コードやモールドコードの刻印表示(IFPI)及び業種コードを申告しなければならない。SID コードがない場合、「SID コードがない」と申告しなければならない。但し、税関の調査により再輸出であることが確認された場合は、この限りではない。税関の調査により、輸出プレス版光ディスクの SID コード未申告または不実申告が発見された場合、国際貿易局に移送し、貿易法に基づいて処理する(関務署、智慧財産局及び光ディスクチームにも通知する)。

#### (四) 税関の執行手順

税関の執行手順は以下の通りである。

- (1) 著作内容を書き込んだ輸出の光ディスクにつき、税関によって SID コードの未刻印が発見された場合、暫く貨物を通関させず、見本を採取し、それを智慧財産局に送付し、製造機具で製造されたものか、それとも書込み用ハードウェアで複製されたものかにつき認定を要請する(関務署にも通知する)。智慧財産局が税関から書簡及び見本を受領し、書簡が送達された翌日から 5 執務日以内に、税関に認定結果の書面を通知し(まず電話で回答すべきである)、国際貿易局及び関務署にも通知しなければならない。税関は以下の方法に基づいて処理する。

- I. 製造機具で製造されたものにつき、税関は「光ディスク管理条例」第 24 条の規定により、「税関密輸取締条例」の関連規定に準じて、罰金を科し、その光ディスクを没収する。また、光ディスクチーム、智慧財産局が関連規定に基づいて処理す

る。

II. 書込み用ハードウェアで複製されたもの：

- ①智慧財産局が同時に侵害する疑いがあるものと認定し、かつ税関の調査により貨物名称の不実申告が発見された場合、税関は「税関密輸取締条例」の規定により、罰金を科し、またその光ディスクを没収する。貨物名称の不実申告がない場合、税関の通知により著作権者に3執務日以内に保全手続きを行い、または著作権法第90条の1及び「海関査扣著作権或製版權侵害物実施弁法（税関による著作権または製版權侵害物差押実施法）」に基づき、税関に輸出貨物のFOB価格に相当する保証金を供託して差押えを申請する。著作権者が期限を過ぎても処理していない場合、税関はその通関を許可する。
  - ②智慧財産局が同時に侵害する疑いがあるものと認定できない場合、税関は輸出者が提示した書類をもとに侵害がないと判断した後、その通関を許可する。その後、智慧財産局は著作権法に違反する事情がないかを引き続き調べ、その調査結果を税関に通知しなければならない。
- (2) 光ディスクの水際検査範囲に該当しない輸出貨物には、販売及び貿易のために製品に付随すべき製品カタログ、操作説明及びデバイスドライバ等の光ディスクがあり、これらは輸出申告書に明記しなければならない。SIDコード未刻印のものが毎ロット1枚を超えていない場合、税関は検査後に通関させることができる。SIDコード未刻印のものが毎ロット1枚を超えていても、国際貿易局の許可を得ている場合、税関は国際貿易局の許可文書に基づいて通関させることができる。
- (3) 税関が密告を受けた場合、または疑わしい光ディスクの輸出案件を発見した場合、または税関の検査を経てSIDコードを刻印しているものの虚偽表示の疑いがある場合、税関は見本を智慧財産局に送付し認定を行わなければならない（光ディスクチーム、関務署にも通知する）。航空便や船便の時間による制限またはその他の原因によって時間内に認定できなかった場合、税関は輸出者による侵害事情がないとの誓約書に基づき、通関させることができる。智慧財産局の認定結果は、税関及び国際貿易局に通知しなければならない（関務署にも通知する）。

2014年4月に公告された著作権法改正草案において、光ディ



スクに関する特別立法、特別チームの設置を行うことで問題に対処し、主に過去において実体のある物を中心とする海賊版の問題、過去において台湾の光ディスクの1年の生産量は世界の8割を占め、またナイトマーケット、新聞折り込み広告やチラシにおける海賊版光ディスクの販売がはびこる等を含む問題に対処するものであると考えられる。しかし、近年は主観客観ともに取り巻く環境が変化し、その一つとして世界不況の影響を受けて台湾の主な光ディスク工場が全盛期の94社から46社に減少し、工場閉鎖の割合が48.9%増加したうえ、工場が正規版光ディスクの製造活動を行うよう確保するために、政府が光ディスク工場に対し厳格な管制を実施しているため、近年において重大な違法案件は発覚していない。さらに、ナイトマーケット、新聞折り込み広告やチラシにおける海賊版光ディスクの販売問題につき、2002年より「知的財産権の保護活動を徹底する計画」（3年を1期とする）を奨励し、警政署（保護智慧財産警察大隊を含む）、税関、高検署、司法院、貿易局、光ディスク聯合監査チーム、教育部及び智慧財産局等の機関を含む知的財産権執行の仕組みを設け、教育宣伝及び捜査を強化した。内政部警政署の統計によると、差押えた光ディスクの数量は近年大幅に減少している（2012年は78.61%減少し、2013年はさらに24.34%減少している）。このほか、現在の実務における裁判所の判決から、近年台湾の著作権侵害案件の類型には顕著な変化が見られ、大量複製の海賊版光ディスクの販売等著作権者の権益をひどく侵害する営利的な海賊版光ディスク工場の案件が少なくなり、それに代わって違法ダウンロード、ネットオークションにおける少量出品等の案件が多くなった。この類の案件は非営利のものまたは商業規模でないものが多いため、裁判所は執行猶予を付すことが多い。著作権の侵害は私権の侵害に該当することから、被害者の提訴の意思を尊重しなければならず、公益への配慮がない限り、原則として親告罪とするべきである。そのため、光ディスクの権利侵害は特別規定により処罰する必要がなく、一般の権利侵害規定に基づいて処罰すればよい。また、国際立法の例においても、光ディスクの権利侵害に対し特に処罰する規定がないので、草案において光ディスクの特別立法及び対処部分が削除される見込みである。

貨物の輸出入のほか、台湾著作権法は国際消尽原則を採らずに、国内消尽主義を採っているため、旅行客が入国するとき一定数

量を超える著作物またはその複製物を手荷物で持ち込んだ場合、著作権者の輸入権を侵害し、著作権法第 87 条の規定に違反する虞がある。詳しく言うと、著作権法第 87 条第 1 項第 4 号により、著作財産権者の同意を得ずに著作原作品またはその海外の合法複製物を輸入した場合は、著作権の侵害とみなされる。しかし、実務において、合理的な使用である場合が多いため、87 条の 1 の規定を追加して、例外として合理的使用に該当する場合を定めた。合理的使用として、非営利の学術、教育もしくは宗教機関が資料の保存を目的として視聴著作の原作品もしくは一定数量の複製物を輸入する場合、またはその図書館が資料の貸出もしくは保存を目的として視聴著作以外の著作物の原作品もしくは一定数量の複製物を輸入する場合、ならびに輸入者個人が頒布の目的以外のために利用する、もしくは入国者の荷物の一部に属するものとして著作物の原作品もしくは一定数量の複製物を輸入する場合は、著作権の侵害に該当しない。前掲の「一定数量」は主務官庁の規定に基づく。

- ① 非営利の学術、教育または宗教機関が資料保存を目的として視聴著作複製物を輸入する場合は、1 部を限度とする。
- ② 非営利の学術、教育または宗教機関の図書館が資料貸借または保存を目的として視聴著作物を一除くその他の著作複製物を輸入する場合、5 部以下を限度とする。
- ③ 輸入者個人の頒布でない利用のために著作複製物を輸入する場合、每次各著作 1 部を限度とする。
- ④ 入国者の荷物の一部に属する著作複製物を輸入する場合、1 回につき各著作 1 部を限度とする。

よって、87 条の 1 の規定に該当する場合、例えば「入国者の荷物の一部に属する」ものとして「複製物 1 部」を輸入することにより真正品を合法的に輸入できる場合を除き、著作権法における「真正品の並行輸入を禁止する」規定を適用し、たとえ真正品であっても、依然として「不法複製物」とみなされる。但し、著作権法第 87 条第 1 項第 4 号に規定されている**著作財産権者の同意を得ずに著作原作品またはその海外の合法複製物を輸入すること**の適用範囲は、主務官庁の書簡解釈によると、主に「著作権商品」（例えば音楽 CD、視聴 DVD、書籍、コンピュータープログラム等）の輸入行為である。例えば、輸入する商品に著作が含ま

れるものの（例えばベッドシート、布団カバーに美術または図形の著作が含まれる可能性がある）、この著作が当該商品の主な用途でない場合、これらの商品は著作権商品ではないため、第 87 条第 1 項第 4 号の規定による制限を受けない。そのため、海外から輸入された著作権商品が、たとえ正規品であったとしても、著作権者の同意を得て輸入されたものであり、または「光ディスク管理条例」第 87 条の 1 の例外規定に適合するものでなければ、その輸入行為は依然として同法第 87 条の規定に違反し、民事賠償責任を負う。転売した場合は「頒布権」を侵害する違法行為を構成し、民事と刑事責任を負う可能性がある。

#### 四、結論

特許の水際措置は商標及び著作権の規定に倣ってすでに細則及び作業要点が公布施行されているものの、特許権は性質上商標や著作権と異なり、今後の産業の発展も技術革新を重視しているため、現在の水際措置の関連規定は案例の増加や技術の発展とともに修正されていくが、さらに重要なのは、作業の専門化を加速し、特許権者及び使用者の権益の均衡させるためにも、税関もなるべく速く専門職員を配備しなければならない。

著作権方面では、この 10 年間、台湾は模倣品及び海賊版に対して大規模な取締りを行い、海賊版ソフトウェアの利用率は 37%まで下がり、アジアでは日本（20%）、シンガポール（34%）につぐ 3 番目、世界では 23 番目に低い水準となった。国内市場では、模倣品や海賊版に対して専門的に取締りを行う保護智慧財産警察大隊<sup>21</sup>を設置しただけでなく、知的財産権の専門機関や税関が光ディスクの海賊版の取締りに全力を注いでいる。今後数年の努力により、財産権の保護がより一層周到なものになると見込まれる。

主務官庁の現在の改正の方針によると、光ディスクを一般の著作物として処理し、十年ほどかけて構築してきた光ディスクの管理機制が段階的任務として完成してきているようであるが、科学技術の進歩に伴い、新しいタイプの権利侵害の態様が派生するものと思われ、水際措置も臨機応変に修正し、グローバル化の流れに対応し各国の関連機関と情報交換や対策の交流を行わなければならない。

---

<sup>21</sup> 保二総隊保護智慧財産警察大隊は、2014 年 1 月 1 日に改組されて保二総隊刑事警察大隊となり、引き続き知的財産権の保護を専門的に担当している。

## 第六章 並行輸入に関連するよくある質問（Q&A）

問題①：台湾並行輸入業者が、他国で中古品として販売される通信機器を改造して、台湾に輸入して、それを新品として販売する行為に対し、商標権侵害又は公平交易法の違反に基づき訴訟を提起するほか、どのような対処方法があるのか？

真正品を改造して販売した場合、商標権侵害及び刑法上の詐欺罪を構成する可能性がある。なお、中古品を新品として販売した場合は、公平交易法、商品標示法、消費者保護法の違反及び刑法上の詐欺罪を構成する可能性がある。

上記法律の違反について、救済方法としては、法院（裁判所）への訴訟提起及び行政救済（行政機関への告発）の二つに分けられている。

商標権者から、法院へ訴訟を提起しても、時間・費用がかかる一方、行為会社のA社と訴訟しても、すぐに別の会社が出てきてしまっている現状にあるので、訴訟以外の対応策を知りたいとの希望があった。したがって、本件について、以下の行政救済（行政機関への告発）を紹介する。

### 1. 公平交易による救済（主務官庁：公平交易委員会）

公平交易法第21条及び第25条に「事業者は、商品若しくはその広告に、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品に関する取引決定に十分に影響する事項について、虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示又は表記をしてはならない」及び「事業者はその他取引秩序に影響するに足りる欺瞞行為又は著しく公正に欠ける行為をしてはならない」と定められている。第21条、第25条の違反を理由に、当該並行輸入業者に対し、台湾公平交易委員会に告発状を提出し、行為者による当該虚偽表示に関わる商品の販売、運送、輸出又は輸入行為を禁ずる行政措置を請求することができる。

#### (1) 告発手続き

告発できる資格	制限がなく、何人も告発できる。
告発可能な事由	商品若しくはその広告に、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品に関する取引決定に十分に影響する事項について、虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示又は表記をした行為 事業者はその他取引秩序に影響するに足りる欺瞞行為又は著しく公正に欠ける行為

	(公平交易法第 21、25 条)
告発の効果	公平交易法違反と認められた場合、違反程度に応じて、是正、過料の行政処分が下される。
告発機関及び機関の所在	公平交易委員会 台湾台北市中正区濟南路 1 段 2 之 2 号 12F TEL : 886-2-2351-7588 <a href="http://www.ftc.gov.tw/internet/english/index.aspx">http://www.ftc.gov.tw/internet/english/index.aspx</a>
政府手数料	なし

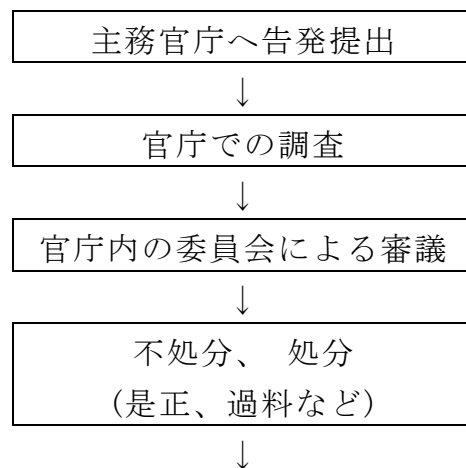
## (2) 公平交易法違反の効果

公平交易委員会は、「虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示又は表記をした行為」に該当すると認定した場合、同委員会は期限を定めて当該行為の停止、改正又は必要な是正措置をとるよう命じるとともに、行為者に対し 5 万台湾元以上 2500 万台湾元以下の過料に処すことができる。指定した期限を過ぎても、当該違反行為が停止、改正されず、又は必要な是正措置がとられない場合、引続き期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な是正措置をとるよう命じ、当該行為を停止、改正、又は必要な是正措置がとられるまで、回数に照らして 10 万台湾元以上、5000 万台湾元以下の過料を連続して科すことができる。(公平交易法第 42 条)

## (3) 公平交易委員会による行政処分に対する不服申立て

公平交易委員会による是正、過料の処分を不服とする者は、公平交易委員会から行政処分を通知する書類を受け取った日の翌日から 2 ヶ月以内に、訴願手続を経ずに、直接に裁判所に行政訴訟を提起することができる。

## (4) 行政救済のフローチャート



告発人、行為者への通知

2. 商品標示法による救済（主務官庁：経済部など）

商品標示法第 6 条第 1 号により、商品表示の内容に虚偽、不実又は誤解を生じさせる事情があってはならない。当該事実がある場合、主務官庁に告発し、虚偽不実の表示を禁ずる行政措置を請求することができる。

(1) 告発手続き

告発できる資格	制限がなく、何人も告発できる。
告発可能な事由	商品表示の内容に虚偽、不実又は誤解を生じさせる事情がある場合 (商品標示法第 6 条第 1 号)
告発の効果	違法事実が認められた場合、違反程度に応じて、是正、過料、営業停止又は休業命令などの行政処分が下される。
告発機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央においては経済部</li> <li>・ 直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては直轄市当局</li> <li>・ 県(市)においては県(市)当局</li> </ul> (商品標示法第 3 条)
政府手数料	なし

商品表示とは、商品標示法により、企業経営者が商品を陳列、販売する際の、商品の本体、内外包装又は説明書における表示を指す（商品標示法第 4 条）。したがって、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地などは、何れも商品標示法の規制対象である。なお、商品標示法第 8 条により、輸入商品が台湾市場に流通する場合、輸入業者は本法規定により中国語の表示及び説明書を加えなければならない。また、その内容は原産地の表示及び説明書よりも簡略であってはならない。外国メーカーの名称及び住所は、中国語以外の言語をもってこれを表示することができる。

(2) 商品標示法違反の効果

市場に流通している商品が上記規定に違反する場合、同法第 14 条により、主務官庁は期限を定め、改善するよう通知することができる。指定した期限を過ぎても、当該違反行為が改善されない場合は、ニュー台湾ドル 3 万元以上、30 万元以下の過料に処することができる。また、当該行為が改善されるまで、回数に応じて連続で過料を科すことができる。違反の状況が重大である場合は、6

ヶ月以下の営業停止又は休業を命じることができる。

### 3. 消費者保護法による救済（主務官庁：対象事業の主務官庁）

消費者権益の保護、消費生活の安全促進と品質向上に寄与するため、消費者保護法が制定されている。商品・役務を提供する事業は、消費者保護法により、正確な情報を消費者に提供する責任を負う。これに違反する場合、消費者は、消費者保護法違反を理由として、主務官庁に告発することができる。

#### (1) 告発手続き

告発できる資格	制限がなく、何人も告発できる。
告発可能な事由	商品標示法などの法令に従って、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地などの情報を表示していない場合。 (消費者保護法第 24 条)
告発の効果	違法事実が認められた場合、違反程度に応じて、是正、過料などの行政処分が下される。
告発機関	・中央においては対象事業の主務官庁 ・直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては直轄市当局 ・県(市)においては県(市)当局 (消費者保護法第 6 条)
政府手数料	なし

消費者保護法第 24 条によると、企業経営者は、商品標示法などの法令に従って、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地などの情報を表示しなければならない。なお、輸入した商品に中国語の表示及び説明書を加えなければならない、その内容は原産地の表示及び説明書よりも簡略であってはならない。

企業経営者が関連法令に違反して正しい表記をしていなければ、消費者は商品の出所、品質などについて誤認して購買する可能性がある。この場合、消費者は、消費者保護法違反を理由として、主務官庁に告発することができる。

#### (2) 消費者保護法違反の効果

主務官庁の調査により、「商品標示法など、商品・役務の表示に関する法令に違反する行為」があると認定した場合、主務官庁

は改善するよう当該行為者に通知することができる。また、改善するよう通知されたにもかかわらず、当該行為者が期限を過ぎても改善しなかった場合、主務官庁はニュー台湾ドル 2 万元以上、20 万元以下の過料に処することができる。(消費者保護法第 56 条)

問題①-1：台湾では、通信機器・設備を輸入・販売する場合、NCC (国家通訊傳播委員会 National Communications Commission)の所定規格 (技術規範)に合格し、認証を取得する必要があるにもかかわらず、なぜ NCC の規格に合致していない並行輸入品が並行輸入業者によって輸入されて販売されているのか。

国家通訊傳播委員会 (NCC National Communications Commission) ; NCC 又は通伝会と略称されている。)は、通信やラジオ・テレビ放送などの情報流通メディアに関する事業の最高主務官庁である。NCC は、行政院の監督の下にある独立機関であり、米国連邦通信委員会 (Federal Communications Commission ; FCC )を参考して設立されたものである。NCC の組織については下記アドレスのホームページを参照ください。

[http://www.ncc.gov.tw/chinese/content.aspx?site\\_content\\_sn=2898&is\\_history=0](http://www.ncc.gov.tw/chinese/content.aspx?site_content_sn=2898&is_history=0)

台湾において、「電波通信法」により、無線通信設備および通信端末設備は型式認証が必要である。型式認証の適合品でなければ、台湾での輸入、販売、製造又は展示は禁じられている。

### 型式認証の申請流れ

型式試験	(申請者から現地認定試験所へ申請必要資料、及び試験サンプルを送付)
↓	
試験レポート発行	
↓	
NCC にて書類審査	(試験レポート及び関連資料を認証機関の NCC へ提出し、審査を行う。)
↓	
NCC にて認証書発行	



台湾の公的機関は正規メーカーを比較的に手厚く保護していたため、法的には専利権・商標権に係る真正品の並行輸入を容認するものの、以前の実務においては、並行輸入業者は、型式認証の申請には、正規メーカーの同意を得る必要があった。よって、正規メーカーの同意を得なかった場合、型式認証の申請はできなかった。しかし、現在、自由貿易を推進する国際的傾向に伴い、公的機関は正規メーカーと並行輸入業者に対し、同等の扱いをしている。したがって、現行実務では、並行輸入業者は通信機器の真正品を海外から輸入するための型式認証申請には、正規メーカーの同意は必要な条件ではなくなってきた。正規メーカーはこの差異を認識しながら、地域別の商品仕様又はアフターサービスなどの区別がある並行輸入を阻止することに重点を置かなければならない。

型式認証に関する実務について、製造業者若しくは代理店又は並行輸入業者を問わず、対象商品を販売できる業者であれば（営業許可を取得していれば）、申請人として型式認証を申請できる。つまり、同一型式の商品について、複数の申請人が型式認証を申請し、NCCは試験の結果が規格に合致していれば認証書を発行するので、同一商品の認証書が複数の申請者に対して発行されることがある。なお、申請人は機器の試験のため、サンプルを輸入することができるが、所定期間内（約1年間）に技術規範に合格できなかった場合、当該サンプルを輸出国に返送しなければならない。申請人から送付された機器のサンプルが所定の技術規範に合格した場合、型式認証証書を発行する。申請人はその型式認証証書をもって、当該機器を輸入・販売することができる。

ただ、申請人（並行輸入業者）が実際に販売している機器と認証された規格（技術規範）が合致していない場合、何人でもNCCへ関係書類（例えば、認証試験所からのレポート）を添付して告発することができる。本件、並行輸入業者がNCCの規格に合致していないものも販売しているのは、恐らく並行輸入業者が型式認証を取得した後、認証された規格と一致していないものも併せて販売したものであり、このような行為は、違法行為であるので、NCCへ告発することができる。NCCが受理したうえ、事件を調査し、市場に流通している機器が確かに技術規範に合致していない場合、並行輸入業者の認証はNCCにより取り消され、当該並行輸入業者は輸入、販売ができなくなる。

仮に、申請人側と製造者・代理店側との間に、権利紛争（例えば、商標権侵害）がある場合、当事者は当該権利紛争の管轄機関に、判断

を求めることができる。

問題②：台湾の並行輸入業者が日本玩具・文房用具製造メーカーの数年前の在庫品をそのまま台湾に輸入販売している。メーカー及びその台湾代理店（権利者側）が商品の販売のために多額の広告費用を投じているのに対し、並行輸入業者は何もせずに市場の利益を搾取している。このような状況の下で、権利者側は並行輸入業者に対し、どのような対処方法があるのか？

玩具・文房用具などの商品については、原則として商標法で保護されているが、商標法により、国外の真正品を並行輸入して台湾市場で販売する行為は、合法的であると認められている。商標権利者は並行輸入真正品の台湾市場での販売に対して禁止できない。

知的財産権のうち、著作権を除き、専利法及び商標法はいずれも並行輸入を許容している。よって、本件の権利者側は並行輸入業者に対し、以下の行政救済（行政機関への告発）及び著作権法のみで利益を守ることができる。

#### A. 行政救済

##### 1. 並行輸入業者が大量に商品を台湾に輸入販売した場合 公平交易法による救済（公平交易委員会への告発）

並行輸入品の流通については、メーカーと販売代理業者の立場から見ると、マーケティングプランを阻害し、商品の需要と供給のバランスが崩れ、さらにはメーカーのコストが増え、及び商品の売り上げが減るなどの問題を招くおそれがある。また、メーカーと販売代理業者が多額のマーケティングコストを費やしたのに、並行輸入業者がそれに「便乗（フリーライド）」する行為は、不正競争を生じさせる可能性があるため、公平交易法第 25 条により、事業者は取引秩序に影響するに足りる欺瞞行為又は著しく公正に欠ける行為をしたことを主張し、当該並行輸入業者に対し、台湾公平交易委員会に告発状を提出し、行為者による当該虚偽表示に関わる商品の販売、運送、輸出又は輸入手続きを禁ずる行政措置を請求することができる。

##### 2. 並行輸入業者が真正品に中国語の表示、説明書を付けていない場合

## 商品標示法による救済（経済部などへの告発）

商品標示法第 8 条により、輸入商品が台湾市場に流通する場合、輸入業者は本法規定により中国語の表示及び説明書を加えなければならない。また、その内容は原産地の表示及び説明書よりも簡略であってはならない。当該事実がある場合、主務官庁に告発し、違法事実が認められた場合、違反程度に応じて、是正、過料などの行政処分が下される。

並行輸入業者にとって有利な点は低価格で販売できることである。メーカーの告発により、商品の表示、説明書を中国語で作成することに伴い、コストが増え、手続きが煩雑になり、当該商品を輸入する意欲が低下することになる。

市場に流通している商品が上記規定に違反する場合、同法第 14 条により、主務官庁は期限を定め、改善するよう通知することができる。指定した期限を過ぎても、当該違反行為が改善されない場合は、ニュー台湾ドル 3 万元以上、30 万元以下の過料に処することができ、また、当該行為が改善されるまで、回数に応じて連続で過料を科すことができる。違反の状況が重大である場合は、6 月以下の営業停止又は休業を命じることができる。さらに、並行輸入品から輸入業者の名称を中国語の表示で知ることができ（表示していない場合、上述により主務官庁に告発を提出した後、知ることができる）、当該輸入業者が税金を滞納しているかを調査し、税金滞納の告発により間接的に並行輸入を阻止することができる。

## B. 著作権法による救済

### 1. 商品本体

著作権法第 37 条第 4 項に「専属許諾における被許諾者（ライセンス）はその許諾された範囲内において、著作財産権者の位地をもって権利を行使し、また自己の名義をもって訴訟上の行為をすることができる。著作財産権者は、専属許諾の範囲内での権利行使ができない」と定められる。よって、キャラクター商品等の著作権商品である場合については、可能な限りキャラクターの専属許諾（ライセンス）を得たほうがよいと考えられる。キャラクターの専属許諾を受けた場合、著作権が侵害されたら、民事訴訟救済、刑事訴訟救済及び税関の登録による侵害疑義物品の輸出入差止めの手続きなどの水際措置をとることができる。

## 2. 日本語での取扱説明書

正規業者が作成した取扱説明書を並行輸入業者が無断複製する行為が著作権侵害を構成するか否かについては、実務上、異なる見解が存在する。

肯定説によれば、説明書の著作性を認め著作権法上の保護を受けべきであるとする（台湾最高裁判所 90 年度台上字第 3261 号刑事判決）。他方、取扱説明書は消費者が購入した製品の操作方法を理解できるように作成したものであり、製品特性、操作手順及び操作上の注意事項の概要を説明したものにすぎず、取扱説明書は著作権法により保護される著作物と認めるべきではないとする否定説もある（台湾高等裁判所 85 年度上易字第 549 号刑事判決）。

しかし、最近の実務では肯定説をとる傾向にあり、取扱説明書を無断複製すると、著作権侵害の可能性がある。

**問題③：並行輸入された製品は、正規品と同じモデル／同じタイプであっても台湾では正規品より非合理的な価額で安く販売されている。輸出入業者が税関申告の際に価格を安く申告している可能性がある」と推測される場合、権利者としてどのような対応が可能か。**

並行輸入業者にとって有利な点は低価格で販売できることである。ただ、輸出国の価額に台湾関税、営業税及び消費税を加算されているにもかかわらず、並行輸入品が非合理的な価額で安く販売されている場合、輸出入業者は税関申告の際に、価格を安く申告している可能性がある。このような問題は税関で頻繁に発生している問題で、税関はこのような不正行為をしないように呼びかけている。したがって、輸出入業者にこのような疑いがある場合、関連書類を添付して主務官庁へ情報提供をすることができる。

### (1) 根拠となる法令

台湾において、税関は密輸・脱税の事件を処理するため、「税関による密輸脱税告発処理の作業要点」（海関処理走私漏税密報作業要点）を定めている。

### (2) 主務官庁 税関

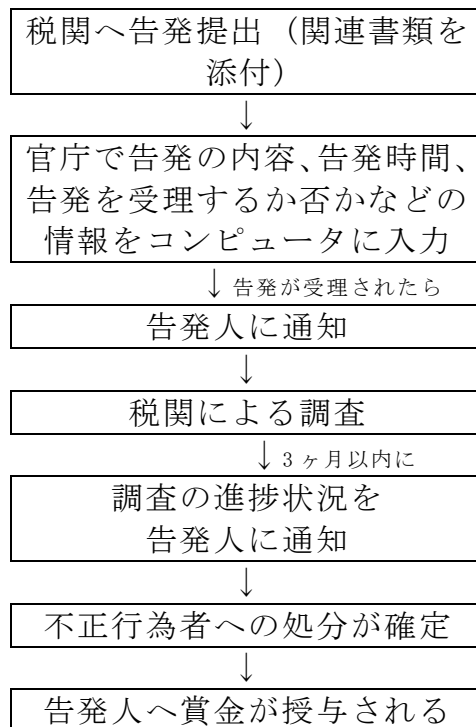
上述した海関処理走私漏税密報作業要点により、価格を安く申告することについて、情報提供者は口頭または書面で税関（財政部関務署）に告発することができる。詳細について、次のページのとおり、「税関による密輸脱税告発処理の作業要点」の要訳（和文）をご参照ください。

同要点により、告発の際に、密輸・脱税の疑いがある関連証拠・資料を提出する必要がある。例えば、取引書類、輸送書類または

関連情報などの、税関に密輸・脱税行為を具体的に判断するに足る証拠・情報。本件について、証拠としては、市場に流通している並行輸入品の値段を示す書類、正規商品の値段を示す書類、並行輸入品の非合理的な価額に関する試算表などが挙げられる。

告発できる資格	制限がなく、何人も告発できる。匿名で告発可。
告発可能な事由	税関密輸・脱税に関する事件 (税関による密輸脱税告発処理の作業要点 第 2 点)
告発の効果	違法事実が認められた場合、脱税金額の二倍から五倍の罰金が科されるだけでなく、違反の程度に応じて、違法者に刑事罰が下される可能性がある。 (税関反密輸法 (海關緝私條例) 第 37 条)  告発人は賞金がもらえる。 (税関による密輸脱税告発処理の作業要点 第 7 点)

### (3) 税関へ告発の手順



参考：税関による密輸脱税告発処理の作業要点  
(海関処理走私漏税密報作業要点)

2014年6月5日

- 一、税関は、密輸脱税の告発を処理するため、ここに本作業要点を定める。  
.....
- 二、告発人による密輸脱税案件の告発につき、書面、口頭、電話、電気通信またはその他の方法で、次の事項について税関に対し行うことができる。
  - (一) 告発人の氏名、身分証番号、並びに連絡先の住所もしくは電話番号。懸念がある場合、仮名、コードネームもしくは暗語を使用することができ、また税関に確認及び連絡をさせるために、連絡方法を指定することができる。告発人が会社である場合、連絡窓口及び連絡方法を別途指定しなければならない。
  - (二) 被告発人の氏名（身分証もしくはパスポート番号を含む）または業者名称（統一番号を含む）、並びにその住所。
  - (三) 密輸脱税にかかる貨物の名称、数量、重量、運送方式（時間、運送用容器番号、税関申告書番号等を含む）、積卸場所及び隠匿場所（名称、住所及び関連図解等を含む）。輸送手段にかかる場合は、その名称、便名及びその停留（停泊）場所、または関連積荷目録番号。
  - (四) その他密輸脱税に関する事実及び証拠（取引証憑、運送書類または関連資料）で、税関が密輸脱税であると具体的に判断するに足りるもの。前項告発内容が不明確なものであると判断された場合、税関は期限を定め、告発人に補正するよう求めなければならない。  
.....
- 六、告発案件を処理する者は、告発人の個人情報及び告発内容に対し、秘密を厳守しなければならない。これに違反した場合、公務機密漏えいとして処分する。  
.....

問題④：台湾の事業者が、海外にて既に改造、リニューアルされた中古製品を輸入し、あるいは、海外から中古製品を輸入した後に、台湾にて改造、リニューアルした上で、商標権利者の商標をそのまま付けて販売していることに対し、商標権者はどのような法律上の権利を主張できる

か。

商標権に係る真正品の並行輸入・販売について、商品（新品又は改造していない中古品）の出所が正当であるため、商標権者又はその実施許諾者の信用や名誉に損害を与えることがなく、台湾法では、商標権侵害を構成しないと認められている。しかし、並行輸入された商品を改造、加工又は変更してから販売した場合、商標権侵害及び刑法上の詐欺罪を構成する可能性がある。（本稿の第五章第八節を参照されたい。）

以上のように、本件には、中古製品を海外から輸入し、改造、リニューアルして、もとの商標をそのまま付けて販売するのは、商標権侵害になるおそれがある。商標権者は税関に申告し、商品の輸入を差し止めることが可能である一方、国内で流通（販売店を含む）した際に差し止めることができる。なお、改造の工場を知っているなら、改造品が出荷される前に差し止めたほうが得策である。

#### 問題⑤：代理商又は販売店の広告を盗用する場合、違法性の問題があるか？

代理商や販売店が商品を販売するために作成する商品販促広告を、並行輸入業者が同意なく盗用して並行輸入品を販売したり、商品比較に広告を盗用して類似品を販売することがある。広告を盗用する行為は、著作権侵害を構成する可能性があり、著作権法第91条第1項により「無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の懲役若しくは拘留に処し、又はニュー台湾ドル75万元以下の罰金を科す、又はこれを併科する」。また、商品類型ごとの制限により広告行為には異なる法的制限が設けられている。

薬事法第65条には「薬商でない者は薬物広告を行ってはならない」とあり、薬商でない並行輸入業者が、代理店又は販売店の薬物広告を盗用する広告行為は同法第65条にも違反し、同法第91条によりニュー台湾ドル20万元以上、500万元以下の過料が処される。

また、化粧品衛生管理条例第24条第2項には「化粧品広告の掲載又は放送にあたって、メーカーは、広告文案、映像等について事前に中央衛生主管機関又は直轄市の衛生主管機関の審査・許可を申請し、放送・メディアへ許可証明書を提出しなければならない。さもなければ罰金が課せられることとなる」とあり、化粧品の広告は事前に衛生主管機関の審査・許可を経る必要があり、違反した場合は同条例第30

条第1項によりニュー台湾ドル5万元以下の過料に処され、あるいは、許可証発行機関により営業許可証や工場設置許可証が取消されることもある。つまり、代理店等の広告を盗用したとき、同条例第24条の規定に違反する可能性もある。

**問題⑤-1：正規業者が作成した取扱説明書を並行輸入業者が無断複製する場合、違法性の問題があるか？**

2002年1月1日に世界貿易機関（WTO）に加盟後、台湾においても「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS）が適用されることとなった。TRIPS協定の規定により、日本を含む全てのWTO加盟国との間に、著作権に関する相互互惠関係が築かれたため、日本人の著作物についても、著作権法第4条第2号の規定により、台湾の著作権法で保護されることになった。

しかしながら、正規業者が作成した取扱説明書を並行輸入業者が無断複製する行為が著作権侵害を構成するか否かについて、実務上、異なる見解が存在する。

肯定説によれば、説明書に著作性を認め著作権法上の保護を受けべきであるとし、台湾最高裁判所90年度台上字第3261号刑事判決に「上掲中国語の取扱説明書は告訴人たる松下資訊科技股份有限公司が松下通迅工業英語有限公司からライセンスを受け、その英語の取扱説明書を翻訳して改作した創作物であり、松下資訊科技股份有限公司が単独で著作権を享有する言語著作物である」との判示がある。他方の否定説によれば、取扱説明書は消費者が購入した製品の操作方法を理解できるように作成したものであり、製品特性、操作手順及び操作上の注意事項の概要を説明したものにすぎず、これら著作物が文学・科学・芸術あるいは学術の範疇に属するか否かについては検討の余地があり、そこに示す内容は作者の個別性又は独特性を表現するに足りないため、取扱説明書は著作権法により保護される著作物と認めるべきではないとする見解がある。一例として、台湾高等裁判所85年度上易字第549号刑事判決、台湾高等裁判所85年度上訴字第860号刑事判決がある。

しかし、最近の実務では肯定説をとる傾向にあり、取扱説明書を無断複製すると、著作権侵害の可能性がある。



**問題⑤-2：正規業者が提供するウェブサイトにおいて、ユーザのみを対象にダウンロードを許可しているマニュアルを、並行輸入業者が無断複製して配布する場合、違法性の問題はあるか？**

この場合は、著作権に違反する可能性がある。マニュアルや操作説明書の著作権に肯定説を採用すれば、マニュアル等を複製し配布する権利は著作権者である正規業者が有し、並行輸入業者が著作権者の同意を得ずに複製や配布を意図した場合、著作権侵害の可能性はある。

**問題⑥：ライセンスや輸入許可証を未取得の場合、違法性の問題はあるか？**

台湾の安全や国民衛生等の要素を考慮するため、法令により特定製品の輸入に規制が設けられている。例えば、薬物及び薬用化粧品（医薬部外品）の輸入は、それぞれ薬事法第 39 条、第 40 条、及び化粧品衛生管理条例第 7 条第 1 項により、薬商ライセンスや輸入許可証等を取得する必要がある。これらを未取得の場合、薬物の並行輸入業者は、薬事法第 92 条の規定によりニュー台湾ドル 3 万元以上 200 万元以下の過料に処される。薬用化粧品（医薬部外品）の並行輸入業者は、化粧品衛生管理条例第 27 条の規定により 1 年以下の懲役、拘留若しくはニュー台湾ドル 15 万元以下の罰金を科され、該当物品を没収される。

あるいは、電信管制器材の輸入は、主務官庁の許可を得て、且つ電信管制射頻器材輸入許可証を取得する必要がある（電信管制射頻器材管理弁法第 16 条）。また、これら装置の製造や輸入には、主務官庁による経営許可証の発行を受ける必要がある（電信管制射頻器材管理弁法第 5 条）。これらを取得せず無断で輸入したとき、電信法第 65 条第 8 号によりニュー台湾ドル 10 万元以上 50 万元以下の過料に処す。

**問題⑦：電気機器、事務機器、輸送機器などの工業製品は、「商品検査認証標章」を貼り付けていない場合、違法性の問題はあるか？**

商品検査法第 3 条第 3 号の規定によると、主務官庁が指定する「農産品・工業製品・鉱物品」であれば、何れも法により検査認証を受けなければ輸入できない。また違反した場合、主務官庁に告発することができ、工業製品には電気機器（デジタルカメラ、家電製品、オーディオなど）、事務機器、輸送機器（自動車部品、自動車、二輪車など）などが含まれている。

なお、商品検査法第 6 条第 1 項により、検査を受けるべき商品が、検査に係わる規定に合致しないとき、工場から搬出、販売又は輸出入ができない。したがって、經濟部標準検査局（BSMI）による検査認証に合格して国家検査認証基準に合格した商品は、必ず「商品検査認証標章」を貼付しなければならない、貼付していない場合は過料が課される。

**問題⑧：**並行輸入業者が低価格申告、異なる貨物類別をもって不実申告、数量偽装、密輸出入、税関との結託など脱税の手段により、価格的な優位性を築く場合、違法性の問題があるか？

実務上、並行輸入業者が低価格申告、異なる貨物類別をもって不実の申告、数量偽装、密輸出入、税関との結託等の脱税行為により高い利益を稼ぐケースが多い。

例えば、ビデオ等の高級家電製品は贅沢品として扱われ、合計 32%の税金（輸入税 14%、貨物税 13%、法人税 5%）を納付する必要があり、正式の代理業者や販売店は並行輸入業者と競争することが難しい。

この問題に対し、海関緝私条例第 37 条第 1 項に「輸入貨物の通関申告は、次の何れか一つに該当する場合は、情状によって申告漏れした輸入税の二倍から五倍までにあたる額の過料に科す、又は貨物を没収、若しくは過料に処するとともに没収することができる。一、輸入貨物の名称、数量又は重さにつき不実に申告したとき。二、輸入貨物の品質、価値又は規格につき不実に申告したとき。三、偽造、変造若しくは不実の発票又は証書を提出したとき。四、その他違法行為。」、貨物税条例第 32 条に「納税義務者が次のいずれか一つに該当する場合は、税金を追徴収するほか、追徴収する税金の二倍から三倍までの過料に処する。…十、海外から輸入した課税すべき物品につき、規定により申告しなかった場合…」との規定があり、海外から並行輸入され課税すべき貨物は、調査により貨物税及び関税の脱税があると判明された場合、関税の脱税、申告漏れは、関税法及び海関緝私条例の規定により処理する。貨物税の脱税、申告漏れは、税関が貨物税稽徴規則の関連規定により追徴課税及び処罰を科することができる。

**問題⑧-1：**知的財産権侵害の可能性がある商品が台湾に輸入された場合、権利者が採り得る対応策は何か。

この場合、早期に税関と協力して被疑商品の輸入や市場進出を阻止することが、権利者の権益を自衛する最良の方法である。詳細について、第5章第3節の「税関での水際措置」を参照されたい。

実務的には、権利者が事前に「検挙/提示進出口侵害商標権及著作権物品申請書(商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入の摘発又は情報提供の申請書)」を作成して税関に提出することが一般的である。この申請書に加えて、登録証書、商品種類、識別のポイント、権利の根拠、連絡先(代理人)等関連資料を税関に提供することにより、知的財産権侵害の被疑商品が発見されたとき、権利者による鑑定を経て差押えが行われる。また税関は、不定期的で真正品・模倣品の真贋鑑定方法に関する説明会を開催し、税関職員の教育訓練を実施している。

**問題⑨：中国語による商品表示及び内容説明をしていない場合、違法性の問題があるか？**

商品標示法第8条第1項には「輸入商品が流通し国内市場に流れるとき、輸入業者は本法の規定に基づき、中国語による「商品名称、生産、製造又は輸入業者の情報、商品内容及び製造期日(又は有効期限)など」の商品表示と説明書の添付をしなければならず、その内容は原産地の標示と内容説明を簡略化してはならない」と規定されている。また、商品標示法第9条には「商品が市場に流れるとき、生産、製造又は輸入業者は次の項を標示しなければならない。一、商品名称。二、生産、メーカーの名称、電話、住所及び商品の原産地。輸入商品に属するものは、輸入業者の名称、電話、及び住所を標示しなければならない。三、商品内容。四、民国暦又は西暦の製造日。ただし期限があるものは、有効期日又は有効期限を加えて表示しなければならない。五、その他の中央主管機関の規定により表示すべき事項」と規定されている。

これら規定に違反する場合、商品標示法第15条に「直轄市又は県(市)の主務官庁は生産、製造又は輸入業者に対して期限を定めて改善すべきことを通知しなければならない。さらに、期限内に改善しないときは、ニュー台湾ドル2万元以上、20万元以下の過料に処し、且つ改正するまで連続的に処罰することができる」と規定されている。

これにより、主務官庁に対し商品標示法の規定により告発し、商品に期限の改正を命じられ、且つ罰金に処しされることができる。さら

に、並行輸入品から輸入業者の名称を中国語の表示で知ることができ（表示していない場合、上述により主務官庁に告発を提出した後、知ることができる）、当該輸入業者が税金を滞納しているかを調査し、税金滞納の告発により間接的に並行輸入を阻止することができる。

**問題⑨-1**：台湾では中国製紡織品の輸入に法令上に輸入制限が設けられているため、実務上中国製既製服を台湾製のものとして偽装して輸入するケースがあり、よく見かける手口を以下に示すが、このような不実表示にいかに対応すべきか？

手口1：「Made in China」のタグを切り取り、「Made in Taiwan」のタグを取り付ける。

手口2：以下のタグから「太字の部分」を取り除く。

台湾 <b>〇〇〇〇</b> 股份有限公司
製造地：中国

「次の各号に掲げる商品表示をしてはならない。一、虚偽不実又は人の誤解を招くもの…」、「市場に流入した商品が第6条各号に規定する事情に該当する場合、直轄市又は県（市）主管機関は期限付きでメーカー又は輸入業者に是正を命ずるべきである。期限を過ぎても是正しないときは、ニュー台湾ドル3万元以上、30万元以下の反則金に処し、且つ是正するまで反則金を科すことができる。情状が重いときは、6ヶ月以下の業務停止命令又は廃業命令を出すことができる」と商品標示法第6条第1項、第14条にそれぞれ明文で定められている。

したがって、並行輸入業者が生産地、設計地等商品情報の表示を改ざんしている場合、主務官庁に上記商品標示法の規定により告発し、商品に期限の改正を命じられ、且つ罰金を科される。

**問題⑩**：医薬品、化粧品、食品の並行輸入品について、特に注意すべき事項又は問題があるか？

医薬品、化粧品、食品は国民の健康に密接な関わりがあるため、消費者の健康を守るために、法令上これら商品の商品表示及び広告につき特別な規定が設けられており、特に医薬品は一定の資格を取得した者だけ販売することができ、何人でも販売できるわけではない。又、

薬用化粧品（医薬部外品）の輸入も事前に主管機関の許可を経る必要がある。関連規定を十分に理解できれば、医薬品、化粧品、食品の並行輸入対策の作成に役に立つため、医薬品、化粧品、食品の定義及び関連規定をそれぞれ以下のとおり説明する。

### （一）医薬品

医薬品の定義につき、「本法にいう『薬品』とは、次の各号のいずれかの原料薬及び製剤を指す。一、中華薬典（Chinese Pharmacopoeia）又は中央衛生主務官庁に認められた、その他各国薬局方、公定の国家処方集、又は各当該補充薬局方集に記載される薬品を指す。二、前号に記載されないものの、人間の疾病の診断、治療、軽減又は予防に使用される薬品。三、その他、人間の身体構造及び生理機能に影響を及ぼすに足る薬品。四、前三号に掲げる薬品を配合し製造する薬品。」と薬事法第6条に規定されている。

薬事法第6条の定義に該当する医薬品に関して、薬品のメーカーが薬品を台湾に輸入するとき、薬種商販売業者資格、薬監証明を取得しなければならないため、原則上医薬品の並行輸入は禁止されている。さもなければ、薬事法第39条に違反し、薬事法第92条によりニュー台湾ドル3万元以上、200万元以下の罰金に処される。医薬品の並行輸入が薬事法第75条の薬物のラベル、添付文書又は包装に記載すべき事項の明記に違反した場合、同法第92条によりニュー台湾ドル3万元以上、200万元以下の罰金に処される。また、許可を得ずに輸入した医薬品は禁制薬であり、ニセ薬又は禁制薬であることを明らかに知りながら、これを販売、供給、調剤、輸送、委託保管、販売斡旋、譲渡又は販売を意図し陳列した者は、薬事法第83条により7年以下の懲役に処し、ニュー台湾ドル一億元以下の罰金を併科される。

薬物のラベル、添付文書又は包装は、許可されたとおり、それぞれ次の事項を明記しなければならない。一、メーカーの名称及び住所。二、品名及び許可証番号。三、ロットナンバー。四、製造日及び有効期間又は保存期限。五、主要成分の含有量、用量及び用法。六、主治効能、性能又は適応症。七、副作用、禁忌及びその他の注意事項。八、規定に基づき明記しなければならないその他の事項（薬事法第75条1項）。また、医薬品の広告につい

て、誰でも広告することができるのではなく、医薬品の製造販売業若しくは販売業若しくは製造業及び医療機器の製造販売業若しくは販売業若しくは製造業でないものは、薬物の広告を行ってはならない（薬事法第 65 条）。

その他、医薬品と医療器材の広告は、事前に中央又は直轄市の主務官庁に許可を得てから掲載することができる（薬事法第 66 条）。薬商でない者は薬物広告を行った場合、薬事法第 91 条により、ニュー台湾ドル 20 万元以上、500 万元以下の罰金に処される。医薬品の広告は事前に許可を得ていなかった場合、薬事法第 92 条 4 項によりニュー台湾ドル 20 万元以上、500 万元以下の罰金に処される。

## （二）化粧品

化粧品とは、「人体の外部に施され、毛髪に潤いを与える、嗅覚を刺激する、又は容貌を修飾するための物品」（化粧品衛生管理条例第 3 条）であり、その詳な細範囲と種類について、別途中央主務機関から広告すると授権する。化粧品はその医薬品成分又は毒物、劇物を含むのか否かによりさらに「化粧品（薬用ではないもの）」あるいは「薬用化粧品（医薬部外品）」と区別することができる。前者の輸入は主務機関に準備検査を提起すればよく、原則的には並行輸入を制限していない。ただし、後者は医療又は毒物、劇物を含み、人の身体を健康に影響するため、輸入許可を取得しなければならず（化粧品衛生管理条例第 7 条 1 項）、原則には並行輸入を制限し、輸入許可を取得していない並行輸入薬用化粧品を差し押さえられた場合、化粧品衛生管理条例第 27 条の規定により、1 年以下の懲役、拘留に処し、又はニュー台湾ドル 15 万元以下の罰金を科し又はこれを併科し、且つ別途衛生を妨害した物品を没収し消滅させる。」

化粧品のラベル、添付文書又は包装など化粧品の表示について、中央衛生主務機関の規定により、それぞれメーカー名、住所、商品名称、許可証若しくは許可証番号、成分、用途、用法、重量若しくは容量、ロット番号あるいは出荷期日を掲載しなければならず、中央衛生主務機関より指定公告された者は、保存方法及び保存期間も掲載しなければならない。化粧品の体積が小さく、容器又は包装に詳しく記載できない場合、添付文書に記載しなければ

ならない。台湾で製造された化粧品である場合、ラベル、添付文書及び包装の記載文字は中国語とし、海外から輸入した化粧品は添付文書を中国語訳しなければならない、且つ輸入業者の名称、住所を明確的に記載しなければならない（化粧品衛生管理条例第 6 条 1、2 項）。上記規定に違反した場合、化粧品衛生管理条例第 28 条により、ニュー台湾ドル 10 万元以下の罰金に処することができる。

化粧品業者が広告を掲載又は放送するとき、事前に全ての文字、映像又は台詞を中央又は直轄市の衛生主務官庁に許可を申請し、且つ放送機構に検査許可の証明文書を交付しなければならない。中央主務官庁の許可効力は 1 年を維持することができ、期間満了後、継続して広告する者は、原許可衛生主務機関に延長を申請することができ、毎回の延長許可期間は 1 年を超過することができない。また、その掲載、放送の許可期間に、その内容又は掲載、放送の方法が不適切であると発見された場合、当該衛生主務官庁は廃止又は修正を命じることができる。この他、マスコミに掲載又は発布した化粧品の広告は、猥褻、風俗妨害、虚偽又は誇大があってはならない（化粧品衛生管理条例第 24 条 1、2 項）。化粧品に誇大不実がある、又は事前に許可を得ていない場合、化粧品衛生管理条例第 30 条 1 項により、ニュー台湾ドル 5 万元以下に処し、再犯又は重大犯罪者については、営業又は工場に関する許可ライセンスを廃止することができる。

### （三）食品

食品とは、「人に飲食又は咀嚼させる物品とその原料」（食品安全衛生管理法第 3 条 1 号、2014 年 2 月 5 日付「食品衛生管理法」が「食品安全衛生管理法」に変更された。）であり、原則として、多数の食品は自由に輸入又は並行輸入をすることができる。ただ中央主務機関の公告によって指定した食品、食品添加物、食品用洗剤及び食品器具、食品容器又は包装は、中央主務機関の検査を経て登録し、且つ許可証の発行を受けなければ、製造、加工、配合、改装又は輸入、輸出をすることができない（食品安全衛生管理法第 21 条）。

食品の輸入は医薬品、薬用化粧品のように多く制限されていないが、食品安全衛生管理法には食品の表示に対し特定な要求があ

り、例えば、容器又は包装のある食品、食品添加物は、中国語と図記号で「商品名称」、「内容物名称と重量」、「容量と数量」、「食品添加物名称」、「メーカー名称、電話番号と住所」を明確的に表示し、輸入業者は、「国内担当業者の名称、電話番号と住所」、「有効日付、製造日付、保存期限又は保存条件」、「その他中央主務機関が公告指定された標示事項」を容器又は包装に記載しなければならない。法により中国語で商品名称、メーカー、輸入業者を表示せず、又は保存期限を改ざんした場合、主務機関は期間を定めて回収且つ訂正するよう通知しなければならない。訂正されるまでは継続的に販売することができない。期間が満了してもまだ訂正していない場合、主務機関に没収、消滅される（食品安全衛生管理法第 22 条）。

食品、食品添加物、若しくは食品用洗剤の表示、宣伝又は広告について、不実、誇大又は誤解させる状況を禁止しており（食品安全衛生管理法第 28 条第 1 項）、違反した場合、ニュー台湾ドル 4 万元以上、400 万元以下の罰金に処される。また、医療効能の表示、宣伝又は広告を禁止しており（食品安全衛生管理法第 28 条第 2 項）、違反した場合、ニュー台湾ドル 60 万元以上、500 万元以下の罰金に処される。一年以内に再度違反した者はその営業又は工場登録ライセンスを廃止することができる。このような違反広告に対して、主務機関はそのつど連続で業者が放送を停止するまで処罰することができる。

**問題⑩-1：並行輸入品の商品表示で、賞味期限等の記載事項の改ざん、ラベルの貼替え等があった場合、違法性の問題はあるか？**

これら行為は、刑法上の私文書偽造罪や詐欺罪に関わる可能性があり、前者では 5 年以下の懲役、後者では 5 年以下の懲役、拘留又は 1,000 元以下の罰金、又は併科が科される。その他、薬事法、化粧品衛生管理条例及び食品安全衛生管理法などの行政法でも、これら行為が違法であると明示されている。

**(一) 医薬品**

薬品の有効期間の表示の書直し又は変更は、薬事法第 20 条に規定する「偽薬」と扱われ、製造又は輸入者は 10 年以下の懲役、又はニュー台湾ドル一億元以下の罰金が併科され、故意の販売は、7 年以下の懲役、ニュー台湾ドル 5,000 万元以下の罰金が併科さ



れる。

## (二) 化粧品

化粧品衛生管理条例第 12 条に、化粧品販売業者は、化粧品のラベル、取扱説明書、包装、容器等を変更して販売してはならず、違反した場合は 10 万元以下の罰金に処し、商品の販売中止や回収、没収、廃棄をしなければならないと規定している。このため、化粧品販売業者は勝手に化粧品の表示内容を変更してはならない。

## (三) 食 品

食品安全衛生管理第 28 条第 1 項の規定により、食品、食品添加物又は食品用洗剤の表示、宣伝又は公告に不実、過大又は誤解を招くような事情があってはならない。

したがって、勝手に食品の有効期限の表示変更、不実表示は、上記規定に違反し、主務官庁はニュー台湾ドル 4 万元以上 400 万元以下の罰金を科されると同時に、期限を定めて回収や訂正を通知される。また、訂正されるまで販売を継続できず、没収又は廃棄されることとなる。

**問題⑩-2：並行輸入された製品に台湾で未認可の成分が含まれている場合、違法性の問題があるか？**

## (一) 医薬品

薬事法第 39 条の規定によると、薬品の製造や輸入は、衛生署に対して検査登録を申請し、承認を経て、薬品許可証の発行を受ける必要がある。つまり、薬品の製造や輸入は、衛生署の承認なく実施できない。承認を経ることなく製造した場合は「偽薬」か「禁制薬」と扱われ、同法第 82 条、第 83 条の規定により処分される。

## (二) 化粧品

一般化粧品（薬用ではないもの）は主管官庁への届出のみでよいが、薬用化粧品は、輸入か国産かを問わず、添加する薬品の成分、種類及びその添加量は、台湾行政院衛生署が公告した「化粧品含有医療或毒劇薬品基準」に符合する必要がある。また、メーカーは衛生署に検査登録を申請し、承認を経て、許可証の発行を

受ける必要がある。これに反する場合、1年以下の懲役、拘留、又はニュー台湾ドル 10 万元以下の罰金を科す。なお、当該衛生を妨害した物品は没収又は処分される。

### (三) 食 品

販売する食品、食品用洗剤又はその器具、容器又は包装は、食品安全衛生管理法第 52 条の規定により、衛生安全及び品質基準に符合しない場合は、主務官庁がそれを没収する。なお、食品安全衛生管理法第 21 条の規定により中央主務官庁が公告指定した食品、食品添加物、食品用洗剤、食品器具、食品容器及び食品包装につき、その製造、加工、調製、改装、輸入又は輸出は、中央主務官庁による検査登録及び許可証の発行を経ることなく実施できない。これに反した場合、主務官庁はこれを没収又は処分する。つまり、台湾法令に認められない成分が輸入食品に含まれる場合は、主務官庁に告発することができる。

#### 問題⑩-3：並行輸入された製品の効能について、台湾で未認可の効能を広告する行為や、過大に広告する行為は、違法性の問題があるか？

不実広告に関する規定は、消費者保護法及び公平交易法で定められている。消費者保護法第 22 条には、企業経営者は広告内容の真実を確保しなければならず、その消費者に対して負う義務は広告内容を下回ってはならないと定めている。消費者が不実広告を信じたことにより生じた損害は、消費者保護法第 23 条の規定により、掲載又は伝達の依頼を行う企業経営者並びに広告媒体業者に対して、損害賠償を請求できる。

公平交易法第 21 条には、事業者は、商品若しくはその広告にその他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造期日、使用期限（賞味期限）、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実若しくは錯誤を招く表示又は表徴をしてはならないと定めている。

### (一) 医薬品

医薬品と医療器材の広告は、事前に中央又は直轄市の主務官庁の許可を得てから掲載できる（薬事法第 66 条）。薬商でない者が薬物広告を行った場合、薬事法第 91 条によりニュー台湾ドル 20 万元以上、500 万元以下の罰金が科される。医薬品の広告が事前

に許可を得ていなかった場合、同法第 92 条 4 項によりニュー台湾ドル 20 万元以上、500 万元以下の罰金が科される。

## (二) 化粧品

化粧品業者が広告を掲載や放送には、使用する全ての文字や映像、台詞の許可を中央又は直轄市の衛生主務官庁に対して事前に申請し、且つ放送機構に検査許可の証明書を交付しなければならない。中央主務官庁の許可効力は 1 年間を維持でき、期間満了後も継続的に広告する者は、当該衛生主務官庁に延長を申請できる。ただし、毎回の延長期間は 1 年間を超えることができない。

また、その掲載や放送の許可期間に、その掲載や放送の方法や、その広告内容が不適切であるとされた場合、当該衛生主務官庁は、当該広告の廃止又は修正するよう命じることができる。

この他、マスコミに掲載又は発布した化粧品の広告は、猥褻、風俗妨害、虚偽又は誇大があってはならない（化粧品衛生管理条例第 24 条 1 項）。化粧品に誇大や不実がある場合、又は事前に許可を得ていない場合、化粧品衛生管理条例第 30 条 1 項によりニュー台湾ドル 5 万元以下に処し、再犯や重大な場合は営業又は工場に関する許可ライセンスを廃止できる。

## (三) 食品

食品、食品添加物、若しくは食品用洗剤の表示、宣伝又は広告について、不実、誇大又は誤解させることを禁止しており（食品安全衛生管理法第 28 条第 1 項）、違反した場合はニュー台湾ドル 4 万元以上、400 万元以下の罰金を科される。

また、医療効能の表示、宣伝又は広告を禁止しており（食品安全衛生管理法第 28 条第 2 項）、違反した場合はニュー台湾ドル 60 万元以上、500 万元以下の罰金に処される。

一年以内に再度違反した者は、その営業又は工場登録ライセンスを廃止できる。このような違反広告に対して、主務機関は業者が放送を停止するまで繰り返し処罰できる。

**問題⑩-4：並行輸入された製品の成分表に記載されている成分が実際に含まれていない場合、違法性の問題があるか？**

この場合は、消費者保護法及び上記の公平交易法第 21 条の規定、当該商品に関する特別規定に違反する可能性がある。

消費者保護法第 24 条の規定により、企業の経営者は商品標示法等法令により商品又は役務の表示をする義務があり、且つ商品又は役務を輸入するに際して、中国語による商品表示及び説明書を添えなければならない、その内容は原産地による商品表示及び説明書より簡略なものであってはならない。

また、公平交易法第 21 条の規定により、事業者は商品若しくはその広告において、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日付、有効期限、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について虚偽不実又は誤解が生じる表示や標示を行ってはならない。なお、薬品、化粧品、食品におけるこのような不実表示の行為について、次のとおり規定する。

#### (一) 医薬品

薬事法の規定により、薬品に含まれる有効成分の名称が許可されたものに符合しない場合は「偽薬」、許可された薬品に法に定めていない添加物を無断に添加し、又は含有した有効成分の質、量又は強度が許可されたものに符合しない場合は「劣薬」であり、これらが発見された場合は、回収や処分をしなければならない。また、偽薬を製造又は輸入した者は 10 年以下の懲役、且つニュー台湾ドル一億元以下の罰金を併科できる。さらに偽薬であると知りながら、これを販売、供給、調剤、運送、委託保管、売買斡旋、譲渡又は販売意図のため陳列した者は 7 年以下の懲役、且つこれにニュー台湾ドル 5,000 万元以下の罰金を併科できる。

#### (二) 化粧品

前述の通り、薬用化粧品の輸入又は製造販売は、衛生署に検査登録を行い、許可証の発行を受ける必要がある。また、不実や過大表示が発見された場合はニュー台湾ドル 5 万元以下の過料が科される。

#### (三) 食品

前述の通り、食品安全衛生管理法第 28 条第 1 項の規定により、食品、食品添加物又は食品用洗剤の表示は不実・過大又は誤解が生じさせることが禁止され、ニュー台湾ドル 4 万元以上、400 万

元以下の過料が科される。

**問題⑩：中国産の並行輸入製品に対し、特に注意すべき事項又は問題があるか？**

台湾は中国大陸の製品の輸入に多くの制限があり、「台湾地区與大陸地区貿易許可弁法」第7条第1項第1号の規定により、中国大陸の物品について、主務機関が公告許可した輸入項目とその条件の物品以外、台湾に輸入することができないため、中国産の並行輸入製品は原則として直接中国大陸から輸入することができない。

また、台湾における輸出入品の原産地認定は、「進口貨物原産地認定標準」及び「原産地証明書及び加工証明書管理弁法」の関連規定により処理している。物品の加工、製造又は原材料が二つ以上の国家（地域）にわたる場合、最終的に「実質的変更」を加えた国・地域を原産地としている。「実質的な変更」を加えた物品には、付加価値率を35%以上加えたものが含まれるため《計算式：【物品の輸出価格（F.O.B.）－直接又は間接に原材料並びに部品を輸入する価格（C.I.F.）】／【物品の輸出価格（F.O.B.）】》、物品の加工や製造、原材料の提供に中国が参与したとしても、原産地が中国以外の国・地域と認定されれば、台湾に輸入できる。

**問題⑩-1：經濟部国際貿易局が輸入規制している品目の商品が並行輸入される場合、個人、業者の何れでも違法性の問題が発生するか？**

よくある輸入禁止の種類には、たとえば紡織材料、綿紗、杼織物等衣装素材、オートバイ、冷蔵庫、熱水器、洗濯機、自動車、トラック等<sup>22</sup>があり、「台湾地区與大陸地区貿易許可弁法」の中国商品輸入規制規定に違反した場合、主務機関は2ヶ月以上、1年以下に物品の輸入を停止し、又はその輸出入業者登録を廃止することができる（台湾地域と大陸地域関係条例第86条）。また、中国大陸から物品を台湾に密輸した場合、「懲治走私条例」（懲治走私条例第12条）、「海関緝私条例」（海関緝私条例第36条）の規定に違反する可能性があり、前者に違反した場合は7年以下の懲役、拘留、若しくはニュー台湾ドル300万元以下の罰金を科す。後者

---

<sup>22</sup>具体的制限項目の検索ウェブサイトのリンク（国貿局ウェブサイト）：

<http://www.trade.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeID=749>（最後閲覧日：2017/1/24）

による取締の場合、物品価値の一～三倍の罰金が科されて、且つ没収される。その他、輸入貨物の通関申告で、輸入貨物の名称、数量、重さ、品質、価値又は規格につき不実に申告したとき、偽造、変造若しくは不実の発票又は証書を提出した場合、及びその他違法行為がある場合、情状によって申告漏れした輸入税の二倍～五倍までにあたる額の過料に科す、又は貨物を没収できる（海関緝私条例第 37 条第 1 項）。上記罰則は、業者、個人の何れにも適用される。

**問題⑫：法定の手続きをとらずに、自動車又はオートバイの個人輸入をすることについて、違法性の問題があるか？**

台湾では従来、個人が海外から自動車を輸入するために多くの制限があった。例えば「個人申請輸入在国外已使用之自用車輛（小汽車或機車）審核要点」（2001 年 1 月 1 日から適用を停止した）に、個人で海外自動車の輸入を申請する主体（輸入申請者の資格）、客体（自動車種類）の何れも制限しており、且つ一台の自動車につき 1 回を限りとし、自動車を輸入しライセンスを受領してから 1 年以内は譲渡できなかった。

しかし、2002 年 1 月 1 日に WTO に加盟した後は全て取消され、自動車の個人輸入は原則として合法であり、あまり多くの制限はない。また、自動車の輸入関税の大幅な低下により、台湾人が海外から自動車を輸入する誘因となっている。

ただし、税関において法律が定めた輸入税、貨物税、営業税、貿易役務の宣伝費等を正直に申告しない場合、関係税法により補充納付が命じられ、且つ脱税の二倍の罰金を科されることとなる。

**問題⑬：機器のコピーガード等が勝手に解除された場合、何か問題あるか？**

著作権法第 80 条の 2 第 1 項には「著作権者が他人に無断で著作物にアクセスするのを禁止し、又は制限するために採用したコピーガード等の措置については、合法的に許諾を受けない限り、これを解除し、破壊し、その他の方法を用いてこれを回避してはならない」と規定されている。機器のコピーガード等が勝手に解除された場合、著作権法第 84 条及び第 88 条による差止請求権、損害賠償請求権を行使できる

(民事責任)。

また、著作権法第 80 条の 2 第 2 項には、「コピーガード等の措置の解除、破壊又は回避を図るための設備、器材、部品、技術若しくは情報は、合法的に許諾を受けない限り、これを製造し、輸入し、公衆の用に提供し又は公衆のために役務を提供してはならない」と規定されている。この規定に違反する場合、著作権法第 96 条の 1 により 1 年以下の懲役若しくは拘留に処し、あるいは新台幣ドル 2 万元以上、25 万元以下の罰金を科し又はこれを併科することができる(刑事責任)。

なお、著作権法第 80 条の 2 第 2 項の適用について、經濟部智慧財産局の 95 年智字第 094011197-0 号書簡には「科学技術中立の原則に基づき、全ての科技保護措置を回避できる行為は著作権法に制限されていることではなく、著作権法第 80 の 2 第 2 項は次のいずれかに符合しなければ適用できない。①コピーガード等の措置の解除、破壊又は回避を図るためのもの。②前項の用途以外、その商業用途が限られているもの。③コピーガード等の措置の解除、破壊又は回避を図るため販売促進したもの」と説明している。

つまり、営業の目的をもって機器のコピーガード等の措置を解除する者(店舗従業員など)に対しては、民事責任のほか、著作権法第 96 条の 1 による刑事責任を問うことができる。

**問題⑭：内国権利者が輸入した時点で、外国権利者とは無関係に独自のグッドウィルを形成している場合、何の問題があるか？**

これは著名商標が第三者に先取り登録された問題に関わり、有名な案例として日本企業吉田股份有限公司の「PORTER 及び図」商標、日本企業高岡屋股份有限公司の「高岡屋」商標等が上げられる。

しかし、当該商標が海外でどれだけ著名であろうと、台湾の商標法は登録主義及び属地主義であるため、台湾で登録出願をしなければ、商標法により与えられる商標使用权及び排他権を享受することができない。外国権利者が商標商品を輸入しようとする時に、内国権利者が既に同じ商標を登録している場合、当該内国権利者の商標が無効となるまで、台湾現行法では、当該商標の権利は、台湾内の権利者に帰属するため、外国権利者による異議申立てや無効審判請求により、当該商標を取り消すことが必要となる。無効事由には通常、商標法第 30

条第1項第11号「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるおそれがあるもの」、又は第12号「同一又は類似商標又は役務について他人の先使用、にかかる商標と同一又は類似であり、出願人が当該他人との間で契約関係、地縁、業務取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知悉していたとき」との規定が用いられる。

ただし、商標法第60条に「無効審判請求の審決が成立した案件においては、その登録を取り消さなければならない。ただし、審決時において、当該不登録事由がすでに存在しないものは、公益および当事者の利益を参酌した後、不成立の審決にすることができる」と規定され、当該条文の但書に言う「当該不登録事由がすでに存在しないもの」とは、二つの商標が市場で「長らく並存し、関連消費者が混同誤認することがない」ことを指す。

すなわち、商標が市場で存在している客観事実が消費者の印象として覚えられ、無効審判を提起した時点ですでに消費者が区別でき、混同誤認することがない状況を言う。したがって、内国権利者が外国権利者商標とは異なる独自のグッドウィルを築き上げたことを証明できれば、商標は取消されれない。また、公平交易法第22条又は25条の構成要件に該当するかにより、公平法における関係規定を以って、民事訴訟の提起又は公平交易委員会に告発することができる。

**問題⑮：代理店・販売店契約書における「販売できる区域」の限定と再販禁止に関する規定に、違法性の問題があるか？**

第四章第三節を参照すれば分かるように、競争を制限する「販売できる区域」の限定及び再販禁止等は公平交易法第20条第5号に違反する可能性がある。

公平交易法施行細則第28条第2項に、当該制限が正当なのか否かについては、当事者の意図、目的、市場地位、所属する市場の構造、商品の特徴及び履行した場合に市場競争に与える影響などを総合的に判断しなければならないと規定されている。メーカー又は権利者が明文で並行輸入を禁止できない前提のした、契約で実施許諾者の販売できる区域又は再販禁止等を制限し、公正競争を妨げるおそれがある場合、公平交易法第20条第5号の規定に違反するおそれがあるため、契約で



サービスの品質を確保するための制限であると強調する、又は製品の成分が生命 safety を危害するおそれがあるので管理を強化する等の制限するに十分な理由があるかが鍵となる。

**問題⑮-1：新品の製品を一旦販売登録することで中古品とすることにより、代理店・販売店契約の条項に抵触しない形にして並行輸出する行為に違法性の問題があるか？**

違法性の問題はないが、当事者間の契約違反の問題がある。つまり、「信義則」は民法の基本原則であり、権利行使又は義務の履行は、信義則に基づき行う必要があり、公平・正義の要求に符合させ、当事者双方の権利義務のバランスがとれるように、「無効」の評価を与えるか、又は「適切な調整」を行うべきである。

したがって、代理店又は販売店が契約の約定内容を悪意に回避し、故意にルール違反している事情を挙証できた場合は、民法の信義則の基本原則に基づき、代理店等は契約違反責任を負うべきであると主張できるはずである。

**問題⑯：並行輸入品に対するアフターサービスについて、メーカーや正規代理店がアフターサービスの義務を負うのか？**

消費者保護法第 7 条の規定に「製品の設計、生産、製造に従事する者又は役務を提供する企業経営者は、製品を提供し市場に流通させる時又は役務を提供する時に、当該製品又は役務が当時の科学技術又は専門レベルで合理的に期待できる安全性に符合しなければならない」との規定があり、法律面では企業やメーカーにアフターサービスを提供するよう義務付けていない。アフターサービスを提供する企業は、企業のイメージや製品価値を高めるなどのストラテジーを考慮して、消費者に提供しているサービスであるため、契約で義務付けることができる。よって、並行輸入品にアフターサービスを提供するかは、企業のマーケティングストラテジーに関わるものであり、メーカー及び販売店はアフターサービスを提供する義務を負う必要がない。

**問題⑯-1：真正品を改造し、真正品の商標を外し、自社商標を添付して並行輸出する行為に違法性の問題があるか？**

このような場合を「逆模倣」と言い、市場で購入した他社の製

品に自分の商標を勝手につけ、市場へ流通して販売することを指す。

世界各国の立法例によれば、逆模倣を不法行為として商標法に明らかに定めている国は、わずかにフランス、イタリア、オーストラリア、ブラジル及び中国等であり、台湾は含まれていない。このため、台湾において「逆模倣」が不法行為を構成するか否かについてあまり論議されておらず、法律の適用に紛争がないとは言えない。

ただし、商標法第 69 条には商標権者はその商標権を侵害したものに対し、損害賠償を請求することができ、その侵害排除を請求できる。侵害の可能性があるときは、その防止を請求することができる」と規定されている。つまり、登録商標の使用権は、商標権者の権利の一つであり、その製造した商品に当該商標を使用するのみでなく、消費者をして認識させ、自分のブランドを作るために該商標を利用するといった意味が含まれている商標権の使用により、商標価値を実現することも含まれる。

商標権とは、上記商標を直接使用する権利と使用することにより着々と築かれていく商標の未来価値の両方を同時に含み、両者を分割して論ずることはできない。よって、商標権者の同意を得てない「逆模倣」という行為は、経営者が心を込めて製品を經營することにより得た信用や名声、消費者の權益が合理的に保障され、公平に競争する市場環境を作るためにも、商標権侵害と評価されるべきである。

なお、このような行為は実際に間接的に商標権者が製品を市場へ流通する権利を妨害し、取引秩序及び公平競争を壊しているため、公平交易法第 25 条の不正行為禁止に関する他の規定に違反する可能性もある。しかし、このような事例は、台湾において学術面での論議が進められているのみであり、実務上の関連判決や意見表示はなされていない。

**問題⑰：台湾から海外への輸出（並行輸出）について、特に注意すべき事項又は問題があるか？**

台湾からの並行輸出の商品はあるが、種類や数は並行輸入に及ばず、

一番多いのは中国への輸出であり、法律で並行輸出を禁止していない。電気機器（デバイス）、事務機器の消耗品、健康飲料などの食品、スポーツ用品などは実務上よくある並行輸出商品であり、主な原因はやはり大きな価格差があるとのことであり、一部の原因としては台湾製の商品が中国で信頼され人気が高いことにある。並行輸出は、代理店、代理販売契約で販売地域の制限条項を約定することによって対応することができ、また各地域の電圧が異なり、アフターサービスの提供のコントロール等正当理由に基づき、各地の代理業者、代理販売業者と販売地域の制限契約を締結し、制限の条項違約処罰を定めることによって並行輸出入を阻止する効果を上げることができる。また、税関と協力して差押えたり（ただし、輸出の状況には実益は高くない）、商品製造コートにつき販売地域によりコートをつけたりするのも考えられる対策である。

**問題⑱：並行輸入された正規品の電池や付属品を取り出し、安い電池、付属部品に取り替えて販売する行為には、違法性の問題があるか？**

台湾商標法では真正品の並行輸入は商標法の規定に違反しない。それは、真正品の出所が正当で、商標権者又は実施許諾者の信用・名声を損害するおそれがないからである。

しかし、工場出荷包装のまま販売せず、加工、改造若しくは変更したものに同一商標図形を表彰し、又は当該商標図形を広告等同類の書類に付して陳列又は頒布し、消費者をして商標権者もしくは実施許諾者、代理業者、販売店であると誤認混同させる場合、悪意に基づき他人の商標を使用する行為に属し、明らかに他人の商標権を侵害する犯意があり、その情状により商標法の刑罰規定を適用するべきである。

よって、並行輸入業者が台湾において、並行輸入された製品に付いている電池、付属又は関連部品を変更し、工場出荷状態のまま販売していない商品に同一商標を表彰し、又は当該商標を広告等の書類に付して販売した場合、商標権者等の信用や名声に損害を与えて、商標法違反、商標権侵害を構成する可能性がある。

**問題⑲：台湾以外のライセンス先企業の製品が、品質基準の観点から販売地域**

の制限契約条項があるにも関わらず台湾に並行輸入された場合に、違法性の問題はあるか？

台湾の現行専利法、商標法のいずれも、真正品の並行輸入を制限していないが、著作権法では国内消尽の原則を採用しており、著作物の真正品を並行輸入してはならない。つまり、著作物の並行輸入を除いては、原則として並行輸入品が専利法や商標法に違反することはない。

販売地域制限契約を締結した場合、その効力は当事者間にしか及ばず、並行輸入業者の並行輸入行為が商標法や専利法に違反するか否かと直接関係がない。実施許諾の受託者と依頼者間で販売地域制限契約を締結している場合、それは当事者間の合意によるものであり、受託者は依頼者に対し、双方の契約に定めた内容により、契約違反した損害賠償又は違約金などを請求することができる（ただし、当該販売地域制限契約が現地の不正競争等の規範に違反するか否かにつき留意する必要がある）。

並行輸入品の流通を制限するためには、販路全体の管理、及び商品差異化の強化、品質保証サービスの提供等の方法により行うことを提案する。

**問題⑩：台湾以外のライセンス先企業が、販売地域及び製造地域の制限を越えて、台湾で委託生産させ、そのまま台湾国内に流通させる場合、違法性の問題があるか？**

契約により特定な地域で販売及び製造しない行為は、当事者間の民事上の契約違反に関わる問題であり、契約責任のみを負えばよい。ただ、実施許諾者がただ乗りや商品の出所の誤認混同等の行為がある場合、公平交易法第 21 条又は第 25 条規定に違反する可能性がある。また、当該特許権や商標権が台湾で登録済みの場合は特許権侵害や商標権侵害を構成する可能性がある。

**問題⑩-1：台湾以外のライセンス先や委託生産先が生産した製品で、品質上引き取り拒否された B 級品が台湾に並行輸入された場合、違法性**

### の問題があるか？

B級品など工場流出品は、ライセンス先や委託生産先から販売許諾を得ておらず、当事者間契約の合法的許諾範囲に含まれていないため、模倣品に属する。

したがって、台湾に輸入した場合は著作権法、商標法、専利法等の規定に違反し、民事及び刑事の責任を負わされる可能性がある。

## 第七章 おわりに

著作権法は並行輸入につき国内消尽原則を採用しているため、比較的並行輸入を直接阻止できるが、専利法、商標法等その他の知的財産権法は国際消尽原則を採用し、並行輸入を禁止していないため、著作権物以外の商品につき、権利者が直接に専利法、商標法等知的財産権法を援用して並行輸入を制限する依拠とするのは困難である。**法的観点から見ると**、権利者が並行輸入を阻止するには、その他関連する法規範又は手段に頼らなければならない、例えば、植物品種及種苗法、集積回路回路配置保護法、商品検閲法、電信管制射頻器材管理弁法、食品安全衛生管理法等その他の規範は、並行輸入のために設けられた規範ではないが、巧みに活用すれば、ある程度並行輸入を制限又は阻止する効果が期待できる。

なお、**ビジネスの手段として**、並行輸入品がメーカー又は代理店の利益を減損させる可能性があるため、企業は、新製品を多く開発するような間接的な手段をもって並行輸入品の流通を阻止すべきである。目下、よくある手段として、契約で流通地域、転売対象、転売価格を限定する等の販売通路に対し様々な制限を付けるものがあるが、公平競争妨害の行為に該当して公平交易法に違反する可能性があるか否かを検討しなければならない。また、企業自体が商品の区別性、識別性を強化し、許諾商品と並行輸入品との差異を拡大することにより、消費者が自分にとって一番有利な商品を選ばせ、実質的に並行輸入品を打撃する方法を活用する。企業はその商品の特性を考量し、前述対策を総合的に運用し、企業自身と消費者が Win-Win となるよう図るべきである。

一方、実際、不正並行輸入業者が模倣品、改造品又は横流し品などを混入し真正品と称して並行輸入し、消費者にそれは代理業者のものであると誤認させ、権利者のメーカー及び販売代理業者などの信用・名声を侵害した事例が多く見られる。ただ乗りの並行輸入がメーカーと販売代理業者の権益を侵害した態様は非常に多いため、メーカーと販売代理業者は、実際の状況により水際対策や権利侵害の主張など、正規業者自身の権利を守るために適切な対策を巧みに活用されたい。

添付資料

海関執行商標権益保護措施実施弁法  
改正条文の対照表

2016年12月30日に改正

改正条文	現行条文	説明
<p>第1条 本弁法は商標法（以下、本法という。）第78条第2項の規定に基づき制定する。</p>	<p>第1条 本弁法は商標法（以下、本法という。）第78条第2項の規定に基づき制定する。</p>	<p>本条項は修正されていない。</p>
<p>第2条 商標権者は、輸出入貨物とその商標権を侵害するおそれがあると認定した場合、税関に関連文書を提出して提示保護を申請することができる。 前項にいう提示保護とは、商標権者が商標権の存続期間内に、税関に対して保護に関する資料を提示し、税関が知的財産権データベースに登録するシステムを指す。</p>		<p>一、<u>本条項は新設されたものである。</u> 二、商標権者の提示保護の資料が税関の知的財産権データベースに登録されることにより、税関は第7条及び第8条の規定に基づいて職務を執行する際の参考とすることができ、また輸出入貨物が明らかに商標権を侵害するおそれがある場合、その連絡先の情報に基づき、税関が商標権者と連絡が取れることから、第1項において商標権者は税関に商標権の提示保護を申請できると明確に定め、第2項において提示保護の意義を定義した。</p>
	<p>第2条 本法第75条第1項にいう職務執行とは、次の事情のいずれかがある場合を指す。 一、商標権者が、特定の輸出入貨物とその商標権を侵害すると告発する。</p>	<p>一、<u>本条項を削除した。</u> 二、税関は商標法（以下、本法という。）第75条の規定により商標権保護を執行し、職務執行を各類型ごとに区別する必要がないため、削除した。</p>

	<p>二、商標権者が、未特定の輸出入貨物とその商標権を侵害する疑いがあると提示する。</p> <p>三、その他の機関が、輸出入貨物に商標権を侵害する疑いがあることを通報する。</p> <p>四、税関が、輸出入貨物の外観に明らかに商標権侵害の疑いがあることを自主的に発見する。</p>	
<p>第3条  <u>商標権者が提示保護を申請する場合、商標登録番号ごとに一つの申請案件として申請し、申請書及び次の資料を提出して税関に申請しなければならない。</u></p> <p>一、<u>税関が真正品と権利侵害品の特徴を判別することができる説明文。</u></p> <p>二、<u>税関が真正品と権利侵害品の特徴を判別することができる画像の電子ファイル（例えば真正品、模倣品、または真正品と模倣品対照の写真やカタログ等）であって、かつ画像内容は登録されている使用指定の商品項目でなければならない。</u></p> <p>三、<u>商標権の証明書類。</u></p> <p>四、<u>連絡先の情報。</u></p> <p><u>前項申請を受理した場合、税関は申請者に通知しなければならないが、受理しない場合、理由を明確に述べ、申請者に通知しなければならない。</u></p>	<p>第8条  <u>商標権者は未特定の輸出入貨物とその商標権を侵害する疑いがあると提示する場合、書面をもって財政部関税総局または貨物輸出入地の税関に提示し、第3条第1号、第3号の資料を提出しなければならない。</u></p> <p><u>税関が前項案件を受理し、保護措置を執行するとき、第4条から第7条の規定を準用する。</u></p> <p><u>税関が前項保護措置を執行する期間は、税関が受理を許可した日から1年に限る。商標権者は期間満了前において、資料を更新し税関に延長を申請できる。一回の延長期間は1年であり、延長を申請しなかった場合は、改めて提示申請しなければならない。</u></p>	<p>一、条項番号を変更した。</p> <p>二、商標権により専用期間が異なり、かつ内容が異なることを考慮し、混同を避けるために、第1項において商標登録番号ごとに提示保護を申請しなければならないと追加した。また、申請時に必要な資料を明確に定め、用語統一のため、受理機関の文言を税関に修正した。</p> <p>三、行政作業の更なる透明化を図り、第2項の規定を追加した。</p> <p>四、提示保護の申請を許可した後、税関は第7条及び第8条の規定に基づいて商標権保護措置を執行しなければならないため、現行条文第2項の規定を削除した。</p> <p>五、現行条文第3項は、第4条に移動したため、削除した。</p>



<p>第4条 税関によって許可された提示保護の期間は、許可された日から商標権の存続期間満了日までとする。商標権が商標主務官庁により更新登録が許可された場合、商標権者は更新の証明書類を提出し、税関に提示保護期間を更新後の商標権存続期間満了日まで延長するよう申請することができる。</p>	<p>第8条第3項 税関が前項保護措置を執行する期間は、<u>税関が受理を許可した日から1年に限る。商標権者は期間満了前において、資料を更新し税関に延長を申請できる。一回の延長期間は1年であり、延長を申請しなかった場合は、改めて提示申請しなければならない。</u></p>	<p>一、第1項は、現行条文第8条第3項から移動したものである。税関によって許可された提示保護期間につき、現行条文では、1年に限定し、商標権者は毎年延長の申請を行わなければならないと規定されており、これは申請のコスト及び税関の作業の負担を増加することになりかねないので、簡素化を図るために修正した。</p> <p>二、商標権の存続期間につき、経済部智慧財産局が更新を許可した場合、税関によって許可された本来の提示保護期間を過ぎたか否かにかかわらず、商標権者は当該機関の更新登録許可書簡を提出し、税関に提示保護期間の延長を申請することができる。第2条及び第3条の規定に基づいて提示保護の再申請を行う必要をなくし、手続きの負担を軽減するため、第2項を追加した。</p>
<p>第5条 次のうちのいずれかに該当する場合、税関は提示保護期間を繰り上げて終了することができる。</p> <p>一、税関が、第3条第1項第4号の情報に基づき、商標権者またはその代理人と連絡が取れなかった場合。</p> <p>二、<u>中華民國領内において</u></p>		<p>一、<u>本条項は新設されたものである。</u></p> <p>二、税関による商標権保護措置の執行は、商標権者または代理人の協力がなければ完成できない。税関は、すでに提示保護を許可した商標権者またはその代理人と連絡が取れず、これにより本法</p>

<p>住所または営業所のない商標権者が、代理人と契約を解除したまたはその他代理関係を消滅させる事由があることにより、第14条第1項但書の代理人委任規定に合致しない場合。</p>		<p>に定められた保護措置を執行できない場合、提示保護期間を繰り上げて終了する必要があるため、提示保護期間を繰り上げて終了すべき事由を追加した。</p>
<p>第6条 商標権者は特定の輸出入貨物とその商標権を侵害すると告発する場合、<u>次の資料を提出して税関に告発しなければならない。</u></p> <p>一、侵害事実及び侵害物品を十分に判別できる説明、並びに侵害物品を確認するための電子ファイル資料（例えば真正品、模倣品の見本、写真、カタログまたは図等）。</p> <p>二、輸出入業者の名称、貨物名称、輸出入港および期日、航空機もしくは船舶の便名、コンテナ番号、貨物の保存場所等の具体的関連資料。</p> <p>三、商標権の証明書類。 税関は告発を受けたとき、告発内容が具体的であるかを判断しなければならず、<u>受理された場合、商標権者に通知しなければならず、不受理の場合は、理由を明確に述べ、商標権者に通知しなければならない。</u></p>	<p>第3条 商標権者は特定の輸出入貨物とその商標権を侵害すると告発する場合、書面をもって<u>財政部関税総局または貨物の輸出入地の税関に対して告発し、かつ次の資料を添付しなければならない。</u></p> <p>一、侵害事実及び侵害物品を十分に判別できる説明、並びに侵害物品を確認するための電子ファイル資料。例えば真正品、模倣品の見本、写真、カタログまたは図。</p> <p>二、輸出入業者の名称、貨物名称、輸出入港および期日、航空機もしくは船舶の便名、コンテナ番号、貨物の保存場所等の具体的関連資料。</p> <p>三、<u>商標登録の証明書類。代理人が前項の申請を行う場合、代理に関する証明書類を別途添付しなければならない。</u></p> <p>第4条 税関は前条の告発を受けたとき、告発内容が具体的であるかを判断しなければならず、受理した場合、</p>	<p>一、条項番号を変更した。</p> <p>二、用語統一のために、第1項の受理機関について文言の修正を行った。また、改正条文第13条の規定により、商標権者は電子ファイルの送信をもって告発を行うことができるため、現行条文第3条第1項における書面による申請に限定するとの文言を削除し、第1号及び第3号の文言を修正した。</p> <p>三、代理人が委任を受けて本弁法に定められた関連事項を処理する場合、第14条の規定により委任状を提出しなければならないため、現行条文第3条第2項を削除した。</p> <p>四、第2項は、現行条文第4条から移動し、文言上の修正を行ったものである。また、商標権者が具体的な関連資料を補足するとき、その方法として出頭して説明する方法に限定せず、そのうえ出頭して説明する方法は効率的かつ最速の方法ではないため、</p>

	<p>商標権者に通知しなければならず、不受理の場合も、不受理の理由の説明とともに通知しなければならない。<u>必要なときは、説明のため、商標権者に出頭するよう通知することができる。</u></p>	<p>「必要なときは、説明のため、商標権者に出頭するよう通知することができる」との文言を削除した。</p>
<p>第7条 税関が職務執行時に、<u>輸出入貨物が明らかに商標権侵害のおそれがあることを発見した場合</u>、商標権者及び輸出入者へ通知しなければならない。 商標権者および輸出入者が前項通知を受けた時から、次の手続きにより処理する。</p> <p>一、航空便輸出貨物は商標権者が4時間以内に、航空便輸入貨物及び船便輸出入貨物は商標権者が24時間以内に税関で<u>権利侵害の有無について認定</u>を行い、3執務日までに<u>権利侵害の有無の事実証拠</u>を提出しなければならない。但し、正当な理由により期限内に提出できない場合、当該期限満了前に、書面をもって理由を<u>釈明</u>し、税関に3執務日の延長を申請しなければならない。延長は1回に限る。</p> <p>二、輸出入者は3執務日以内に権利侵害していないことの証明書類を提出しなければならない。但し、正当な理由により期限内に</p>	<p>第5条 税関が前条規定により告発を受理し、輸出入貨物と告発の内容が一致することを確認した場合、<u>電話及びファクシミリ</u>で商標権者及び輸出入者へ通知しなければならない。 商標権者および輸出入者が前項通知を受けた時から、次の手続きにより処理する。</p> <p>一、航空便輸出貨物の<u>告発案件</u>は商標権者が4時間以内に、航空便輸入貨物及び船便輸出入貨物の<u>告発案件</u>は商標権者が24時間以内に税関で認定を行い、3執務日までに権利侵害の事実証拠を提出しなければならない。但し、正当な理由により期限内に提出できない場合、当該期限満了前に、書面をもって理由を説明し、税関に3執務日の延長を申請しなければならない。延長は1回に限る。</p> <p>二、輸出入者は3執務日以内に<u>授權証明書類または権利侵害していないことの証明書類</u>を提出しなければならない。但し、正当な</p>	<p>一、条項番号を変更した。</p> <p>二、第1項及び第2項は、現行条文第5条から移動したものであり、本法第75条規定の用語を参照して修正したものである。また、本条にいう職務執行は、例えば現行条文第2条及び非商標権者による特定貨物の商標権侵害の告発等関連税関職務執行の類型を含む。</p> <p>三、授權証明書類は、権利侵害していないことの証明書類の一種の態様であり、つまり権利侵害していないことの証明書類にはすでに授權証明書類が含まれているため、現行条文第5条第2項第2号「授權証明書類または」との文言を削除した。</p> <p>四、実務執行及び税関が輸出入貨物に権利侵害の疑いがあることを発見した際の通知の効率化のために、第3項を追加した。</p> <p>五、第4項は、現行条文第9条第2項から移動したものであり、現行条文第9条第3項に定め</p>

<p>提出できない場合、当該期限満了前に、書面をもって理由を<u>釈明</u>し、税関に3執務日の延長を申請しなければならず、延長は1回に限る。</p> <p><u>税関が第1項の通知を行う場合、口頭、書面、電話、電子メールまたはファクシミリで行うことができ、また記録を作成して裁判資料に添付する。</u></p> <p><u>税関が第1項の通知を行うとき、商標権者の連絡資料を取得できなかった場合、商標主務官庁に1執務日以内に提供できるよう協力を要請することができる。</u></p> <p><u>商標権者は第1項の通知を受けた後、税関に権利侵害の疑いのある貨物の写真データを提供するよう要請し、それを税関で権利侵害有無の認定を行うか否かについて判断する参考とすることができる。但し、税関が提供した写真データは、権利侵害の有無を認定する依拠としてはならない。</u></p>	<p>理由により期限内に提出できない場合、当該期限満了前に、書面をもって理由を説明し、税関に3執務日の延長を申請しなければならず、延長は1回に限る。</p>	<p>られた期限を参酌し、機関に1執務日以内に商標権者の連絡資料を提供するよう協力を要請すると定めたものである。</p> <p>六、商標権者がより完全な情報を取得できるように、また税関で鑑定するか否かについて判断する時間を短縮し、迅速に権利を行使できるように、第5項を追加した。これにより、税関は申請に基づいて商標権者に権利侵害の疑いのある物の写真を提供しなければならない。さらに、本法第75条第2項の規定により、商標権者は税関で権利侵害有無の認定を行わなければならない、税関によって提供された写真のみを根拠として真偽認定を行ってはならないため、第5項但書において明確に定めた。</p>
<p>第8条 商標権者が前条に従って輸出入貨物が商標権を侵害すると認定し、侵害事実証拠を提出したとき、以下の手続きにより処理する：</p> <p>一、輸出入者が前条第2項第2号に規定する期限までに、権利侵害していないことの証明書類を提出せず、本法第95条または第97条の規定違反の嫌疑が</p>	<p>第6条 商標権者が前条に従って輸出入貨物が商標権を侵害すると認定し、侵害事実証拠を提出したとき、以下の手続きにより処理する：</p> <p>一、輸出入者が前条第2項第2号に規定する期限までに、<u>授權証明書類または権利侵害していないことの証明書類</u>を提出していない場合、税関は本法第</p>	<p>一、条項番号を変更した。</p> <p>二、第1項第1号及び第2項の文言を修正。</p> <p>三、授權証明書類は権利侵害していないことの証明書類の一種なので、現行条文第6条第1項第1号及び第2号の「授權証明書類」を削除した。</p>

<p>ある場合、取調べのために案件を司法機関に移送しなければならない。</p> <p>二、輸出入者が前条第二項第2号に規定する期限までに、権利侵害していないことの証明書類を提出した場合、商標権者に、通知を受けてから3執務日以内に本法第72条第1項の規定により税関に貨物の差押の申請をすることができることを直ちに通知しなければならない。</p> <p>商標権者が前項第2号に規定されている期限内において税関に差押の申請をしなかった場合、その他通関に関する規定に違反しないとき、税関は代表的貨物の見本を取得した後、輸出入貨物に関する規定に基いて処理する。</p>	<p>95条または第97条の規定に基づき、取調べのために案件を司法機関に移送しなければならない。</p> <p>二、輸出入者が前条第二項第2号に規定する期限までに、<u>授權証明書類</u>または権利侵害していないことの証明書類を提出した場合、<u>税関</u>は商標権者に、通知を受けてから3執務日以内に本法第72条第1項の規定により税関に貨物の差押の申請をすることができることを直ちに通知しなければならない。</p> <p>商標権者が前項第2号に規定されている期限内において税関に差押の申請をしなかった場合、その他通関に関する規定に違反しないとき、税関は代表的貨物の見本を取得した後、輸出入貨物に関する規定に基いて処理する。</p>	
<p>第9条 <u>税関が前2条に規定されている商標権保護措置を執行するとき、次の事情の一つがあり、かつその他通関の規定違反がない場合</u>、輸出入貨物に関する規定に基いて処理する。</p> <p>一、<u>税関が商標権者と連絡が取れず、または第7条第4項に規定の期限内に、商標権者の連絡資料を取得できなかったことにより商標権者に通知できなかった場合。</u></p> <p>二、<u>商標権者が第7条第2項第1号に規定されている期限内に税関で権利侵害の有無の認定を</u></p>	<p>第7条 商標権者が第5条の規定に従って税関で認定を行わなかった、または期限内に権利侵害の事実証拠を提出しなかった、または輸出入貨物に商標権侵害の事情が認定されなかった場合、その他通関に関する規定に違反しないとき、<u>税関</u>は代表的貨物の見本を取得した後、輸出入貨物に関する規定に基いて処理する。</p> <p>第9条第3項 <u>税関が協力を要請してから1執務日以内に商標権者の連絡資料を取得できず、またその</u></p>	<p>一、条項番号を変更した。</p> <p>二、実務上、税関が商標権者と連絡を取れないことにより、商標権者に通知できない場合がある。たとえば、税関に商標権者の連絡先の情報がなく、機関に提供を求めても、連絡がとれなかった場合。また国外の商標権者の台湾代理人が委任を受けていないとして、代わりに連絡を取ることができないと表明した場合。また、その他通関規定に違反していない状況のもと、貨物の通関が遅延することを避</p>

<p><u>行わなかった場合。</u></p> <p><u>三、商標権者が第7条第2項第1号に規定されている期限内に権利侵害の有無の事実証拠を提出しなかった場合。</u></p> <p><u>四、輸出入される貨物が商標権者により商標権を侵害する事情がないと認定された場合。</u></p>	<p><u>他通関に関する規定に違反しないとき、税関は代表的貨物の見本を取得した後、輸出入貨物に関する規定に基づいて処理する。</u></p>	<p>けるため、輸出入貨物に関する規定に基づいて処理するため、第1号の規定を追加した。同時に現行条文の第9条第3項を合わせて規範に盛り込み、文言を修正した。また、代表的貨物の見本を取得するかどうかは輸出入貨物に関する規定に基づいて処理するので、「代表的貨物の見本を取得した後」の部分削除した。</p> <p>三、現行条文第7条に規範する場合について、第2号ないし第4号に移動し、文言を少し修正した。</p>
	<p>第9条 税関がその他の機関により輸出入貨物に商標権を侵害する疑いがあると通報された、または輸出入貨物の外観に明らかに商標権を侵害する疑いがあることを自主的に発見した場合、第5条から第7条の規定を準用し保護措置を執行する。</p> <p>税関が前項の規定に従って処理する時、商標権者の連絡資料を取得できなかった場合、経済部智慧財産局に協力を要請することができる。</p> <p>税関が協力を要請してから1執務日以内に商標権者の連絡資料を取得できず、またその他通関に関する規定に違反しないとき、税関は代表的貨物の見本を取得した後、輸出入貨物に関する規定に基づいて処理する。</p>	<p>一、<u>本条は削除した。</u></p> <p>二、税関がその他の機関により輸出入貨物に商標権を侵害する疑いがあると通報された、または輸出入貨物の外観に明らかに商標権を侵害する疑いがあることを自主的に発見した場合、採取すべき保護措置は第7条及び第8条に規定されているため、この第1項を削除した。</p> <p>三、第2項を第7条へ、第3項を第9条へ移動したので、合わせて削除した。</p>

<p>第10条 本法第76条第1項の規定に基づき差押品の検査を申請する場合、貨物輸出入地の税関に申請しなければならない。</p> <p>前項検査は、税関が指定した時間、場所及び方法にて行わなければならない。</p> <p>税関が前項内容を指定する時、差押品の機密情報の保護を損なわないように注意しなければならない。</p>	<p>第10条 本法第76条第1項の規定に基づき差押品の検査を申請する場合、<u>書面をもって</u>貨物輸出入地の税関に申請しなければならない。</p> <p>前項検査は、税関が指定した時間、場所及び方法にて行わなければならない。</p> <p>税関が前項内容を指定する時、差押品の機密情報の保護を損なわないように注意しなければならない。</p>	<p>第13条に規範されている申請方式に合わせて、現行条文第1項の申請方式を書面に限定する文言を削除した。</p>
<p>第11条 商標権者が本法第76条第2項の規定に基づき関連資料の提供を申請する場合、申請書に下記の書類を添付して貨物輸出入地の税関に提出しなければならない：</p> <p>一、商標権の証明書類 二、権利侵害の事実証拠 三、税関から取得した資料を商標権侵害案件の調査及び訴訟提起においてのみ使用すると声明した商標権者の誓約書</p> <p>前項の申請につき、税関の審査を経て許可された後、書面をもって輸出入者、貨物の荷受人及び荷送人の氏名または名称、住所及び権利侵害嫌疑品の数量を提供することができる。</p>	<p>第11条 商標権者が本法第76条第2項の規定に基づき関連資料の提供を申請する場合、申請書に下記の書類を添付して貨物輸出入地の税関に提出しなければならない：</p> <p>一、商標登録の証明書類 二、権利侵害の事実証拠 三、税関から取得した資料を商標権侵害案件の調査及び訴訟提起においてのみ使用すると声明した商標権者の誓約書</p> <p><u>代理人が前項の申請を提出する場合、代理に関する証明書類を別途添付しなければならない。</u></p> <p>第1項の申請につき、税関の審査を経て許可された後、書面をもって輸出入者、貨物の荷受人及び荷送人の氏名または名称、住所及び権利侵害嫌疑品の数量を提供することができる。</p>	<p>一、第1項第1号の文言を修正した。</p> <p>二、代理人が委任を受けて本弁法の関連事項を行うとき、第14条に委任状を添付しなければならないと規定しているので、現行条文第11条第2項を削除した。</p>
<p>第12条 本法第77条第1項</p>	<p>第12条 本法第77条第1項</p>	<p>一、第2項第1号及び第3</p>

<p>の規定に基づく商標権者による税関への見本借受け申請は、現場における輸出入貨物の検査では権利侵害認定が困難であるため見本を借受けて器具や設備により鑑定を行う必要がある、または特殊な原因により税関が許可した場合に限る。</p> <p>前項申請は、申請書を提出し、保証金を納付し、また下記の書類を添付して貨物輸出入地の税関に申請しなければならない：</p> <p>一、商標権の証明書類 二、借受人の身分証明及び授權書類 三、見本を借受けても輸出入者の利益を侵害しないこと、不正な用途に使用しないことを声明した商標権者の誓約書</p> <p>見本の持出しにつき、税関は同一型番規格の貨物から一式二点を採取し、税関が一点を写真撮影して証拠保存してから申請者に貸出し、一点を税関で密封保存することができる。</p>	<p>の規定に基づく商標権者による税関への見本借受け申請は、現場における輸出入貨物の検査では権利侵害認定が困難であるため見本を借受けて器具や設備により鑑定を行う必要がある、または特殊な原因により税関が許可した場合に限る。</p> <p>前項申請は、申請書を提出し、保証金を納付し、また下記の書類を添付して貨物輸出入地の税関に申請しなければならない：</p> <p>一、商標登録の証明書類 二、借受人の身分証明及び授權書類 三、見本を借受けても輸出入者の利益を侵害してはならず、不正な用途に使用してはならないと声明した商標権者の誓約書</p> <p><u>代理人が前項の申請を提出する場合、代理に関する証明書類を別途添付しなければならない。</u></p> <p>見本の持出しにつき、税関は同一型番規格の貨物から一式二点を採取し、税関が一点を写真撮影して証拠保存してから申請者に貸出し、一点を税関で密封保存することができる。</p>	<p>号の文言を修正した。</p> <p>二、代理人が委任を受けて本法の関連事項を行うとき、第14条に委任状を添付しなければならないと規定しているので、現行条文第12条第3項を削除した。</p>
<p>第13条 商標権者が本弁法により行う申請または告発は、書面または電子ファイルの送信の方式で提出する。</p> <p>書面で提出した場合、書面が税関に到達した時間を基準とする。但し書留郵便の場合、郵便局に引き渡</p>		<p>一、<u>本条項は新設されたものである。</u></p> <p>二、申請者の案件申請の作業時間を削減し、行政の電子化を促進するため、税関の現行実務の運営においてすでにオンライン申請を採用しているため、第一項を追加し</p>



<p>した当日の消印を基準とする。</p> <p>電子ファイルの送信の方式で提出した場合、税関のコンピュータに記録された時間を基準とする。</p> <p>税関が申請者の身分または資格を審査するために必要なとき、申請者に身分証などの関連証明書を添付するよう通知することができる。</p>		<p>た。</p> <p>三、書面による申請は、文書が税関に送達された日に効力を生じる。但し、書留郵便の場合、行政程序法第 49 条の規定により、郵便局に引き渡した当日の消印を基準とする。電子方式により提出された場合、税関の情報システムの受領時間を基準とするよう、第 2 項及び第 3 項を追加する。</p> <p>四、税関が申請者の身分および資格を審査するために、職権により証明書類を提出するよう要求できるよう、第 4 項を追加する。</p>
<p>第 14 条 商標権者は本弁法に定める関連事項を代理人に委任して行うことができる。但し、中華民国内において住所または営業所がない場合、国内に住所を有する代理人に委任して行わなければならない。</p> <p>代理人が委任事務を処理するとき、代理権限が明記された委任状を添付しなければならない。</p>		<p>一、本条項は新設されたものである。</p> <p>二、税関事務の代理に関して、原則として任意代理制度を採取しているため、代理人に委任して行うかどうか、申請者自ら決定することができ、委任の事情があれば、委任状を添付しなければならない。但し、中華民国内において住所または営業所がない場合、例外として強制代理制度を採取しているため、税関で権利侵害の鑑定を行うための連絡や書類の送達など本法に定める商標権の保護手続きを行うため、国内に住所を有する代理人に委任しなければならない。</p>
<p>第 15 条 本法第 39 条の規</p>		<p>一、本条項は新設されたも</p>

<p>定により商標主務官庁により登記された専用権者は、ライセンス範囲内で、証明書類を提出することができ、自らの名義で本弁法が定める商標権者の権利行使および義務負担することができ、商標権者及び第三者が本弁法により行った同じ申請を排除することができる。但し、ライセンス契約の別段の定めがあるときは、その約定に従う。</p>		<p>のである。</p> <p>二、本法第 39 条第 5 項および第 6 項の規定により、専用権者がライセンス範囲内において、商標権者に相当する地位を取得し、商標権が侵害されたとき、ライセンス契約に別段の規定がある場合を除いて、自己の名義で権利行使できるよう、商標主務官庁により登記された専用権者は自己の名義で本弁法の商標権者に関する権利を行使することができ、同じ義務を負担することを追加した。但し、ライセンス契約の別段の定めがあるときは、その約定に従う。</p>
<p>第 16 条 本弁法の申請者の情報、代理人の情報、提示保護した真正品及び侵害品の特徴の説明文、画像の電子ファイル及びその他関連規定事項について変更がある場合、商標権者は税関に変更の申請をしなければならない。</p>		<p>一、本条項は新設されたものである。</p> <p>二、税関の知的財産権データベースの資料を実情と一致させ、調査の参考及び連絡をとるため、関連資料及び添付した書類に変更があったとき、税関に対して変更の申請を行わなければならないと明確に定めた。</p>
<p>第 17 条 本弁法は発布日から施行する。</p>	<p>第 13 条 本弁法は発布日から施行する。</p>	<p>条項番号の変更のみで、内容は修正していない。</p>

[特許庁委託] 台湾における並行輸入品への法的手当

---

平成29年3月 発行

発行者 舟 町 仁 志

発行所 公益財団法人 日本台湾交流協会

【禁無断転載】

東京都港区六本木3-16-33

青葉六本木ビル7階

印刷所 株式会社 丸井工文社

執筆協力: 萬國法律事務所 (Formosa Transnational Attorneys At Law)

台北市仁愛路三段136号15階